知内町地域防災計画

策　　定　平成　８年３月
一部改訂　平成２６年５月　１日
一部改訂　令和　５年３月３１日
一部改訂　令和　７年４月　１日

第１章　総　則

第１節　目　的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条及び知内町防災会議条例（昭和 37 年条例第 13 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、知内町防災会議が作成する計画であり、知内町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害救急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて、知内町住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり計画的に、かつ、迅速的確に実施するため、次の事項を定め、知内町地域の防災の万全を期することを目的とする。

ア　知内町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
イ　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に必要な防災の組織の運用に関すること。
ウ　気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
エ　災害が発生した場合の給水、防疫及び食料供給等災害応急対策に関すること。
オ　災害復旧に関すること。
カ　防災訓練に関すること。
キ　防災思想の普及に関すること。

第２節　用　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

・基　本　法　　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
・救　助　法　　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
・防 災 会 議　　知内町防災会議
・部　（長）　　知内町災害対策本部（長）
・計　　画　　知内町地域防災計画
・災　　害　　災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害

第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

知内町防災会議の構成機関、防災関係機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等の区分、機関名並びに防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

１　知内町

（１）町長部局

ア　知内町防災会議に関すること。

イ　知内町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。

ウ　知内町水防本部の設置及び組織の運営に関すること。

エ　防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。

オ　町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。

カ　被害者の救助、救援及び行方不明者の捜索並びに死者の埋葬に関すること。

キ　予報、注意報及び警報並びに情報等の伝達及び災害情報の収集報告に関すること。

（２）知内町教育委員会

ア　災害時における、被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導の実施に関すること。

イ　文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

ウ　避難等に係る町立学校施設の使用に関すること。

エ　災害時における学校給食の実施に関すること。

２　渡島西部広域事務組合

（１）知内消防署及び知内消防団

ア　災害時における住民の生命及び財産の保護に関すること。

イ　防災対策の支援及び協力を行うこと。

ウ　被害者の救助、救援及び行方不明者の捜索に関すること。

エ　その他消防業務に関すること。

（２）衛生センター

災害時におけるじん芥収集、し尿のくみ取り業務の緊急処理に関すること。

３　措定地方行政機関

（１）北海道開発局函館開発建設部、同江差道路事務所及び同函館港湾事務所

ア　国道の災害応急対策、災害復旧対策及び交通の規制に関すること。

イ　直轄工事の漁港及び航路の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に関すること。

（２）北海道財務局函館財務事務所

ア　災害時における有価証券の売買取引に伴う受渡し遅延に対する措置に関すること。

イ　本町の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融通に関すること。

ウ　災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払い、保険料の払込み猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特別措置に係る金融機関の指導に関すること。

エ　災害時において本町及び土地改良区に対し、国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸与を行うこと。

（３）北海道農政事務所函館地域拠点

ア　災害時における応急用食料の調達及び供給に関すること。

イ　災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。

（４）北海道森林管理局檜山森林管理署

ア　林野火災の予防対策を樹立し、その未然防止に関すること。

イ　火災時における所轄国有林の保安、防災対策に関すること。

ウ　治山対策の実施に関すること。

エ　災害時における緊急復旧資材の確保に関すること。

（５）北海道運輸局函館運輸支局

ア　災害時における陸上運送の安全確保又は指導、斡旋に関すること。

イ　災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用のあっせんに関すること。

ウ　航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全確保に関すること。

エ　自動車輸送事業の安全確保に関すること。

（６）第一管区海上保安本部函館海上保安部

ア　災害時における船舶の避難誘導及び、海上救助並びに行方不明者の捜索に関すること。

イ　海上犯罪の予防、航路障害物の除去に関すること。

ウ　災害時における被災者、救援用物資、人員等の海上輸送に関すること。

エ　気象警報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。

オ　海上における人命の救助に関すること。

カ　海上における船舶交通の安全確保に関すること。

キ　海上災害時における自衛隊の災害派遣に関すること。

（７）札幌管区気象台及び函館地方気象台

ア　気象、地象、地動、水象等の観測に関すること。

イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。

ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。

エ　本町が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言に関すること。

オ　防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。

（８）北海道労働局函館労働基準監督署

事業所、工場等の産業災害の防止対策の実施に関すること。

（９）北海道総合通信局

ア　災害時における通信の確保に関する指導及び訓練、運用並びに管理に関すること。

イ　非常通信協議会の運営に関すること。

４　陸上自衛隊第 28 普通科連隊

（１）災害派遣部隊による人命の救助、行方不明者の捜索、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開並びに応急医療、防疫、給水及び通信の支援等に関すること。

（２）本町の防災訓練への協力に関すること。

（３）災害に関する情報の伝達及び収集に関すること。

５　北海道

（１）渡島総合振興局地域創生部

ア　渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。

イ　防災に関する組織の整備及び災害予防措置に関すること。

ウ　災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。

エ　市町村及び指定地方公共機関並びに指定公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の支援と総合調整の実施に関すること。

オ　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

カ　災害救助法の適用に関すること。

キ　防災の普及及び教育並びに過去の災害から得た教訓を伝承する活動に係る支援に関すること。

（２）渡島総合振興局函館建設管理部及び同松前出張所並びに知内事業所

ア　所轄道路、海岸、河川及び漁港の災害復旧対策の実施に関すること。

イ　水防活動の技術指導に関すること。

ウ　災害時の関係河川の水位及び雨量の情報伝達、収集、報告及び警戒体制の周知に関すること。

（３）渡島総合振興局保健行政室（渡島保健所）及び同木古内地域保健支所

ア　災害時におけるじん芥収集、し尿のくみ取り、へい獣処理等の清掃業務等に対する

指導、助言に関すること。

イ　災害時における防疫措置に関すること。

ウ　災害時における住民の検疫調査、健康管理及び健康指導に関すること。

エ　医療班の編成調整指導に関すること。

オ　応急対策に必要な人員及び機材の連絡調整に関すること。

カ　薬品の保有状況及び応急措置の連絡調整に関すること。

キ　避難所における衛生施設の管理及び指導に関すること。

ク　防疫薬剤の供給あっせんに関すること。

ケ　救助法による救助物資の調達及び配分に関すること。

（４）渡島農業改良普及センター

被災地の農作物及び家畜等の被害調査並びに技術指導に関すること。

（５）渡島総合振興局西部森林室

ア　林野火災の予防、消火及び復旧に関すること。

イ　所轄道有林の予防及び治山復旧に関すること。

ウ　災害応急対策用資材の供給に関すること。

（６）渡島教育局

ア　災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。

イ　避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。

ウ　文化施設及び文化財の保全対策に関すること。

６　北海道警察

（１）函館方面木古内警察署及び同知内町内警察官駐在所

ア　災害時における住民の避難誘導及び救助、行方不明者の捜索、犯罪の予防、交通規制等の実施に関すること。

イ　気象の予報及び警報の伝達並びに災害情報の収集に関すること。

ウ　災害警備本部の設置及び運用に関すること。

エ　被災地、避難所、危険個所等の警戒に関すること。

オ　危険物に対する保安対策に関すること。

キ　広報活動に関すること。

ク　防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

７　指定公共機関

（１）東日本電信電話株式会社北海道南支店

ア　気象官署からの警報を本町へ伝達すること。

イ　非常及び緊急通信の取扱い実施に関すること。

ウ　必要に応じ、電報及び電話の利用制限による重要通信の確保に関すること。

（２）日本放送協会函館放送局

気象予報・警報、災害情報の報道及び防災知識の普及等災害広報に関すること。

（３）北海道電力株式会社知内発電所及び北海道電力ネットワーク株式会社福島ネットワークセンター

ア　災害時における電力の円滑な供給に関すること。

イ　電力施設の防災対策並びに災害復旧及び復旧見込み等の広報に関すること。

ウ　災害時における危険物の保安措置に関すること。

（４）日本赤十字社北海道支部渡島地区

ア　災害時における救援物資の供給に関すること。

イ　民間団体及び個人の行う救助・救援活動の連絡調整に関すること。

ウ　災害義援金・物資の募集、受入れ及び配分に関すること。

エ　救助法適用時における北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務に関すること。

（５）日本銀行函館支店

ア　災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。

イ　災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。

ウ　災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。

（６）知内郵便局及び町内各郵便局

ア　災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること。

イ　郵便貯金及び簡易保険事業の取扱いに係る非常措置に関すること。

８　指定地方公共機関

（１）一般社団法人渡島医師会

災害時における救急医療の実施に関すること。

（２）知内土地改良区

災害時における水利施設等の保守管理に関すること。

（３）北海道放送株式会社函館放送局、札幌テレビ放送株式会社函館放送局、北海道テレビ放送株式会社函館支社、北海道文化放送株式会社函館支社、株式会社テレビ北海道

予報、注意報、警報等に関する情報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

（４）一般社団法人函館歯科医師会

災害時における歯科医療活動に関すること。

（５）一般社団法人函館地区トラック協会

災害時における緊急物資、災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。

（６）一般社団法人北海道警備業協会函館支部

災害時における交通誘導業務、避難所の警備等に関すること。

（７）一般社団法人北海道薬剤師会函館薬剤師会

災害時における調剤及び医薬品の供給に関すること。

（８）公益社団法人北海道獣医師会道南支部

災害時における飼養動物の対応に関すること。

（９）一般社団法人北海道バス協会

災害時における人員、緊急物資、災害対策用資機材等の緊急輸送に係る関係機関の支援に関すること。

(10) 一般社団法人北海道ＬＰガス協会

ア　ＬＰガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

イ　災害時における危険物の保安の確保に関すること。

(11) 社会福祉法人北海道社会福祉協議会

ア　被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。

イ　北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。

ウ　知内町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

9　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）新函館農業協同組合知内支店営農センター、上磯郡漁業協同組合本所、みなみ北海道農業共済組合道南支所、知内町森林組合

ア　共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。

イ　被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。

ウ　気象予報・警報及び災害の情報を組合員に通報すること。

エ　家畜の防疫及び治療に関すること。

オ　死亡獣畜処理の指導に関すること。

カ　災害応急資材(木杭等)の補給に関すること。

（２）知内商工会

ア　災害時における物価の安定並びに食糧及び救援物資の確保に関すること。

イ　被災商工業者に対する経営指導並びに資金の融資及び斡旋に関すること。

（３）一般病医院及び診療所

ア　災害時における医療、防疫対策の支援に関すること。

イ　災害時における傷病者の入院措置に関すること。

（４）一般運送事業者

災害時における救援物資等の緊急輸送の支援に関すること。

（５）一般建設事業者

ア　災害時における障害物除去の支援に関すること。

イ　災害時における埋没者等の救出の支援に関すること。

（６）危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

（７）函館赤十字血液センター

災害時における血液の確保及び斡旋に関すること。

（８）日本水難救済会知内救難所

災害時における沿岸での海難救助及び行方不明者の捜索に関すること。

（９）函館バス株式会社知内出張所

救援物資、災害対策用資機材等の緊急輸送に係る関係機関への支援に関すること。

(10) 知内町町内会連合会

災害時における各種応急対策、援助、援護等の協力に関すること。

(11) 社会福祉法人知内町社会福祉協議会

ア　被災生活困窮者の救護に関すること。

イ　災害ボランティアセンターの運営に携わること。

第４節　町の地勢と災害の概要（記録）

１　自然的条件

（１）位置及び面積

本町は、北海道の南西部を南北に走る渡島半島から西に分岐する松前半島の東側に位置している。

役場所在地　　知内町字重内 21 番地 1
北緯　41 度 35 分 44 秒
東経　140 度 25 分 21 秒
町の面積　　196,75 km（全道比 0.24%）

（２）地　勢

本町は、北は木古内町、南は福島町、西に大千軒岳連峰がそびえ、その分水嶺を界として檜山管内上ノ国町に接し、東は津軽海峡に面している。

海岸線は約 21Km で、その内の約３分の２は砂浜、残りは岩礁地帯を形成している。

本町の西方向にある大千軒岳に源を発する知内川が町のほぼ中央部を東に向け貫流し、津軽海峡に注いでいる。

ア　河　川

本町の地形は丘稜、山岳地帯が多いため、中小河川多数が町内を縦横に走り、２級河川の知内川、重内川、森越川をはじめ小河川 28 本があり、いずれもほぼ整備が進んでいる。

イ　海　岸

本町の海岸線は約 21 kmに及ぶが、建設海岸及び農地海岸整備事業等により護岸工並びに消波工が概ね完了しているが、令和３年７月に北海道が公表した津波浸水想定区域図によると、最大津波高 7.6m（中ノ川漁港）と想定されており、その対策が急務となっている。

（３）地　形

本町の地形は中央部に大きく拓けた知内平野を有しているものの、丘陵、山岳地帯が多く、全体の 84%が山林原野で占められている。海岸線は南北 21 kmに延び、３分の２は砂浜で、残りの岩礁地帯は変化に富み、道立自然公園の一部を形成している。また、涌元地区の南端から小谷石地区を含む全海岸線は全面的に急傾斜地が続き、特に小谷石地区は、集落の直背後が極めて大きな角度の急傾斜地になっており、急崩壊危険箇所に指定されており、また、小谷石湾に注ぎ込む４河川３流路は全て土石流危険渓流及びその下流域は土石流危険区域として指定され、さらには新たに土砂災害警戒区域（特別警戒区域）に指定されており、恒常的な警戒が必要である。

（４）気　象

本町は、北海道最南端の松前半島に位置し、また、津軽海峡にも面していることから、海洋性気候により比較的温暖で、年間の平均気温は9.0℃前後、また、年間の平均降水量は1,600㎜程度であり、春冬は乾燥した北西の風、夏秋は南東の風が多く吹き、台風による影響は数か年に１回程度と少なく、12月下旬には根雪、３月中旬には融雪し、風光に恵まれた住みよい気候下にある。

（５）その他

本町は、過去に噴火活動の記録が残る渡島大島（南西約50km）、北海道駒ケ岳（北東約56km、常時観測火山）、恵山（東約60km、常時観測火山）に囲まれた位置にあり、噴火した際には降灰等の影響を受ける可能性があるため、火山活動に注意する必要がある。また、平野部に接する海岸線が直線的で長いため、地震の際は、津波による被害が予想される。

2　災害記録

(1)　火山噴火、地震、津波

発生年月日	種別	被害地区	被害状況
昭和 43．5．16 (北海道十勝沖地震)	地震 (震度 4)	町　内　全　域	・住宅損壊　　２戸 ・商店商品落下被害多数 ・田 被 害　　３ａ
昭和 58．5．26 (日本海中部沖地震)	地震 (震度 4)	町　内　全　域	・住宅損壊　　３２戸 ・非住宅損壊　　７戸 ・田 被 害　　２３８ａ
平成 5．7．12 (北海道南西沖地震)	地震 (震度 5)	町　内　全　域	・負傷者　　２名 ・住宅損壊　　２戸 ・道路陥没　　４ヵ所 ・橋脚破損　　４ヵ所 ・涌元漁港岸壁小破 ・校舎破損 知内高等学校(体育館結合部分亀裂) 知内中学校(内壁破損) 中ノ川小学校(体育館結合部分亀裂)
平成 6.12.28 (三陸はるか沖地震)	地震 (震度 4)	町内全域	
平成 23.3.11 (東日本大震災)	地震 (震度 4)	町内全域	
平成 30.9.6 (胆振東部地震)	地震 (震度 3)	町内全域	・全道停電（ブラックアウト） ・知内火力発電所停止"

(2)　暴風雨・雪、高波、高潮、大雨

発生年月日	種別	被害地区	被害状況
大正元．9．23	暴風雨 高波	中ノ川及びその他の海岸地域	・死者 11 名　・行方不明者 40 名 ・家屋流失(中ノ川)　12 戸 ・家屋浸水　200 戸
大正 2．9．27	大雨 (豪雨)	町内全域 （特に元町、渡島知内地区）	・道路冠水 ・知内橋流失 ・家屋浸水多数
大正 14．8．30	大雨	町内全域	・堤防決壊　・田畑冠水 500ha ・家屋浸水 90 戸　・橋梁流失
昭和 4．8．26	大雨	町内全域 (特に小谷石地区)	・家屋流失　・護岸決壊 ・橋梁流失　・田畑冠水
昭和 17．8．16	大雨	町内全域	・新知内橋流失　・家屋浸水多数 ・田畑冠水
昭和 17．10．8	高波	涌元	・家屋流失 3 戸　・家屋破損 3 戸 ・橋梁流失 1 ヵ所　・家屋浸水 55 戸 ・田畑冠水 10ha
昭和 29．9．26 (洞爺丸台風)	暴風雨	町内全域	・家屋全壊(住家 55 戸、畜舎 12 戸、非住家 92 戸) ・家屋半壊(住家 59 戸、畜舎 28 戸、非住家 73 戸) ・漁船破損流失 19 隻
昭和 37．8．4	大雨	町内全域	・床上(下)浸水 143 戸
昭和 39．11．13	大雨	町内全域	・床上(下)浸水 136 戸
昭和 40．1．9	暴風雨 高波	町内全域 (特に涌元、小谷石地区)	・重軽傷者　2 名 ・家屋全半壊　40 戸 ・床上(下)浸水　130 戸 ・田冠水　30 a
昭和 45．8．16	暴風	町内全域	・軽傷者　3 名 ・住宅全半壊　79 戸 ・非住宅損壊　116 戸 ・ビニールハウス倒壊 ・農業被害　424 a

発生年月日	種別	被害地区	被害状況
昭和 48．9．24 (小谷石豪雨災害)	大雨 (豪雨)	小谷石	・死　　者　　4 名 ・行方不明者　　4 名 ・住宅全壊(流失)　96 戸 ・住 宅 半 壊　24 戸 ・床上(下)浸水　178 戸 ・田 畑 冠 水　73 a ・漁船流失(破損)　52 隻
平成 2．10．24	高波	はまなす 小谷石 涌元 漁家団地	・床上(下)浸水　61 戸 ・漁船破損　1 隻 ・海岸侵食　6 ヵ所 ・道路冠水
平成 2．12．1	暴風 高波	中ノ川 森越 重内	・床上(下)浸水　2 戸 ・住宅破損　2 戸 ・漁船沈没(破損)　2 隻 ・ビニールハウス破損　33 棟 ・非住宅全半壊　2 戸
平成 3．2．17	暴風雪 高波	はまなす 小谷石 涌元 漁家団地	・漁家団地敷地土砂流失 ・水産種苗死滅(ウニ 30 万個) ・床上(下)浸水 ・道路冠水
平成 6．9．25	大雨	中ノ川 森越 尾刺	・田冠水　100 a ・床上(下)浸水
平成 14.8.5	大雨・強雨		土砂災害
平成 14.10.1	暴風雨 台風 21 号	中ノ川 森越 湯ノ里	非住家被害 2 棟、河川被害、農業・水産業等被害
平成 14.11.11	大雨・強雨・雷	町内全域	農業施設被害　1 件
平成 15.9.13	暴風・高波 台風 21 号	町内全域	水産・農業被害 アワビ養殖施設ロープ破断、飼育貝流出。ビニールハウスの全壊及び一部損壊

発生年月日	種別	被害地区	被害状況
平成 16.6.15	雷	町内全域	落雷被害（停電）47 戸
平成 16.8.20	暴風雨・高波 台風 15 号	町内全域	住家床下浸水 1 棟、船舶被害 1、農業・農業施設等被害多数
平成 16.11.27	強風・高波	町内全域	農業被害 農業用施設及び営農施設 水産被害 漁船及びプレジャーボート破損 林業被害
平成 17.12.9 ～平成 18.2.12	大雪	町内全域	非住家被害 2 棟
平成 18.10.7	波浪	中ノ川 森越 前浜 涌元	道路損壊 1 か所、水産業被害 5 か所
平成 19.9.7	暴風・高波 台風 9 号	中ノ川	農業被害、農業施設 14 か所、水産業被害 4 か所、停電 709 戸
平成 19.11.12	強風・高波	中ノ川	農業被害畑冠水 0.4ha、営農施設冠水 14 棟、水産業被害
平成 19.12.29	強風・大雨 高波	町内全域	水産業被害（カキ滅失）
平成 20.7.23	大雨・強雨		床上浸水 4 棟、床下浸水 4 棟
平成 21.4.26	強風・波浪 降雪・積雪		農業被害
平成 21.11.15	強風・波浪・雷	町内全域	停電 2300 戸
平成 22.4.14	強風・波浪		農業施設被害 1 か所（ビニールハウス一部破損）
平成 22.8.1	高温		熱中症 1 名

発生年月日	種別	被害地区	被害状況
2010/11/28 から 2011/3/31 の間にて 発生	雪害		負傷者（重症）1 名
平成 22.12.25	強風・大雪・波浪	町内全域	農業施設被害 34 か所
平成 24.4.4	強風・波浪		漁船沈没流出 1 件、道道一部通行止め各 1 か所
平成 24.12.6	強風・降雪・波浪		農業被害 8 か所、看板倒壊 1 件
平成 25.8.23	大雨	町内全域	避難勧告 49 名
平成 26.4.25	乾燥		山林焼失 27ha
平成 26.6.13	強風	町内全域	農業施設被害 4 か所
平成 26.8.11	強風・大雨 強雨・波浪	町内全域	農作物冠水被害（大豆、牧草）12.3ha、ビニールハウス等被害 11 か所。林道土砂流入、崩落 3 か所。ゲートボール場表土流出 1 か所
平成 28.1.18	強風・波浪・大雪	町内全域	ビニールハウス 6 か所、役場燃料庫遮蔽シート損壊 1 件。停電 798 戸
平成 28.4.17	強風・波浪		住家一部損壊 2 棟、塀破損 1 件、停電 470 戸
平成 28.8.30	強風・大雨 強雨・波浪	町内全域	避難者 13 人、住家一部損壊 4 棟、非住家被害 1 棟、農産物 2.8ha、農業施設 204 か所、水産業被害 4 か所、林業被害 1 か所、停電 10 戸、倒木多数
平成 29.9.18	強風・大雨 強雨・波浪	町内全域	避難者 109 人、住家一部損壊 1 棟、非住家被害 2 棟

発生年月日	種別	被害地区	被害状況
平成 30.7.4	大雨・強雨 台風 7 号	町内全域	陸上交通　1 件（落石おそれ：道道 531 号小谷石渡島知内停車場線）、河岸洗掘 3 件、臨時休校 5 校
平成 30.9.4	大雨・波浪 台風 21 号	町内全域	非住家被害 1 棟（車庫）、農業被害 0.02ha、農業施設被害 11 か所
令和 1.9.23	強風・大雨・波浪		陸上交通 1 件（落石おそれ）、魚道閉塞
令和 1.10.8	強風・波浪		水産業被害 1 か所
令和 2.2.16	強風・雪害 波浪	町内全域	農業被害 1 か所、停電 770 戸
令和 3.11.2	大雨・強雨・雷	町内全域	床上浸水 2 棟、床下浸水 1 棟、河川氾濫（中の川、サンナス川）。高齢者等避難、知内町 418 世帯（1071 名）避難指示、知内町 82 世帯（214 名）
令和 4.8.8	大雨	中ノ川	床上浸水 1 棟、床下浸水 2 棟、非住家被害 1 棟、河川被害 1 か所

第５節　防災計画の修正

防災会議は基本法第 42 条の定めるところにより地域防災計画に検討を加え、必要があると認めた時にはこれを修正する。

なお、修正を行った際には基本法第 42 条第４項の規定に基づき、北海道知事に報告するとともに、その要旨を公表するものとする。

また、軽微な修正については会長が修正し、次の防災会議に報告する。

第６節　町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守ること」が防災の基本であり、「自助・共助・公助」の連携が重要である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、災害に関する知識と各自の防災・減災に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

１　町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水を始めとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に「自分は大丈夫」という思い込みが働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者・要配慮者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村、防災関係機関等が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

（１）平常時の備え

ア　避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ　「最低３日間、推奨１週間分」の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保等

ウ　隣近所との相互協力関係の構築

エ　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ　町内会や自治会における要支援者・要配慮者への配慮

キ　自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

ク　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

（２）災害時の対策

ア　地域における被災状況の把握

イ　近隣の負傷者・要配慮者・要支援者の救助・支援

ウ　初期消火活動等の応急対策

エ　避難所での自主的活動や町民が主体となった避難所運営体制の構築
オ　町・道・防災関係機関の活動への協力
カ　自主防災組織の活動

２　事業所の責務

日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、町、防災関係機関、自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員及び施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

（１）平常時の備え
ア　災害時行動マニュアル及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定
イ　防災体制の整備
ウ　事業所の耐震化・耐浪化の促進
エ　予想被害からの復旧計画策定
オ　防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
カ　燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
キ　取引先とのサプライチェーンの確保
ク　地域で行う防災対策への協力

（２）災害時の対策
ア　事業所の被災状況の把握
イ　従業員及び施設利用者への災害情報の提供
ウ　施設利用者の避難誘導
エ　従業員及び施設利用者の救助
オ　初期消火活動等の応急対策
カ　事業の継続又は早期再開・復旧
キ　ボランティア活動への支援等、地域への貢献
ク　地域で行う防災対策への協力

第２章　防災組織

災害の予防・応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報・警報の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第１節　知内町防災会議

防災会議は、町長を会長とし、基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく知内町防災会議条例（昭和 37 年条例第 13 号）第 3 条第 5 項に定める者を委員として組織するものであり、知内町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を任務とする。

１　防災会議の所掌事務

知内町防災会議条例第 2 条の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

ア　知内町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ　知内町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

２　防災会議の運営

知内町防災会議条例第 6 条の定めるところによる。

3　防災会議の組織及び構成委員

知内町防災会議の組織及び構成委員は、次のとおりとする。

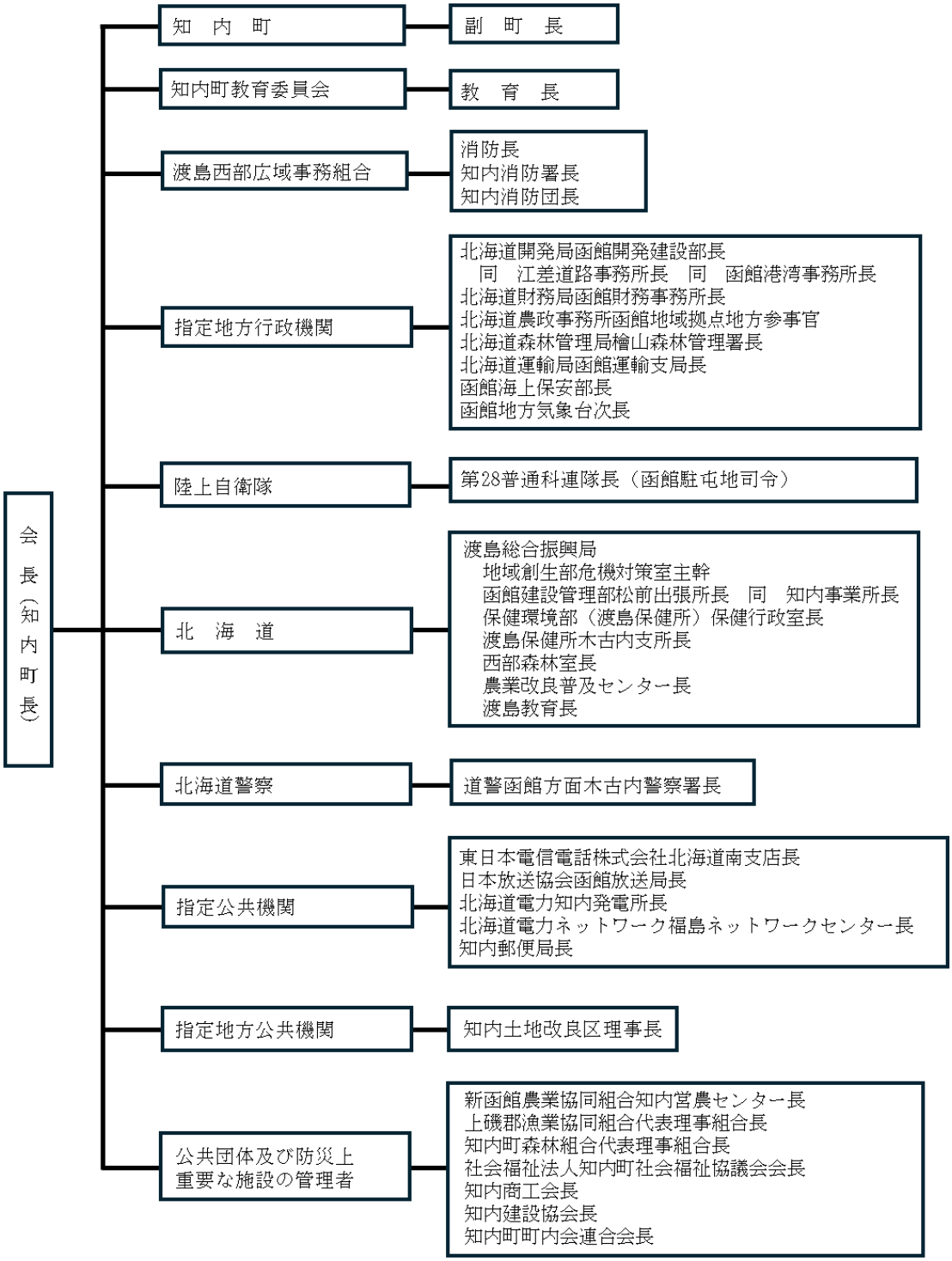

第２節　知内町災害対策本部

町長は、知内町の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、基本法第 23 条の 2 に基づき、次のように災害対策本部を設置し、防災活動を推進する。

１　災害対策本部の組織及び設置場所

災害対策本部の組織図は、別表１のとおりである。

なお、発生した災害又は発生するおそれのある災害の規模によっては、基本法第 23 条の 2 第 4 項の規定により、必要に応じ災害対策本部に防災関係機関等を含む連絡会議を設置するものとする。

また、設置場所は、知内町山村開発センター（町民センター）とし、その機能強化に努めるものとする。ただし、設置することが困難な場合は、適宜設置場所を設定するものとする。

２　災害対策本部の運営

（１）本部員会議

ア　本部員会議は、本部の職務遂行上の重要事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催し、副本部長、本部員（各対策班長及び副対策班長）で構成する。

イ　本部員会議は、本部長が招集する。

ウ　災害の規模及び態様により、本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。

（２）本部連絡員

本部連絡員は、各対策班長の指名する者をもって充て、本部との情報連絡及びその調整を図る。なお、本部連絡員は必要により設置する。

（３）本部の庶務

本部の庶務は、知内町役場総務課総務係において処理する。

（４）その他

ア　その他本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

３　災害対策本部の設置及び廃止

基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、災害・事故が発生するおそれがある場合において、次の設置基準にいずれかに該当し、町長が必要と認めた場合に設置する。

また、次の廃止の時期に該当し、町長が認めた場合に廃止する。

<table>
<tr><th colspan="3">災害対策本部設置基準</th></tr>
<tr><td colspan="2">風水害</td><td>・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。
・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。
・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。
・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</td></tr>
<tr><td colspan="2">雪　害</td><td>・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。
・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。
・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。
・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。</td></tr>
<tr><td colspan="2">火山災害</td><td>・噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル４相当以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">大事故等</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td>海上災害</td><td>・大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。
・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
・多くの死傷者が発生したとき。</td></tr>
<tr><td>航空災害</td><td>・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。
・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>鉄道災害</td><td rowspan="4">・被害が大規模なとき。
・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>道路災害</td></tr>
<tr><td>危険物等災害</td></tr>
<tr><td>大規模火災</td></tr>
<tr><td>林野火災</td><td>・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。
・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>大規模停電災害</td><td>・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。</td></tr>
<tr><td colspan="2">冷（湿）害</td><td>・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。</td></tr>
</table>

4　非常配備体制

本部は、災害の発生が予想され、又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策を、迅速かつ強力に推進するため、非常配備体制をとるものとする。ただし、本部が設置されていない場合においても必要と認めたときは、非常配備の基準により、配備体制をとる。

5　非常配備基準及び体制

<table>
<tr><th colspan="2">種別</th><th>配備時期</th><th>配備指示者</th><th>配備内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第1非常配備</td><td>①</td><td>気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象、地象、水象に関する情報又は警報を受けたとき。</td><td rowspan="4">本部長</td><td>情報連絡のため、総務課総務係が当る。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>必要により、本部長が当該非常配備を指令したとき。</td><td>情報連絡のため、各対策班長等をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2非常配備</td><td>1 局地的に災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。
2 その他必要により、本部長が当該非常配備を指令したとき。</td><td>各対策班等の所管の人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">第3非常配備</td><td>1 全域にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。
2 予想されない重大な被害が発生したとき。</td><td>災害対策本部全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの応急活動ができる体制とする。
（全職員）</td></tr>
</table>

6　非常配備体制下の基本的活動内容

本部長は、非常配備を決定したときは、直ちにその旨を関係対策班長等に通知する。本部長より通知を受けた各対策班長等は、直ちに所定の配備を行い、これを本部長に報告する。

また、各対策班長等は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう「非常配備基準及び体制」を常に備え、体制の整備をしなければならない。なお、非常配備体制下の活動は、概ね次により実施する。

（１）第１非常配備

ア　総務対策班長は、本部長の配備指令を受け各対策班長等に通知する。

イ　総務対策班長は、渡島総合振興局その他関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係対策班長等に連絡する。

ウ　各対策班長等は、情報又は連絡に即応して、情勢に対応する処置をとるとともに、随時、職員に必要な指示を行う。

エ　第１非常配備につく職員は、各自の所属する課の所在場所に待機する。

（２）第２非常配備

ア　各対策班長等は、情報の収集及び連絡体制を強化する。

イ　総務対策班長は、関係対策班長等及び防災会議構成機関と相互に連絡して、客観情勢を判断するとともに、緊急措置について本部長に報告する。

ウ　各対策班長等は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

（ア）災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

（イ）装備、物資、資器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置する。

（ウ）防災関係機関及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

（３）第３非常配備

各対策班所属職員全員をもって、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動を本部長に逐次報告する。

別表１　災害対策本部組織図

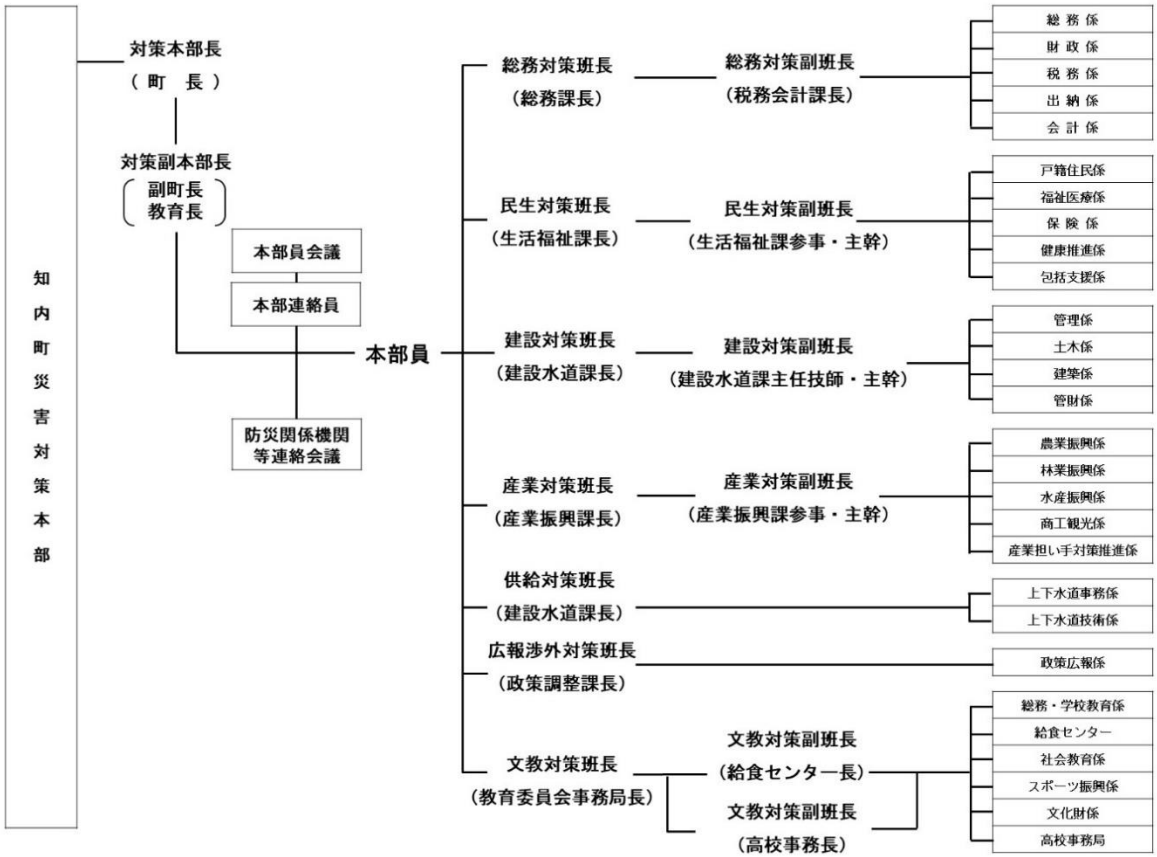

7　執務時間外における職員の参集基準及び参集範囲

<table>
<tr><th>種別（参集基準）</th><th>参集範囲</th><th>主な業務</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>1 ●津波注意報　●暴風（雪）警報
●大雨（雪）警報　●波浪警報
●土砂災害警戒情報
が発表されたとき。</td><td rowspan="2">総務課
建設水道課</td><td rowspan="2">・情報収集
・総合振興局等に対する報告
・避難の勧告等広報伝達活動
・次の活動体制に移行する体制づくり</td><td>★他の職員は自宅待機</td></tr>
<tr><td>2 土砂災害の発生が予想されるとき。</td><td></td></tr>
<tr><td>1　局地的に災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。</td><td rowspan="3">上記のほか全特別職
全管理職
係長</td><td rowspan="3">上記のほか
・非常活動の開始
・関係機関に対する連絡
・その他必要事項</td><td rowspan="3">★他の職員は自宅待機</td></tr>
<tr><td>2　地震（震度 4）が発生したとき。</td></tr>
<tr><td>3　津波警報が発表されたとき。</td></tr>
<tr><td>1　広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。</td><td rowspan="6">全職員</td><td rowspan="6">上に同じ</td><td rowspan="6">参集となった場合は、自身の安否情報、到着時間を各班長に連絡すること</td></tr>
<tr><td>2　災害により甚大な被害が予想されるとき、又は甚大な被害が発生したとき。</td></tr>
<tr><td>3　予想されない重大な災害が発生したとき。</td></tr>
<tr><td>4　大津波警報が発表されたとき。</td></tr>
<tr><td>5　地震（震度 5 弱以上）が発生したとき。</td></tr>
<tr><td>6　気象に関する特別警報が発表されたとき。（大雨・波浪・暴風雪）</td></tr>
</table>

８　災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各対策班及び係の業務分担は次のとおりとする。

（１）総務対策班

班長	係	業務分担	救助法に基づく救助業務
総務課長	総務係	1 災害対策本部の総括に関すること。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 本部員、各班員の招集に関すること。 4 気象予報・警報、避難の伝達に関すること。 5 対策本部会議に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 住民組織への連絡及び協力要請に関すること。 8 災害情報の収集及び発表に関すること。 9 防災情報配信システムに関すること。 10 自衛隊の派遣要請に関すること。 11 災害の記録、保管に関すること。 12 災害対策車の調達運行に関すること。 13 災害補償条例に基づく給付金の支給に関すること。 14 ヘリコプターの要請に関すること。 15 避難者の緊急輸送に関すること。 16 その他必要な輸送業務 17 特命事項に関すること。 18 その他各班に属さない事項。	・被害者の救出に関すること。 ・行方不明者の捜索に関すること。
	財政係	1 災害対策の予算措置及び資金計画に関すること。 2 災害対策収支経理に関すること。 3 災害見舞金等の保管及び支払資金の調整に関すること。 4 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 5 その他特命事項に関すること。	・避難所の設置及び運営に関すること。 ・避難所収容者及び住宅に被害を受け、炊事のできない世帯に対する炊き出しに関すること。
	税務係	1 家屋及び土地の被害調査に関すること。 2 被災納税者の被災資産の調査に関すること。 3 被災納税者の町税の減免に関すること。 4 罹災証明に関すること。 5 その他災害被害に関する全調査。 6 その他特命事項に関すること。	・被災世帯の調査に関すること。 ・医療及び助産対象者の調査に関すること

（２）民生対策班

班長	係	業務分担	救助法に基づく救助業務
生活福祉課長	福祉医療係・戸籍係	1　救助法に基づく救助の実施に関すること。 2　救援物資、見舞金及び義援金の受理、保管及び配分に関すること。 3　被災者の救護に関すること。 4　救助（援）物資の調達に関すること。 5　日赤、社会福祉協議会との連絡、調達に関すること。 6　救助記録に関すること。 7　被災者の相談に関すること。 8　避難の誘導に関すること。 9　知内町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金の支給に関すること。 10　救護所の開設に関すること。	・被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関すること。
	保険係・健康推進係（保健師）	1 渡島医師会との連絡調整に関すること。 2 医療を必要とする者の調査、把握及び救急医療に関すること。（総務対策班と連携） 3 ごみ、し尿の処理及び清掃に関すること。 4 伝染病予防等防疫に関すること。 5 遺体の収容処理及び埋火葬に関すること。 6 伝染病者の隔離と医療に関すること。 7 被災高齢者、乳幼児等の保健衛生と精神ケアに関すること。 8 一般被災者の保健衛生と精神ケアに関すること。 9 死亡獣畜等の処理に関すること。 10 被災行旅病死人の処理に関すること。	・遺体の収容処理及び埋火葬に関すること。

（３）建設対策班

班長	係	業務分担	救助法に基づく救助業務
建設水道課長	土木係、建築係、管理係、管財係	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 町営住宅の被害調査及び応急補修に関すること。（総務対策班と連携） 3 救助法に基づく住宅の応急措置に関すること。 4 被災住宅の災害融資に関すること。 5 建造物、道路、橋梁、河川（排水路含む）、堤防、急傾斜地、街路樹等の被害調査及び応急措置に関すること。 6 応急作業従事者の応援要請に関すること。 7 応急作業に必要な資材の確保及び輸送に関すること。 8 土木建設用機械等の運用と実施に関すること。 9 危険物の保安と障害物の除去に関すること。 10 避難所の設置に関すること。（総務対策班と連携） 11 救援物資及び救援要員の輸送に関すること。（総務対策班と連携） 12 雪害における町道の除排雪に関すること、（総務対策班と連携） 13 町有財産（施設）の被害調査に関すること。（教育施設は除く。） 14 被害町営住宅の補修に関すること。 15 公営住宅等の応急利用に関すること。	・障害物の除去に関すること。 ・人夫の雇い上げに関すること。 ・応急仮設住宅の設置に関すること。 ・住宅の応急処理に関すること。

（4）産業対策班

班長	係	業務分担	救助法に基づく救助業務
産業振興課長	農業振興係、林業振興係	1 農地、農業施設及び農産物の被害調査と復旧に関すること。 2 林地、林産施設及び林産物の被害調査と復旧に関すること。 3 家畜の応急救護及び防疫に関すること。 4 町有林の被害調査及び応急対策に関すること。 5 治山、治水に関すること。 6 被災農家に対する援護対策に関すること。 7 被災区域の病害虫の防疫に関すること。 8 被災農家の調査に関すること。 9 林野火災予消防計画に関すること。 10 被災農家の種子の確保に関すること。 11 水利施設の保守及び被害調査と復旧に関すること。	・生業に必要な資金の貸与に関すること。 ・衣料、生活必需品等物資の供給に関すること。
	水産振興係、商工観光係	1 被災漁家の調査に関すること。 2 被災商工業者の調査に関すること。 3 漁具、水産施設及び水産物の被害調査と復旧に関すること。 4 商工施設及び商品、製品等の被害調査と復旧に関すること。 5 被災漁家に対する援護対策に関すること。 6 被災商工業者に対する援護対策に関すること。 7 応急主要食糧の需給に関すること。 8 応急衣料、燃料、その他生活必需品の需給に関すること。 9 物価の安定対策に関すること。 10 観光事業関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 11 救助（援）要員と宿舎の確保に関すること。	・生業に必要な資金の貸与に関すること。

（５）供給対策班

班長	係	業務分担	救助法に基づく救助業務
建設水道課長	上下水道事務係、上下水道技術係	1　災害地の応急給水に関すること。 2　水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 3　緊急浄水処理及び飲料水の水質管理に関すること。 4　救援用資材及び救援物資の輸送に関すること。（総務対策班と連携） 5　水道施設の応急及び復旧措置に伴う近隣町に対する応援要請に関すること。 6　近隣町の給水施設からの取水要請と給水タンク車等の要請に関すること。	・飲料水の供給に関すること。

（６）広報渉外対策班

班長	係	業務分担	救助法に基づく救助業務
政策調整課長	政策広報係	1 災害記録のとりまとめ及び編集に関すること。 2 関係機関への要請、陳情等の調整に関すること。 3 報道機関への対応に関すること。 4 住民に対する警報、避難指示、災害情報の広報に関すること。 5 町外からのボランティアの受入れに関すること。 6 視察者等の対応に関すること。	・災害状況の確認等のための災害現場における取材

（7）文教対策班

班長	係	業務分担	救助法に基づく救助業務
教育委員会事務局長	総務・学校教育係、給食センター	1 学校教育施設の災害対策、被害調査及び応急措置に関すること。 2 応急教育の確保及び被災児童、生徒の教科書、学用品等の支給に関すること。 3 災害時の学校給食に関すること。 4 学校教育施設の避難所開設及び被災者の収容に関すること。 5 通学手段の確保に関すること。 6 児童、生徒の被害の実態調査と関係機関に対する報告に関すること。	・学用品の給与に関すること。
	社会教育係	1 社会教育（体育）施設の災害対策、被害調査及び応急措置に関すること。 2 社会教育（体育）施設の避難所開設及び被災者の収容に関すること。 3 文化財の保全対策と応急措置に関すること。	

9　各対策班の活動体制の確立と職員の心構え

災害対策本部が設置されると同時に、各対策班の活動体制が速やかに確立されるよう各対策班長は、その所掌する業務内容についての部内活動要領等を策定し、平常時から所属班員による学習会等を開催し、周知徹底を図るとともに、個々の職員は災害時における業務分担を自覚、把握し、日常から心構えをしておく。

10　災害対策本部での決定事項の職員に対する周知

災害対策本部の本部員会議等で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項については、総務対策班長は本部長決裁を受け、速やかに庁内放送等により周知する。

11　自主参集等

（１）夜間、休日等の勤務時間外における自主参集

各配備対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、配備指令を待たずに直ちに本部またはあらかじめ指定された場所に参集する。

（２）参集不能の場合の連絡

職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により本部等に参集できない場合は、電話その他の方法によりその状況を報告する。

（３）自宅等が被災した場合の措置

災害発生時において、職員の居所にも被害が発生した場合には、必要な措置を講じその状況を報告して指示を受ける。

（４）参集時の留意事項

ア　動員に応じる時は、昼夜の別、災害の種類、程度により長期化する場合を考慮して服装、装備携帯品に留意する。

イ　参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。

ウ　参集途上において知り得た被害や災害の情報は、参集場所に参集後、直ちに所属班長に報告すること。

12　町長の職務の代理

町長に事故等があるときは、本部員会議の招集や災害対策本部の設置を始め、災害応急対策に係る町長の職務に関して、副町長がその職務を代理する。また、副町長もその職務を代理することが困難な場合等は、あらかじめその指名する職務にある者が代理する。

13　現地災害対策本部

本部長は、特定地域に災害が集中した場合において、災害応急対策等を迅速に実施するため、現地において指揮を発する必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

（１）組　織

ア　現地災害対策本部長は、本部長が指名した者をもって充てる。

イ　現地災害対策本部員は、各対策班の中から本部長が指名した者をもって充てる。

（２）運　営

現地災害対策本部の運営は、災害対策本部に準ずる。

（３）業　務

被災地と災害対策本部との連絡調整、災害情報の収集等にあたるほか、本部の指示した事項につき、第４章に定める「災害応急対策計画」に基づく応急対策を実施する。なお、現地本部の設置の必要がなくなったときは廃止する。

第３節　住民組織等に対する協力要請

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するため、町長は必要に応じ知内町社会福祉協議会、日赤奉仕団、町内会、女性団体等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

１　協力要請事項

（１）災害現場における応急手当と傷病人の搬出

（２）避難所内での奉仕及び被災者の世話

（３）応急炊出し

（４）救援物資の支給、清掃及び防疫の奉仕

（５）義援金品の募集及び整理

（６）その他、町長が協力を求めた事項

２　組織と業務分担

（１）知内町女性赤十字奉仕団

業　務　・義援金品の募集及び整理
・救援物資の支給
・応急炊出し
・避難所内での各種奉仕

奉仕団名
中ノ川奉仕団、森越奉仕団、重内奉仕団、渡島知内奉仕団、上雷奉仕団、湯ノ里奉仕団、元町奉仕団、前浜奉仕団、涌元谷地奉仕団、はまなす奉仕団、涌元奉仕団、小谷石奉仕団、きらく奉仕団、漁協女性部奉仕団

（２）知内町町内会連合会

町内会名
中ノ川町内会、森越町内会、重内町内会、渡島知内町内会、上雷町内会、湯ノ里町内会、元町町内会、前浜町内会、涌元谷地町内会、はまなす町内会、涌元町内会、小谷石町内会、きらく町内会

（３）知内町女性団体連合会

婦人会名
中ノ川女性会、森越女性会、渡島知内女性会、きらく女性会、重内婦人会 湯ノ里婦人会、元町婦人友の会、前浜女性会、涌元谷地婦人会、はまなす婦人会、涌元女性会、小谷石婦人会

3　ボランティアの受入体制の整備

災害の救援活動に従事する町内外からのボランティアの受入れについては、次により実施する。

（1）ボランティアの宿泊場所は原則として、町内にある公共施設（学校施設、集会施設等）をもってあて、可能な限り一施設に集約する。

（2）当該公共施設が多数の被災住民等の避難所に使用され、ボランティアの宿泊の場の確保が不可能な場合は、同じ地区内の温泉旅館、民宿、一般旅館等をもってあてるが、ボランティアグループの組織等が離散しないよう配慮する。

（3）同じ地区内において民宿、一般旅館等の確保が不可能な場合は、他地区の公共施設を宿泊場所にあてる。

（4）ボランティアに対してはボランティア保険に加入させる。

（5）ボランティアには、必要によっては週に一日、救援活動を要しない日（休息日）を、ボランティア間で調整し、自主的に設定させる。

（6）ボランティアについては、町内外を問わず、次の項目について申告させ、名簿を作成する。名簿の整備及び管理については、広報・渉外対策班が実施する。

・住　所
・氏　名
・生年月日
・男女の区分
・緊急連絡用の電話番号
・職業（学生については在席学校名）
・グループ名（組織名）
・その他必要な事項

4　ボランティアの役割（業務）

救援活動に従事するボランティアの業務については、主に次の事項とする。

（1）救援物資の搬送、仕訳及び整理
（2）被災者に対する救援物資の配付
（3）避難所内・外の清掃
（4）応急炊出し
（5）食糧の配送及び配付
（6）避難所内・外での各種奉仕
（7）その他町長が必要と認める事項

第４節　相互応援（受援）体制整備計画

町は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者を応援し、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

１　基本的な考え方

町は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から関係機関・団体と相互に協定を締結するなど連携強化に努めるとともに、企業、NPO 等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定の締結に努めるほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

２　相互応援（受援）体制の整備

（１）北海道

ア　国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ　市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

（２）知内町

ア　町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ　必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ　災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

（３）消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

（４）防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

３　災害時におけるボランティア活動の環境整備

（１）町は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。

（２）町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、道、指定地方行政機関、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

（３）道及び知内町は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、災害ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

（４）町は、道、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第３章　災害情報通信計画

防災及び災害時における的確な対策を実施するために必要な気象警報・注意報並びに火災気象通報、災害情報等（以下「気象警報等」という）の収集及び伝達の実施については、本計画の定めるところによる。

第１節　気象警報等の伝達計画

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号)、水防法(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

１　伝達を必要とする気象警報等

伝達を要する気象警報等は次のとおりであるが、伝達はあくまでも影響を及ぼすと思われる地域及び関係先のみへ行う。なお、注意報については、伝達を省略することができる。ただし、火災気象通報、気象情報については、伝達を行う。

（１）警報・注意報の種類と発表基準（資料編　資料 10 警報・注意報発表基準一覧表、資料 10-1 気象等に関する特別警報の発表基準等参照）

ア　気象等に関する特別警報、警報及び注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

イ　気象警報等

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されるときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当
暴風特別警報	台風や温帯低気圧により数十年に一度の暴風が吹くと予想されるときに発表される。
高潮特別警報	台風や温帯低気圧により数十年に一度の高潮になると予想されるときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
地面現象警報	大雨・大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

ウ　気象注意報等

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。着雪注意報 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温０℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるとき発表される。

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
地面現象注意報	大雨・大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備え防災ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間での大雨が予想される場合に発表される。

（２）火災気象通報

函館地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第 22 条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、市町村長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は、林野火災気象通報を兼ねるものとする。

通報基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

（３）気象情報

台風や大雨その他の異常気象について、注意報若しくは警報発表前の段階又は発表後の補足説明として、国民や報道機関に発表する。

ア　早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

イ　北海道地方気象情報、渡島・檜山地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報である。

ウ　台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報である。

エ　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険（紫）」が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な１時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

- 土砂キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land
- 浸水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
- 洪水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

※　記録的短時間大雨情報の発表基準（令和元年６月４日現在）

発表官署	対象区域	１時間雨量
気象庁	渡島・檜山地方	100mm

オ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に渡島地方に対し発表する情報

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

- 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

カ　異常現象を発見した者の措置等

（ア）発見者の通報義務

災害が発生した場合または発生するおそれがある現象を発見した者は、速やかにその状況を町長または消防署、警察に通報しなければならない。

（イ）消防署等への通報

異常現象を発見した場合あるいは発見者から通報を受けた消防署または警察、函館海上保安部は、その旨速やかに町長に通報しなければならない。

（ウ）各機関への通報

町長は災害発生、または異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により函館地方気象台、渡島総合振興局及び各関係機関に通報しなければならない。

（エ）住民への周知

住民に対する周知は、防災行政無線や広報車等で周知するほか、必要があるときは、町内会長等を通じ、気象情報等を住民に伝達するものとする。

（４）津波注意報・警報の基準と発表

津波対策編に記載

（５）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、渡島総合振興局と函館地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当

（６）地震動予報及び警報等（緊急地震速報）

ア　地震動予報及び警報の区分・名称・基準

区　分	情報発表の名称	内　容
地震動 特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度５弱以上または最大長周期地震動階級３以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度６弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動 警　報		
地震動 予　報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

イ　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度が６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注：緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れ

が来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

ウ　緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達されるとともに、関係省庁、本町など地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）により、本町など地方公共団体等に伝達される。

本町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災情報配信システム（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

エ　津波警報等の種類

（ア）大津波警報及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報が、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

（イ）津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。

（ウ）津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。

オ　発表基準、解説、発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表される。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることが伝えられる。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

（ア）津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と住民がとるべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ（３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合	３ｍ（１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ（0.2m≦予想高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

（イ）津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

２　防災気象情報及び警戒レベル

（１）警戒レベル及び住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報

警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル５ （緊急安全確保）	氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害） ・洪水キキクル「災害切迫（黒）」	・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂キキクル「災害切迫（黒）」
警戒レベル４ （避難指示）	氾濫危険情報	・洪水キキクル「危険（紫）」 ・流域雨量指数の予測値	・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル「危険（紫）」
警戒レベル３ （高齢者等避難）	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水キキクル「警戒（赤）」	・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル「警戒（赤）」
警戒レベル２	氾濫注意情報	・洪水注意報	・大雨注意報
警戒レベル１	－	早期注意情報（警報級の可能性）	早期注意情報（警報級の可能性）

（２）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）の種類及び概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先

	までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

３　気象警報等の伝達系統

気象警報等は、次に示す気象警報等伝達系統図に基づき、電話、広報車、無線その他最も有効な方法により、迅速かつ的確に通報し、又は伝達する。

なお、執務時間外における関係課長等に対する災害情報等の伝達系統は、あらかじめ各班が部内活動要領等を定め、職員に対し周知する。

（１）受領伝達責任者

関係法令に基づく「気象警報等」の受領、伝達の責任者（以下「受領伝達責任者」という。）は総務企画課長とする。

なお、総務課長不在の場合は、総務係長、他の総務課職員の順により受領、伝達する。

受領伝達責任者が「気象警報等」を受けたときは、必要に応じ関係課に伝達するとともに、町内関係機関に通報する。

執務時間外の「気象警報等」の取扱いは、守衛が受領し、必要に応じ受領伝達責任者に連絡をし、指示を受ける。

４　避難指示等を必要とする気象警報等

避難指示等を必要とする気象警報等は、次のとおりとする。

（１）地震により火災が発生し、大規模な延焼が予想されるとき。

（２）波浪特別警報、波浪警報

（３）高波による災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。

（４）大雨特別警報、大雨警報が発表され、洪水、地すべり、崖崩れ等災害の発生が予想されるとき。

（５）上記の気象警報等の外、避難指示等が必要と認められる場合

※　暴風特別警報、暴風雪特別警報、暴風警報（台風）、林野火災等

5　避難指示等を行う広報車の運行分担等

避難指示を行う役場及び知内消防署の広報車の運行分担は、次のとおりとする。

（1）役場が広報を行う地区

ア　中ノ川地区

イ　森越地区

ウ　渡島知内地区

エ　重内地区

（2）知内消防署が広報を行う地区

ア　前浜地区

イ　涌元谷地地区

ウ　はまなす地区

エ　涌元地区

オ　小谷石地区

カ　元町地区

キ　上雷地区

ク　湯ノ里地区

（3）防災情報配信システム等による広報

広報車による広報のほか、役場に設置された防災情報配信システムや携帯電話への緊急メールにより、避難指示等も行う。

※　避難指示等の広報を行う地区は、あくまでも被害が発生し、又は被害の発生が予想される地区のみとする。

（4）広報従事者

広報車により避難指示等の広報を行う者は二人一組とし、役場職員については、総務課員がこれに当たる。なお、この際、携帯無線機を携行し、必要事項を逐次報告する。

（5）広報車の運行体制の確立（初動広報活動の迅速化）

避難指示等の広報を行う広報車及び諸設備並びに広報従事者は、突破的災害にも直ちに出動できる体制を平常時から配慮し、初動広報活動の万全を期する。

（6）広報車の運行順路

避難指示等を行う広報車の運行順路については、役場、消防署がそれぞれ平常時から気象警報等の種別、発生した災害の形態、規模等を想定して順路を研究し、迅速かつ効果的な初動広報活動の万全を期する。

（7）避難指示等の広報文例

例：広報対象地区・はまなす地区

波浪警報が発表されました。 はまなす地区の方は、全員涌元谷地町内会館に直ちに避難して下さい。

（８）気象警報等伝達系統図

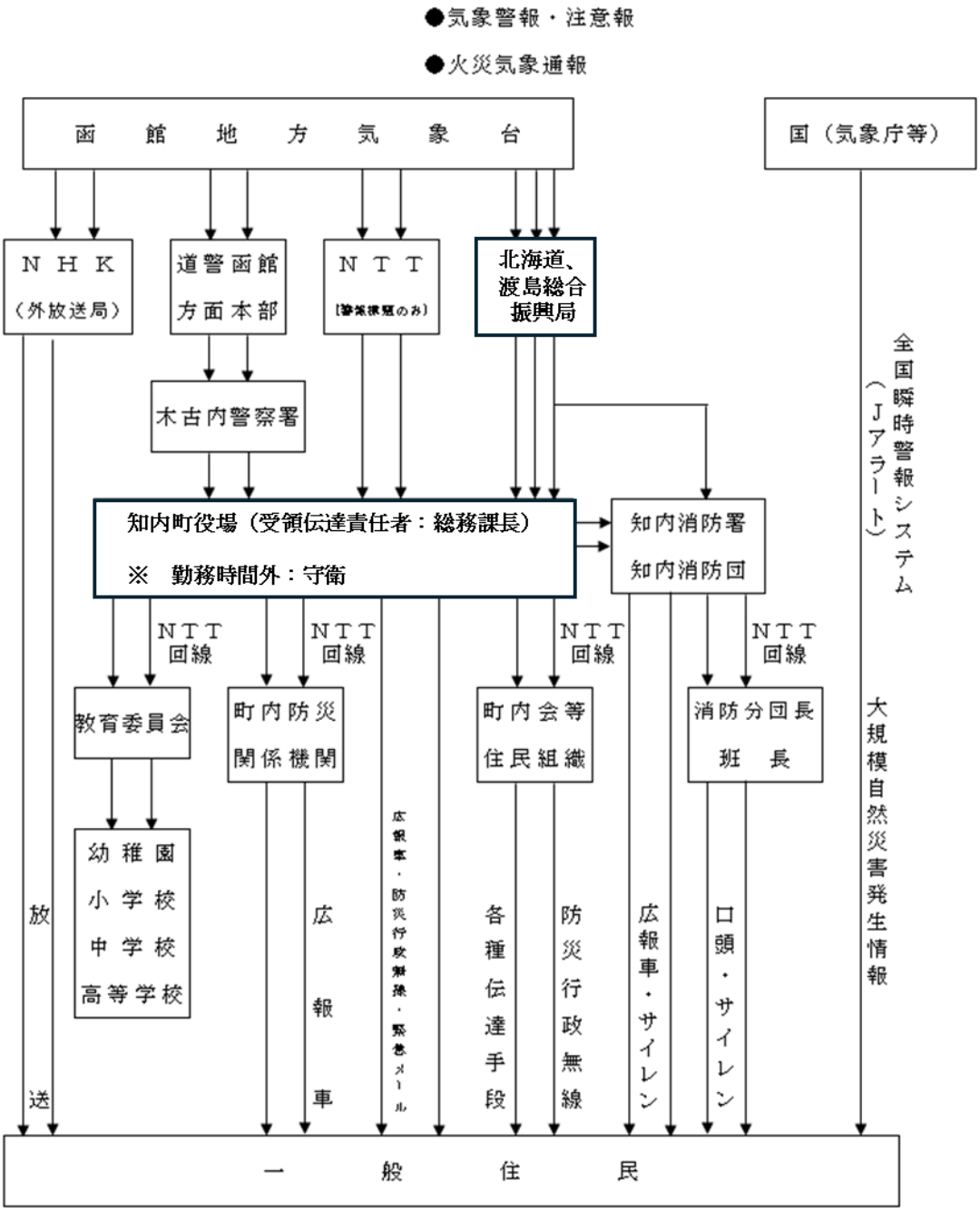

6　予報区と担当官署

（1）予報区

ア　道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と７つの府県予報区に分かれている。

イ　予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

（ア）一次細分区域

府県天気予報を気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割した区域

（イ）二次細分区域

警報・注意報の発表に用いる区域

（ウ）市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

府県予報区域名 （担当気象官署名）	一次細分区域	市町村等を まとめた地域名	二次細分区域
渡島・檜山地方 （函館地方気象台）	渡島地方	渡島西部	知内町

・道南気象予報区（特別警報・警報・注意報）

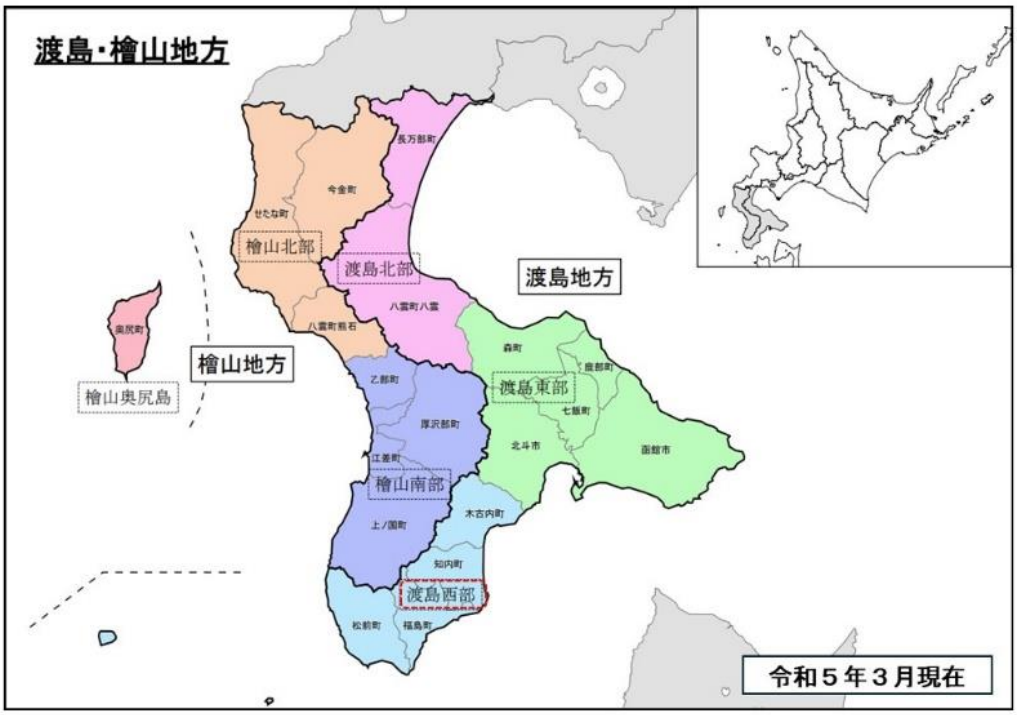

（２）海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予想区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を１２に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち「日本海北部及びオホーツク海南部」と「北海道南方及び東方海上」を札幌管区気象台が担当する。なお、知内町に係る地方海上予報海域は下記のとおり。

地方海上予報海域名	細分海域
北海道南方及び東方海上※	北海道東方海上・釧路沖・日高沖 ・津軽海峡・檜山津軽沖

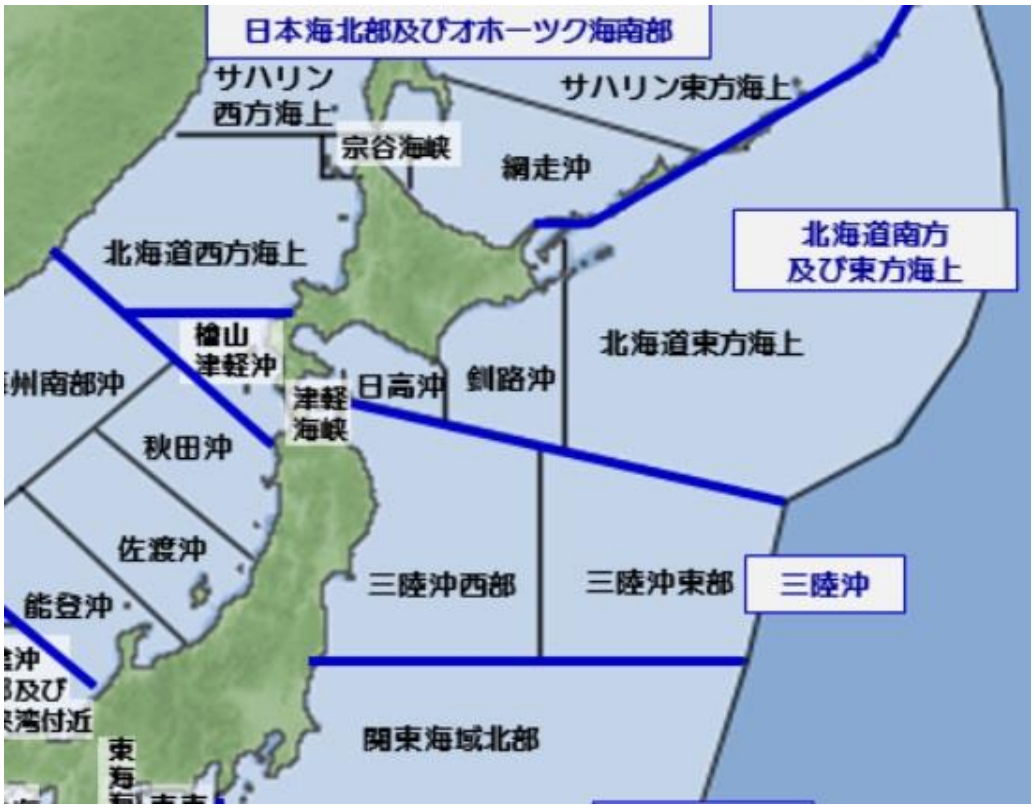

※　尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で５つの海域に細分している。

（３）津波予報区

津波予報区は、北海道では６区に分かれており、知内町は「北海道太平洋沿岸西部」となっている。予報は「札幌管区気象台」が担当するが、その範囲は震央が本邦の沿岸からおおむね 600 km以内にある地震により発生する津波に限る。震央 600 km以遠の場合は、気象庁が担当する。

第２節　災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速、確実に行うための通信施設、系統及び通信途絶時における措置等、災害時における通信の実施については本計画による。

１　災害通信の連絡方法

（１）災害対策本部に対する連絡方法（住民等→本部）

第　１　系　統	ＮＴＴ一般加入電話又は携帯電話使用
第　２　系　統	無線通信施設使用（消防移動無線→消防署→災害対策本部）
第　３　系　統	車両又は舟艇使用
第　４　系　統	徒　　歩

（２）災害対策本部から渡島総合振興局等に対する連絡方法

第　１　系　統	ＮＴＴ一般加入電話又は携帯電話使用
第　２　系　統	北海道防災行政無線電話使用
第　３　系　統	北海道総合行政ネットワーク（衛生通信）使用
第　４　系　統	車両又は舟艇使用

２　公衆電気通信施設の利用

（１）非常電気通信

ア　ＮＴＴ一般加入電話で直接ダイヤルしても接続されない場合、災害時優先電話を利用し、関係機関に通報する。

イ　電報による通信（非常電報）

災害時において他に通信手段が確保できず、緊急を要する電報を発信する場合は、「非常電報」である旨を告げ、又は電報発信紙の余白欄外に「非常」と朱書して差し出す。また、加入電話から申し込む場合は、１１５番へ申し込む。

３　専用通信施設の利用

（１）知内消防署

ア　有線電話

専用電話　１１９番

イ　無線電話

超短波無線電話移動局（携帯型、車載型）

（２）北海道警察函館方面木古内警察署

ア　有線電話

知内駐在所、涌元駐在所、木古内警察署

イ　無線電話

木古内警察署又はパトロールカー（移動局）

（３）ＪＲ通信施設

有線電話　ＪＲ木古内駅

（４）北電通信施設

北海道電力知内発電所、北海道電力ネットワーク福島ネットワークセンター

※　上記(1)～(4)までの通信施設を利用する場合、一般加入電話で利用申請するも接続されないときは、直接当該施設を有する機関に出向き、口頭により申請する。

４　通信途絶時の連絡方法

上記１～３までに掲げる通信系統をもって連絡（通報）を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、次に掲げる通信を要請するなど、臨機応変な措置を講じる。

（１）漁船無線局の要請

（２）アマチュア無線局の要請

第３節　災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害時及び災害の発生するおそれのある場合、災害応急対策等に必要な措置を実施するため、情報等の報告、収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための方法は、本計画による。

１　異常現象発見時における措置

（１）発見者の通報義務（基本法第５４条第１項、第２項）

災害が発生するおそれのある異常な現象等を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が、最も迅速に到達するように協力しなければならない。

（２）警察官等の報告（基本法第５４条第３項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に報告しなければならない。

（３）町長から各関係機関への通報（基本法第５４条第４項）及び住民への周知

異常現象に関する通報を受けた町長は、直ちに函館地方気象台、渡島総合振興局及び関係機関に通報するものとする。また、住民に対する周知は、防災情報配信システム、広報車、サイレン、報道機関等により徹底を図る。を含むあらゆる手段により徹底を図る。

（４）災害情報等連絡系統図

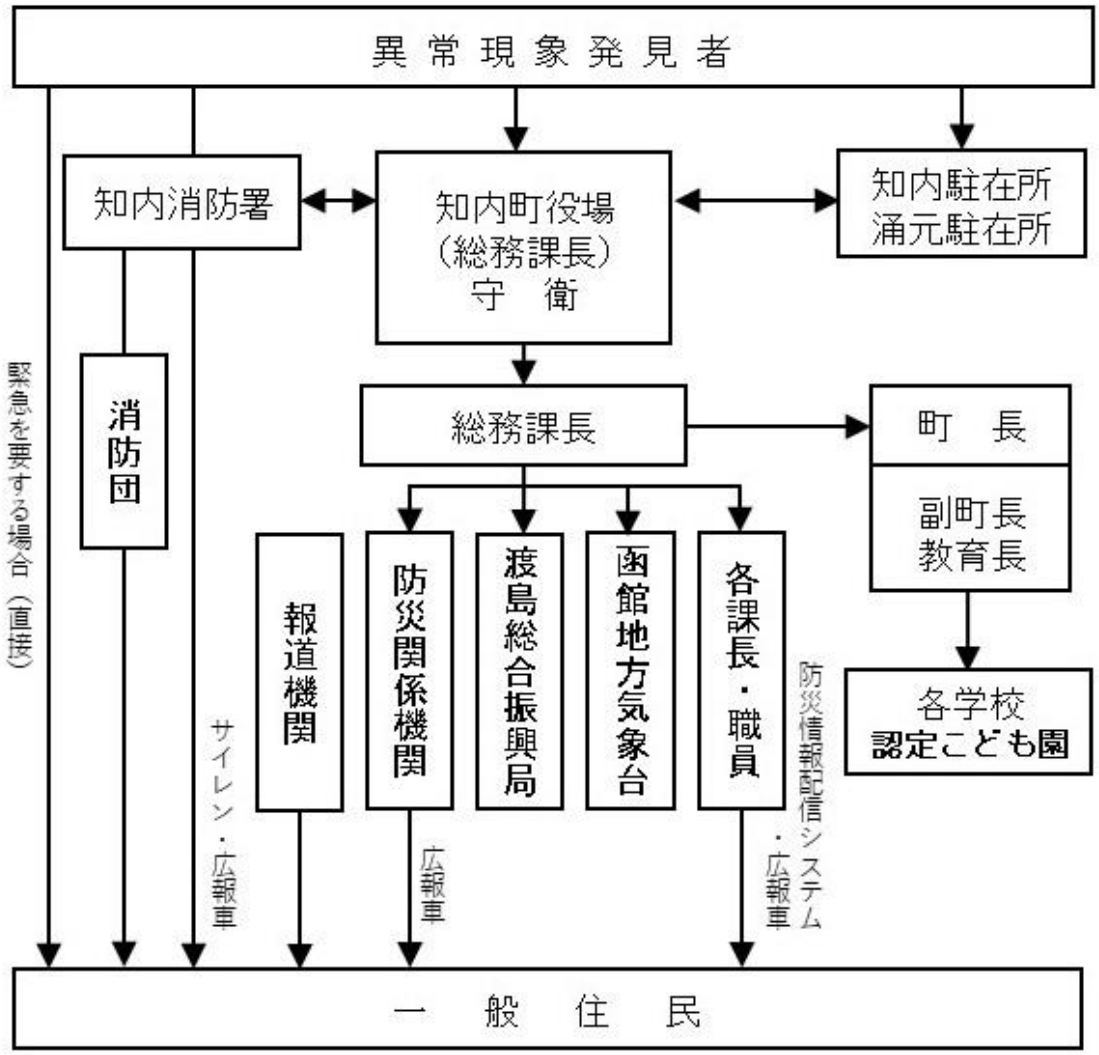

２　災害情報の収集

（１）災害情報の収集責任者は総務課長とし、その代理者として総務係長とする。

（２）上記の災害情報責任者及び代理者が不在の場合は、以下順に総務係員、財政係長、税務係長がその任に当たる。

（３）収集する情報は、防災関係機関等と連携し、基本的に次の事項とする。

ア　災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況

イ　降雨、降雪、河川の水位、崖等急傾斜地、海岸水位の異常状況

ウ　住民の生命と財産の安否、避難状況

エ　水防等の応急措置の状況及び電気、水道、ガス、通信等の被害状況

オ　人畜、建物、農地、山林、漁港、河川、海岸、道路等の被害状況

カ　食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

３　地区別情報連絡責任者

地区別情報連絡責任者は、気象警報等や地区内に災害が発生したときは、速やかに本部に連絡し、本部の指示により、その情報を地区住民に伝達しなければならない。

連絡を必要とする災害等の情報は、おおむね次の事項とする。

（１）災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況
（２）降雨、降雪、河川水位、崖等の急傾斜地、海岸水位の異常状況
（３）住民の生命、財産の安否、住民の避難状況
（４）水防等の応急措置の状況及び電気、水道、ガス、通信等の被害状況
（５）人畜、建物、農地、山林、漁港、河川、海岸、道路等の被害状況
（６）食糧その他緊急に補給すべき物資及びその数量（概数）

○　地区別情報連絡責任者（その１）

地区	連絡責任者	連絡方法		
		第１系統	第２系統	第３系統
元　町 前　浜 涌元谷地 上　雷 はまなす	知内消防団第１分団長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車　両	徒　歩
涌　元	知内消防団第２分団長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車　両	徒　歩
小谷石	知内消防団第３分団長	ＮＴＴ電話 携帯電話 携帯無線機	ＮＴＴ電話	車両又は徒歩
湯ノ里	知内消防団第４分団長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車　両	徒　歩
中ノ川 森　越	知内消防団第５分団長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車　両	徒　歩
渡島知内 重　内 きらく	知内消防団第６分団長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車　両	徒　歩

※　分団長が不在等の場合は、副分団長がその任にあたる。

○　地区別情報連絡責任者（その２）

地区	連絡責任者	連絡方法		
		第１系統	第２系統	第３系統
中ノ川	中ノ川町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
森越	森越町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
渡島知内	渡島知内町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
きらく	きらく町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
重内	重内町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
湯ノ里	湯ノ里町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
上雷	上雷町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
元町	元町町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
前浜	前浜町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
涌元谷地	涌元谷地町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
はまなす	はまなす町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
涌元	涌元町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩
小谷石	小谷石町内会長	ＮＴＴ電話 携帯電話	車両	徒歩

※　町内会長が不在等の場合は、町内会副会長がその任にあたる。

4　被害状況等の報告

被害状況等の報告は、基本法の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。ただし、本部が設置されない場合における被害状況の報告は、本計画に準じて行う。

・報告責任者

災害情報等の受領伝達責任者（総務課長）は地区別情報連絡責任者から「通報者からの情報受領書」（別表ア）等により情報を収集するほか、防災関係機関と相互に情報交換を行い、把握した状況については、速やかに北海道知事（渡島総合振興局長）に報告する。

5　災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を渡島総合振興局長に報告する。

（1）報告の対象事項

災害情報等の報告事項は、おおむね次に掲げるものとする。

ア　人的被害、住家被害が発生したとき。

イ　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

ウ　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

エ　災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で該当市町村が軽微であっても、総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

オ　地震が発生し、震度４以上を記録したもの。

カ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的な影響等からみて、報告を要すると認められるもの。

キ　その他特に指示があった災害

（2）報告の種類及び内容

ア　災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

イ　被害状況報告（速報・中間報告・最終報告）

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関等の維持管理する施設等（住家を除く。）については除く。

・　速　報

被害発生後、直ちに別表２の様式により、件数のみ報告すること。

・　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。なお、報告内容に変更

を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

・　最終報告

応急措置が完了した後、１５日以内に別表２の様式により報告すること。

ウ　その他の報告

災害の報告は、（１）及び（２）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

（３）報告の方法

ア　災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行う。

イ　被害状況報告のうち、最終報告は文書により報告する。

６　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表３のとおりとする。

別表ア　通報者からの情報受領書

区　　分	災　　害　　情　　報		
発信日時	年　　月　　日	午　前 午　後	時　　分
発信者			
受信者	知内町役場　　課		
内　　容			
①　い　つ	年　　月　　日　　時頃		
②　どこで			
③何が（誰が）			
④どうした			
⑤　状　　況			
対　策　の　指　示　内　容			

本部長		副本部長		課長		補佐		係長		係	

別表１　災害情報

<table>
<tr><td colspan="5">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td>報告日時</td><td>月　日　時 現在</td><td>発受信日時</td><td colspan="2">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td>発信機関
（市町村名）</td><td>知内町</td><td>受信機関
（総合振興局　）</td><td colspan="2">渡島総合振興局</td></tr>
<tr><td>発信者
（職・氏名）</td><td></td><td>受信者
（職・氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>発生場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害原因</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">気象等の状況</td><td colspan="2">雨量
河川水位
潮位波高
風速
その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ライフライン関係の状況</td><td colspan="2">道路
鉄道
電話
水道（飲料水）
電気
その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="4">（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分　設置
（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分　設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">(2)災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>り災世帯</td><td>り災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">応急措置の状況</td><td rowspan="3">(3)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人員</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>高齢者避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>緊急安全確保</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣
要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置
の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)
応急対策
出動人員</td><td colspan="2">（ア）出動人員</td><td colspan="3">（イ）主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他（住民等）</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">（今後の見通し等）</td></tr>
</table>

注：欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表２　被害状況報告（速報・中間・最終）

										月　日　時現在	
災害発生日時				月　日　時　分		災害の原因					
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名					受信	機関（市町村）名				
	職・氏名						職・氏名				
	発信日時			月　日　時　分			受信日時			月　日　時　分	
項目				件	被害金額(千円)	項目				件　数	被害金額(千
①人的被害	死　者		人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇		
	行方不明		人					海岸	箇		
	重　傷		人					砂防設	箇		
	軽　傷		人					地すべ	箇		
	計		人					急傾斜	箇		
②住家被害	全　壊		棟					道路	箇		
			世帯					橋梁	箇		
			人					小計	箇		
	半　壊		棟				市町村工事	河川	箇		
			世帯					道路	箇		
			人					橋梁	箇		
	一部破損		棟					小計	箇		
			世帯				港湾		箇		
			人				漁港		箇		
	床上浸水		棟				下水道		箇		
			世帯				公園		箇		
			人				崖くずれ		箇		
	床下浸水		棟				計		箇		
			世帯			⑥水産被害	漁船	沈没流	隻		
			人					破損	隻		
	計		棟				計		隻		
			世帯				漁港施設		箇		
			人				共同利用施設		箇		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟				その他施設		箇		
		その他	棟				漁具（網）		件		
	半壊	公共建物	棟				水産製品		件		
		その他	棟				その他		件		
	計	公共建物	棟				計				
		その他	棟			⑦林業被害	道有林	林　地	箇		
④農業被害	農地	田　流	ha					治山施	箇		
		田　浸冠	ha					林　道	箇		
		畑　流	ha					林産物	箇		
		畑　浸冠	ha					その他	箇		
	農作物	田	ha				小　計		箇		
		畑	ha				一般民有林	林　地	箇		
	農業用施設		箇所					治山施	箇		
	共同利用施設		箇所					林　道	箇		
	営農施設		箇所					林産物	箇		
	畜産被害		箇所					その他	箇		
	その他		箇所				小　計		箇		
	計						計		箇		

項　目				件数	被害金額（千円）	項　目				件数	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水道		箇所			⑪社会教育施設被害					
	病院	公　立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公　立	箇所			
		個　人	箇所				法　人	箇所			
	清掃施	一般廃棄物	箇所				計	箇所			
		し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通	箇所			ー
							鉄道施設	箇所			
	計		箇所				被害船舶	隻			
⑨商工被害	商　業		件				空　港	箇所			
	工　業		件				水　道	戸			ー
	その他		件				電　話	回線			ー
	計		件				電　気	戸			ー
⑩公立文教施設被害	小学校		箇所				ガ　ス	戸			ー
	中学校		箇所				ブロック塀等	箇所			ー
	高　校		箇所				都市施設	箇所			
	その他文教施設		箇所								
	計		箇所			被害総額					
公共施設被害市町村			団体			火災発生	建　物	件			
り災世帯数			世帯				危険物	件			
り災者数			人				その他	件			
消防職員出動延人数			人			消防団員出動述人数		人			

災害対策本部の設置状況	道（総合振興局）			
	市町村名	名　称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）

○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
○応急対策の状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表３　被害状況判定基準

被害区分		判定基準
①人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1)当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)A 町のものが隣接の B 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B 町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。） (3)氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し町と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 (1)死者欄の(2)及び(3)を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1 カ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の(2)及び(3)を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1 カ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の(2)及び(3)を参照
②住家被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。 (3)住家は、社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全ての住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則として、その寄宿舎等を 1 世帯とする。 (1)同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部損壊	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判定基準
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。 (2)埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm 以下にあっては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあっては 5cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒状によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒状とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
④業農	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地、畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋梁が流出又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設、又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて、今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で、漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で、個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
⑨商工被害	商　　業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工　　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	鉄路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第４章　災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に必要な危険区域の設定及び施設の整備並びに訓練等の実施については、本計画の定めるところによる。

第１節 重要警戒区域及び整備計画

重要警戒区域の指定

知内町において発生が予想される災害の種類及び地域は、次のとおりとする。

１　高波、高潮、津波、海岸浸食等警戒区域（別表１）

２　地すべり、崖崩れ等危険区域（別表２）

３　土砂災害警戒区域（別表３）

４　土石流危険渓流及び水防警戒区域（別表４）

５　孤立予想区域（別表５）

別表１　（１）高波、高潮、津波、海岸浸食等警戒区域

図面番号	被害発生予想区域					予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	海岸名	海岸危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全区域のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路(km)	その他	指定機関	法令等	指定年度	指定番号	予想区域との関連 全域	予想区域との関連 一部	実施機関	概要
1	小谷石	6,893	6,253	6,253	津波 高波	62	1	5.2km		道	海岸法	S36.5.30	1,228		○	道	海岸堤完了
2	涌元	1,154	1,154	1,154	津波 高波	129		1.1km		道	海岸法	S36.5.30	1,228		○	道	海岸堤完了
3	はまなす	2,125	2,125	2,125	津波 高波	145	1	2.2km	21	道	海岸法	S36.5.30	1,228		○	道	海岸堤完了 離岸堤完了
4	前浜	1,236	1,236	1,236	津波 高波	65	1	0.6km		道	海岸法	S36.5.30	1,228		○	道	海岸堤完了 離岸堤完了
5	渡島知内	1,516	1,516	1,516	津波 高波	90	11	1.5km		道	海岸法	S36.5.30	1,228		○	道	海岸堤完了 離岸堤完了
6	森越	2,283	2,283	2,283	津波 高波	147	3	2.2km		道	海岸法	S36.5.30	1,228		○	道	海岸堤完了
7	中の川	3,179	3,179		津波 高波	76	1	3.1km		道	海岸法	S36.5.30	1,228		○	道	離岸堤完了

高波、高潮、津波、海岸浸食等警戒区域図

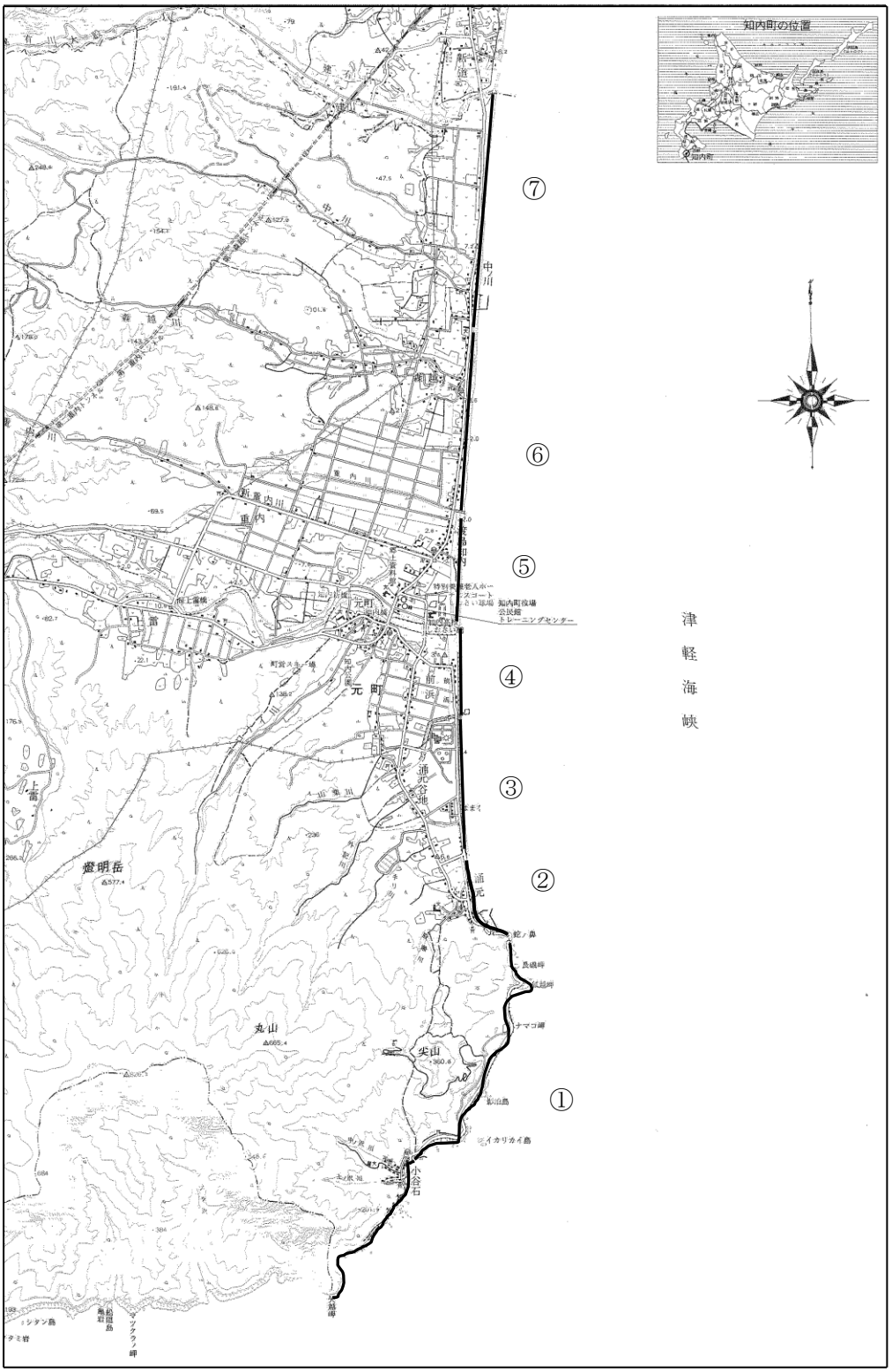

別表２　（２）地すべり、崖崩れ等危険区域

図面番号	被害発生予想区域				予想される被害						法令等における指定状況						整備計画	
	海岸名	場所	災害の要因	警戒区域（面積）（距離）	住家 戸数（戸）	住家 人口（人）	住家 その他（ha）	公共施設等 施設名	公共施設等 収容人員等	道路 孤立集落交通量等	指定機関	法令等	指定年度	指定番号	予想区域との関連 全域	予想区域との関連 一部	実施機関	概要
1	小谷石	小谷石	地すべり	57.6ha						道道500m 小谷石	建設省	地すべり法	S42.10.11	興 3,436	○		北海道 土木部	H10完成
2	知内 市街地	小谷石	崖崩れ	2.69ha 440m	25						北海道	急傾斜地法	S48.2.20	興 480	○		北海道 土木部	H11～15完成
3	知内 市街地2	小谷石	崖崩れ	0.31ha 90m	9						北海道	急傾斜地法	S51.5.25	興 1,897	○		北海道 土木部	H10完成
4	知内 小谷石	小谷石	崖崩れ	0.93ha 400m	13						北海道	急傾斜地法	S47.8.1	興 2,522	○		北海道 土木部	H5～9完成
4-1	知内市街(2) 市街地2	小谷石	崖崩れ	2.78ha 102m	16				町内会館		北海道	急傾斜地法	申請中		○		北海道 土木部	H23～28完成予定
5	知内 上の沢	小谷石	崖崩れ	160m	22				神社						○		北海道 林務部	40、45、48、49、50 治山完成
6	知内 中の沢	小谷石	崖崩れ	340m	36				旧診療所						○		北海道 林務部	44、47、48、49 小規模治山完成
7	知内 上の沢2	小谷石	崖崩れ	160m	6				（神社）						○		北海道 林務部	
8	中の川	奥の沢	崖崩れ	3.00ha			田50ha 畑 5ha								○		北海道 林務部	
9	涌元	股瀬川	崖崩れ	0.60ha	50		畑 6ha								○		北海道 林務部	
10	小谷石	休憩所の沢	崖崩れ	0.65ha						道道100m 小谷石						○	北海道 林務部	
11	小谷石	中の沢	崖崩れ	0.70ha	30										○		北海道 林務部	
12	小谷石	湯の沢	崖崩れ	0.20ha	10										○		北海道 林務部	
13	重内	重内沢	崖崩れ							町道100m					○		町	計画検討中

別表３　土砂災害警戒区域

現象名	所在地	区域	危害のおそれのある土地等の状況							避難場所	土砂災害防止法による指定状況				法令による指定状況		整備計画	
			警戒区域面積(㎡)	人家(戸)	河川(m)	橋梁(基)	道道(m)	市町村道(m)	その他道路(m)		区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	砂防法	森林法	実施機関	概要
土石流	神社横の沢川	知内町字小谷石	6,020	9				80	110	小谷石町内会館	Ⅰ-22-0470	平成25年12月20日	○			民(土崩) 昭和55年6月24日 農告第918号		
土石流	上の沢川	知内町字小谷石	19,213	17	340			270	420	小谷石町内会館	Ⅰ-22-0480	平成25年12月20日	○		第1109号 昭和49年8月20日	民(土崩) 昭和56年12月9日 農告第1848号 民(土崩) 昭和55年12月18日 農告第1638号 民(土崩) 昭和42年11月2日 農告第1705号 民(土崩) 昭和55年6月24日 農告第918号 民(土崩) 平成11年9月2日 農告第1135号		
土石流	中の沢川	知内町字小谷石	41,115	41	540	3	170	890		小谷石町内会館2F	Ⅰ-22-0490	平成25年12月20日	○		第1109号 昭和49年8月20日	農告499号 昭和35年6月9日		
土石流	支中の沢川	知内町字小谷石	32,444	39	560	3	170	850		矢越山荘	Ⅰ-22-0500	平成25年12月20日	○		第1109号	農告1705号 昭和42年11月2日		
土石流	支流沢川	知内町字小谷石	12,575	8	240	1	170	70	30	小谷石町内会館2F	Ⅰ-22-0510	平成25年12月20日	○		第1109号	農告1705号 昭和42年11月2日		
急傾斜地の崩壊	知内小谷石2	知内町字小谷石	19,197		240	1				小谷石町内会館	Ⅰ-2-220-1258	平成25年12月20日	○		第1109号 昭和49年8月20日	民(土崩) 平成11年9月2日 農告第1135号		
急傾斜地の崩壊	知内小谷石2	知内町字小谷石	7,922		60					小谷石町内会館	Ⅰ-2-220-1258	平成25年12月20日		○	第1109号 昭和49年8月20日	民(土崩) 平成11年9月2日 農告第1135号		
急傾斜地の崩壊	知内小谷石3	知内町字小谷石	24,673	18	150	1		220	210	小谷石町内会館	Ⅰ-2-221-1259	平成25年12月20日	○			民(土崩) 昭和55年6月24日 農告第918号		
急傾斜地の崩壊	知内小谷石3	知内町字小谷石	10,277	6				70	20	小谷石町内会館	Ⅰ-2-221-1259	平成25年12月20日		○		民(土崩) 昭和55年6月24日 農告第918号		
土石流	知内町字元町	外記川	307,125	11		1	500	1208		涌元谷地町内会館	Ⅰ-22-0590	平成24年11月27日	○					
土石流	知内町字元町	山栗川	216,161	13			53	1316		涌元谷地町内会館	Ⅱ-22-0600	平成24年11月27日	○					
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内市街地(2)市街地2	39,151	24	450	1	45	230		小谷石町内会館	Ⅰ-2-218-1256	平成24年11月27日	○				北海道 土木部	H23～28 整備中
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内市街地(2)市街地2	19,925	5	144			20		矢越山荘	Ⅰ-2-218-1256	平成24年11月27日		○				
土石流	知内町字涌元	知内町字涌元	20,000	22				210		涌元小学校	Ⅰ-22-0550	平成22年12月7日	○					
土石流	知内町字涌元	知内町字涌元	7,812	1			60			涌元小学校	Ⅰ-22-0540	平成22年12月7日	○		建第1901号 平成6年9月1日			

現象名	所在地	区域	危害のおそれのある土地等の状況							避難場所	土砂災害防止法による指定状況				法令による指定状況		整備計画	
			警戒区域面積(㎡)	人家(戸)	河川(m)	橋梁(基)	道道(m)	市町村道(m)	その他道路(m)		区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域	砂防法	森林法	実施機関	概要
土石流	知内町字小谷石	湯ノ沢川(湯の沢川)	12,914	9			40			矢越山荘	Ⅰ-22-0520	平成27年3月6日	○		第1109号 昭和49年8月20日			
土石流	知内町字小谷石	滝の濶川(滝の濶沢川)	1,431				40			矢越山荘	Ⅱ-22-0530	平成27年3月6日	○			(土) 昭和54年3月7日 農告第446号		
土石流	知内町字小谷石	滝の濶川(滝の濶沢川)	107							矢越山荘	Ⅱ-22-0530	平成27年3月6日		○		(土) 昭和54年3月7日 農告第446号		
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内小谷石(2)	32,973	2			300			矢越山荘	Ⅰ-2-217-1255	平成27年3月6日	○			(土) 昭和54年3月7日 農告第446号		
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内小谷石(2)	24,025	2			155			矢越山荘	Ⅰ-2-217-1255	平成27年3月6日		○		(土) 昭和54年3月7日 農告第446号		
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内小谷石1	23,500	23	72		68	250		矢越山荘	Ⅰ-2-219-1257	平成27年3月6日	○			(崩) 平成11年9月2日 農告第1135号		
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内小谷石1	5,504	11				56		矢越山荘	Ⅰ-2-219-1257	平成27年3月6日		○		(崩) 平成11年9月2日 農告第1135号		
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内小谷石(1)	13,880	2			129			矢越山荘	Ⅱ-2-154-937	平成27年3月6日	○			(土) 昭和54年3月7日 農告第446号		
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内小谷石(1)	10,295	2			77			矢越山荘	Ⅱ-2-154-937	平成27年3月6日		○		(土) 昭和54年3月7日 農告第446号		
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内市街地(1)	3,459	1	35		50			矢越山荘	Ⅱ-2-155-938	平成27年3月6日	○			(土) 昭和54年3月7日 農告第446号		
急傾斜地の崩壊	知内町字小谷石	知内市街地(1)	117		10					矢越山荘	Ⅱ-2-155-938	平成27年3月6日		○		(土) 昭和54年3月7日 農告第446号		

地すべり崖崩れ等危険区域図

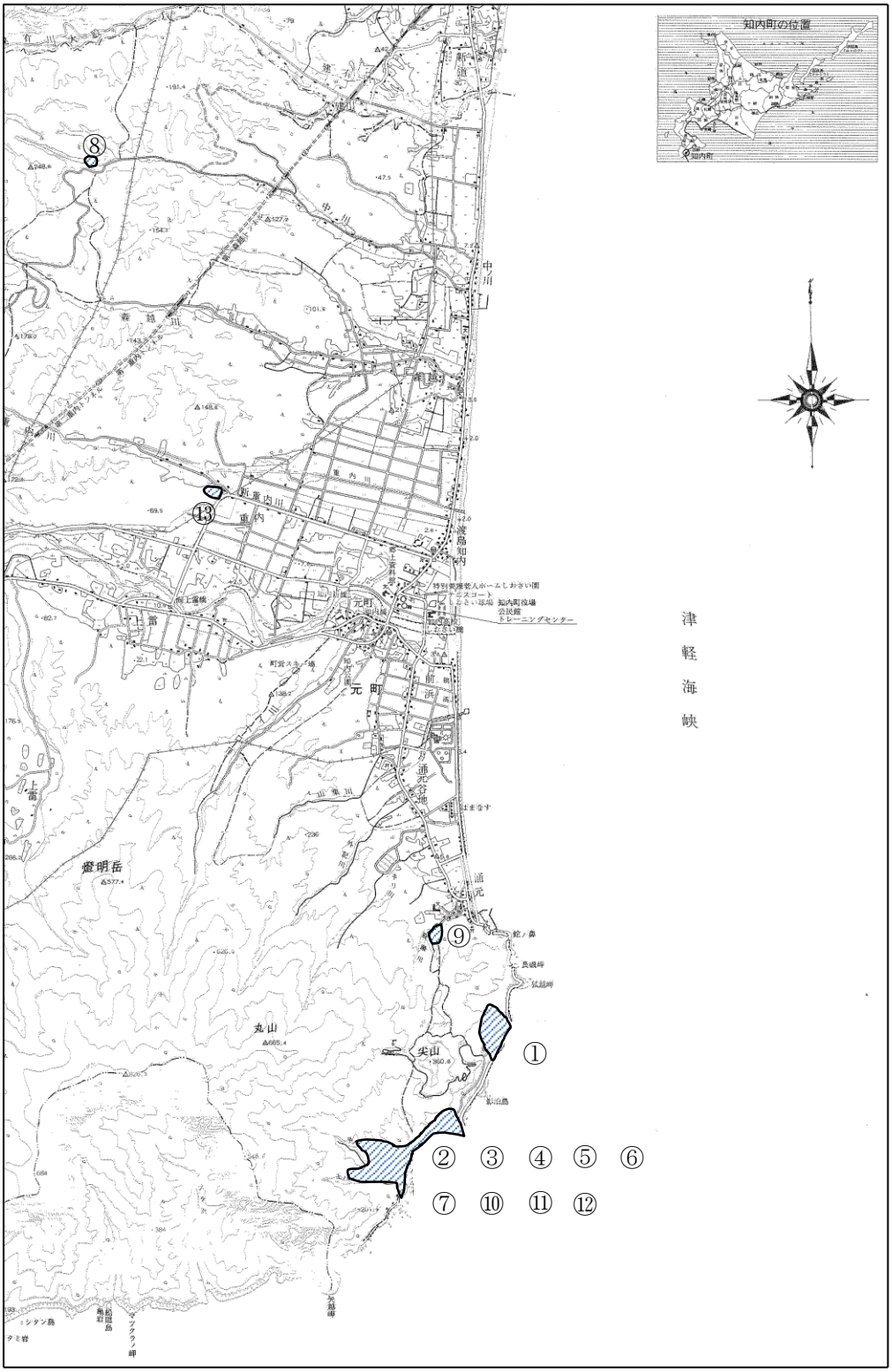

別表４　（３）土石流危険渓流及び水防警戒区域

図面番号	被害発生予想区域						予想される被害						整備計画	
	地区名	水系河川渓流名			渓流概要		住家			公共施設等		道路	実施機関	概要
		水系	河川名	渓流名（危険渓流番号）	渓流長（km）	流域面積（ha）	戸数（戸）	人口（人）	その他（ha）	施設名	収容人員数	孤立集落交通量等		
1	湯の里	知内川		発電所の沢川	0.20	1.5	8	23					道（土木部）	計画検討中
2	湯の里	知内川	湯の川	知内温泉の沢川	0.13	0.5	1	5		神社 旅館			道（土木部）	計画検討中
3	涌元	股瀬川	股瀬川	股瀬川	1.80	52.8	45	135					道（土木部）	流路工工事中 砂防ダム(H6～H6)
4	涌元	股瀬川		学校裏の沢川	0.20	0.8	11	31		学校			道（土木部）	計画検討中
5	涌元	股瀬川		寺院沢川	0.10	0.2	11	35					道（土木部）	計画検討中
6	涌元	神社裏の沢		神社裏の沢	0.18	0.9	6	24		神社			町	計画検討中
7	小谷石	湯の沢川	湯の沢川	湯の沢川	1.20	33.8	3	10					道（土木部）	砂防ダム(S48～50)
8	小谷石	湯の沢川	上湯の沢川	上湯の沢川	1.40	36.8	(3)	(10)					道（土木部）	砂防ダム(S48～50)
9	小谷石	中の沢川	中の沢川	中の沢川	2.40	121.9	40	110		神社			道（土木部）	砂防ダム(S48～50)
10	小谷石	上の沢川	上の沢川	上の沢川	1.33	36.8	21	72					道（土木部）	砂防ダム(S48～50)
11	小谷石	上の沢川		神社横の沢川	0.08	0.2	5	21		神社			道（土木部）	計画検討中
12	元町	フキリ川	フキリ川	フキリ川	4.30	230.0	19		畑9.0ha			道道1.000m 橋　1基	道（土木部）	砂防ダム流路工 S47～58
13	元町	フキリ川	外記川	外記川	4.90	284.0	115		畑31ha 田			道道　300m 橋　3基	道（土木部）	砂防ダム流路工(S47～58) 下流流路工工事中
14	元町	山栗川	山栗川	山栗川	3.00	214.0	12	48	畑15ha	火発		道道　200m 橋　2基	道（土木部）	砂防ダム(H5～H7) 床固工郡、S63～H2、流路工計画中
15	元町	知内川	頃内川	頃内川	7.50	510.0	55		畑 7ha	小学校		道道3,500m 橋　2基	道（土木部）	砂防ダム S47～52、S54～60 流路工　S47～60

別表５　（５）孤立予想区域

番号	孤立予想区域				被害の対象		
	地区名	災害の種類	想定される状況	左の延長	世帯数	人口（人）	役場までの距離
1	小谷石	大雨 高波 津波 崖崩れ	交通途絶	約　４ｋｍ	68	120	10km

※　被害の対象は、令和５年１月１日現在の住民基本台帳による。

第２節　消防計画

この計画は、消防組織法、消防法、水防法、災害対策基本法に基づき、知内消防署管轄区域内における火災、地震、台風及び水災等による被害を予防し、警戒し、防御し、又は救助活動の実施に関し必要な事項を定め、もって被害を最小限にくい止めることを目的とし、その実施については本計画による。

１　消防組織及び分掌事務

（１）渡島西部広域事務組合知内消防署

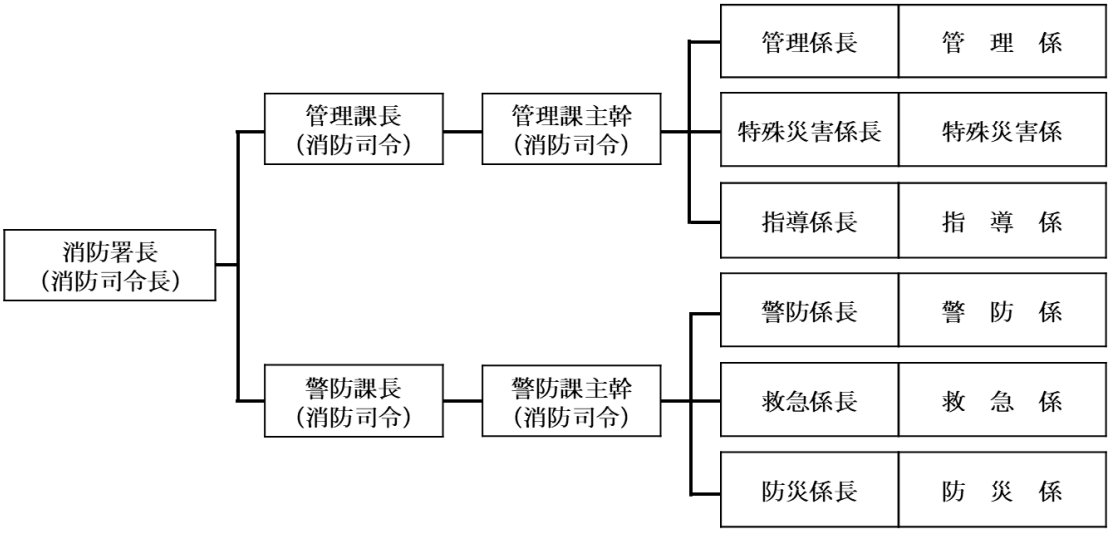

（２）渡島西部広域事務組合知内消防団

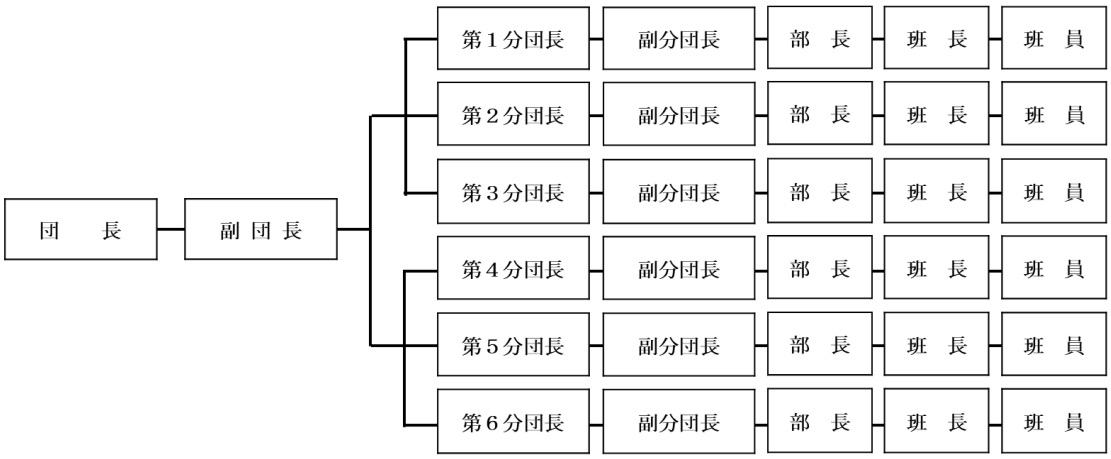

（３）渡島西部広域事務組合（消防本部）

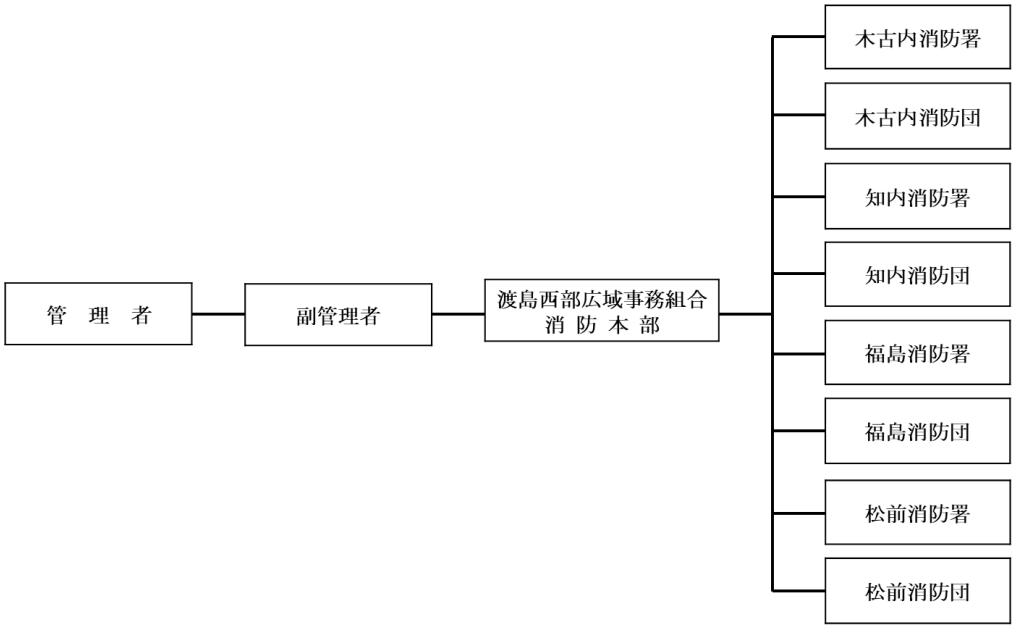

（４）分掌事務

ア　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。

イ　救急救助に関すること。

ウ　危険物等の保安に関すること。

エ　訓練に関すること。

オ　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

カ　行方不明者の捜索に関すること。

２　非常災害時の分掌

ア　水・火災等の警戒防御、人命の救出、救助及び救急活動並びに行方不明者の捜索活動を行う。

イ　非常災害時には、災害に関するもの及び緊急のものを除き、平常の事務を縮小し、又は、停止して、挙署態勢をもって災害対策に専念する。

３　非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として全署員及び消防団員を招集し、近隣の広域組合消防等に応援を求めなければならないような災害で、おおむね次に掲げる場合をいう。

ア　異常気象等により災害が発生し、又はそのおそれの大きいとき。

イ　地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大であり、又は大規模な火災が発生したとき。

ウ　災害対策本部が設置されたとき。

エ　その他指揮本部長が必要と認めたとき。

4　消防設備等の整備

資料編　資料１３に記載

5　災害予防対策

災害を未然に防止し、住民の生命、身体、財産を保護するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立、指導等防火等思想の普及に努める。

（１）消防力の確保と向上

消防署長は所掌事務に従い、非常災害に対処するため署員に対して教育訓練を実施し、専門的知識技術を向上させ、また、消防設備の充実を図り、総合的消防力の向上と発揮に努める。特に知内消防署については昭和 50 年の建設から老朽化が進み、耐震性能の不足も明らかとなっており、また、洪水浸水想定区域に位置していることから、早期の移転新築を進める必要がある。

（２）予防査察

特殊防火対象物の防火管理体制の整備指導及び幼児、高齢者、身体障害者等の焼死者防止対策の徹底等を目的として、防火査察、指導を計画的に実施して、火災等の未然防止を推進する。

（３）防災意識の高揚

非常災害による被害実態を町民に認識させ、防火（災）対策の浸透を図る。

（４）危険物の規制

危険物貯蔵所については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の貯蔵取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて、防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

（５）防災施策の推進

関係機関との連絡を密にし、非常災害時における被害を科学的に想定し、全般的施策の推進を図る。

（６）計画樹立

消防署長は、知内町地域防災計画に基づき所轄区域内について次の計画を策定する。

ア　震災消防計画

イ　特殊建物火災防御計画

ウ　危険区域防御計画

6　災害警防対策

非常災害時の組織及び構成

（1）消防署長の任務

消防署隊を小隊に編成し、災害防除等に当たる。また、必要によっては、小隊を分隊に区隊し、それぞれ災害防除及び災害対策活動に当らせる。

なお、その際、分隊に伝令を置き、活動、状況を逐次連絡させる。

（2）署隊本部の任務

署隊本部に署隊の効果的運用を図るため、指揮係、情報係、庶務係を置く。

ア　指揮係は、署隊の指揮運用等に関する事務を処理する。

イ　情報係は、通信運用、災害情報、広報等に関する事務を処理する。

ウ　庶務係は、署隊本部の庶務に関する事務を処理する。

7　活動体制

非常配備体制

非常配備体制は、非常災害に対処するため、災害状況に応じ、次の区分により消防署長が発令する。

（1）第１非常配備体制は、非常災害の発生するおそれが大きく、又は局地的に災害が発生した場合で、災害に対する準備、警戒の強化等を図る必要があるとき。

（2）第２非常配備体制は、非常災害の発生するおそれが極めて大きく、又は一部に発生した場合で、勤務時間外の職員及び消防団員を動員して、これに対処する必要があるとき。

（3）第３非常配備体制は、全域にわたり非常災害が発生するおそれが極めて大きく、又は甚大な被害を発生した場合で、勤務時間外の職員及び消防団員を動員し、更に近隣消防機関等の応援を得て対処する必要があるとき。

※　当該非常配備体制の発令は、第２章第２節「知内町災害対策本部」において、　本部長が発令した非常配備体制と同一歩調をとることを基本とする。

8　非常召集及び参集

（1）召集の発令

消防署長は、非常災害に対処するため、必要があると認める場合は、勤務時間外の職員に非常召集命令を発令する。

（2）参　集

第２、第３非常配備体制が発令された場合、職員は速やかに所定の場所に参集しなければならない。

（3）職員の注意義務

職員は、非常災害の発生又は発生するおそれがあると判断される事態となったときは、積極的に情報の収集に努め、参集に備えなければならない。

（４）召集への準備

職員は、平時においても参集に必要な被服、携行品を準備しておくとともに所在を明らかにし、連絡方法等の確保に努める。

9　災害活動

（１）震災時の活動

ア　震災が発生した場合は、自動的に第２非常配備体制を発令する。

イ　消防署長は、広報車等により管内住民に対し、出火防止、初期消化、人命救助等の指導及び広報を行う。

（２）防御の主眼

各級指揮者は、火災の早期鎮圧に努めるとともに、延焼拡大の阻止にあたり、火災から生、身体の安全を確保することを防御の主眼として活動しなければならない。

（３）防御の原則

・消防力に比して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一挙鎮滅を図る。

・火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

・火災の様相により、消防隊個々の防御では効果がないと判断した場合は、部隊を集中して重要地域の確保、防御に当たる。

・火災及び火災以外の災害が同時に発生した場合は、火災の防御を優先する。

（４）団員の活動

消防署長は、団長を通じて署所に参集した団員又は現場に出動した団員に火災の警戒防御、消火及び救助等の災害活動に当たらせる。

10　水災時の活動

（１）体制発令の準備

消防署長は、気象情報その他により、水災が予想されるときは、関係機関と密接な連絡をとり、広く情報を収集、分析し、非常配備体制の発令に備える。

（２）監視警戒隊

消防署長は、非常配備体制を発令したときは、警戒を要する場所（要所）に監視警戒隊を派遣し、監視及び報告を行わせる。

（３）避難指示等発令

消防署長は、監視警戒隊等の報告にもとづき、客観的、総合的に判断して、水害（災害）の発生により地区住民の生命、身体、財産等に被害が発生するおそれが極めて高く、地区住民の避難が必要であると認めた場合は、災害対策本部長と協議を行い、本部長の命令により、本部長名をもって避難指示等を発令する。

（４）避難誘導等

消防署長は、避難勧告が発表された場合は、災害対策本部職員の応援を得て、直ちに現場に避難誘導要員を派遣し、地区住民を所定の避難所に誘導するとともに、当該地区における残留住民の有無の確認と避難補助を地元防災組織（消防分団員）及び地元町内会と協力して実施する。

（５）現場要務

ア　警戒区域の設定及び立入りの禁止

現場指揮官は、水防活動に支障のある場合、又は人命に危険があるときは警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りを禁止し、制限し、若しくは退去させ、又は車両の通行を規制する等の処理を現場にいる警察官とともに行う。

イ　他機関との連携

現場最高指揮官は、他の機関と連携して水防作業を実施する場合には、災害対策本部等と連絡を密にし、人員、資機材等を考慮し、担当業務区分等を定め、効果的に、かつ、円滑に実施しなければならない。

（６）訓　練

消防署長は、震災及び水災に対処するため、平素より消防職員及び消防団員に対して、次の訓練を実施する。

ア　震災消防訓練

イ　水防訓練

ウ　火災想定訓練

11　相互応援協定

他の市町村及び関係機関との応援協力は、次の協定により行う。

（１）広域消防相互応援協定

北海道内の市、町及び消防の一部事務組合相互の応援体制は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき行う。

（２）消防防災ヘリコプター応援協定

北海道内の市、町及び消防の一部事務組合が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプターの応援を求めることに関しては、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき行う。

12　火災警報の発令

町長は、渡島総合振興局から火災気象通報の伝達を受けた場合、必要に応じ知内消防署長と協議し、火災警報を発令する。

（１）住民等に対する通報

町長が火災警報を発令した場合、知内消防署長は直ちに消防団及び一般住民に通報する。また、解除した場合も同様とする。なお、具体的な方法については、第２１節第６章(1)気象情報の伝達」に準ずる。

（２）住民等の遵守義務

火災警報が発表されてから解除されるまでの間、知内消防署は条例で定める火の使用を制限するとともに、町内に在る者はこの処置に従わなければならない。

（３）火災警報の伝達系統図

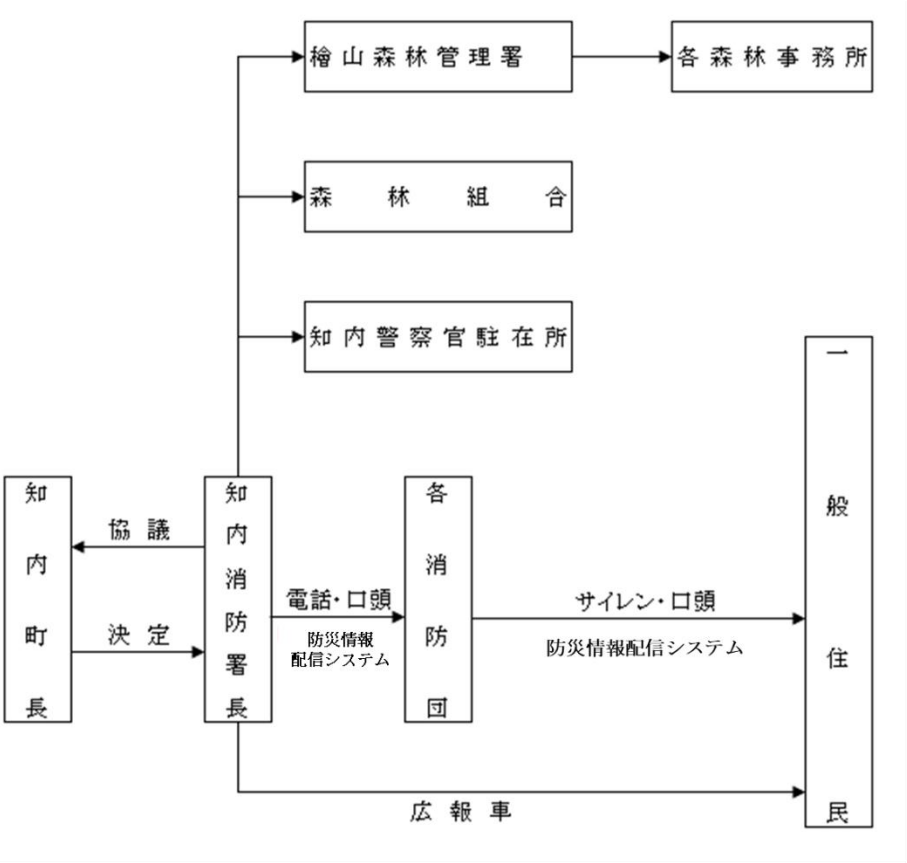

（４）火災警報の発令条件

ア　実効湿度が 65%以下で、最小湿度が 35%以下のとき。

イ　陸上での平均風速が 13m/s 以上で、連続して３時間以上吹く見込みのとき。

ウ　気象警報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めたとき。

第３節　防災訓練計画

防災意識の普及と向上及び災害応急対策を円滑に実施するために、平素より次の防災訓練を実施するものとし、その実施については本計画による。

１　水防訓練

各種水防工法、水防資機材の輸送、通報、伝達等の訓練を行う。

２　消防訓練

（１）出動訓練

出動準備の迅速性と的確性の向上を図るため、資機材の搬出、調整及び器具の装着点検を行う。

（２）操縦訓練

地理水利及び水利施設の周知徹底並びに消防自動車等の操縦を行い、技術の向上を図る。

（３）放水訓練及び火災想定訓練

放水技術等の向上を図る。

（４）救助訓練

人命救助作業の迅速確実かつ適切な救助技術の習得を図るため、家屋・家財の下じき等、具体的な災害を想定した訓練と救助器具の取扱いを行う。

（５）その他の訓練

病院、学校、ホテル、官公署等を対象とした自主防火訓練及び指導を行う。

３　避難訓練

避難の指示、伝達方法、避難誘導及び非常食の配付等を行う。

４　災害通信連絡訓練

警報伝達及び情報連絡の訓練並びに通信施設及び資機材等の点検等を行う。

５　非常召集訓練

災害対策本部員、消防署員及び防災関係機関の業務従事者の召集を行う。

６　林野火災想定訓練

林野火災の迅速かつ効果的な消火を行うため、林野における消火用水の確保やジェットシューター等消火用器具の使用技術の向上を図る。

7　地震・津波想定訓練

地震による被害の発生や、津波襲来のおそれがある場合、又は津波による被害の発生を想定し、警報及び避難の広報・伝達、避難誘導、救助・救出、負傷者の搬送、消火、情報通信連絡等の訓練を複合的に行う。

8　総合訓練

上記の訓練を複数（2 以上）組み合わせて総合的な訓練を行う。

第４節　知内町防災の日の設定

災害から町民の生命、身体、財産を保護するため、防災関係機関をはじめ、広く町民が台風、高波、津波、地震等について関心を高め、災害に対する備えの充実強化を図るため、「知内町防災の日」を設定し、この日或いはこの日の前後の都合のよい日程をもって防災訓練を実施し、防災思想の普及と啓蒙に努める。

知内町防災の日　　９月２４日

※小谷石地区豪雨災害の発生日（昭和 48.9.24）
（死者４人、行方不明４人、災害救助法適用）

第５章　災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町民の安全と被害者の保護を図るための対策については、本計画の定めるところによる。

第１節　職員の動員計画

１　配備体制

災害発生時における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備の体制をとる。配備の種別、配備内容、配備時期等については、災害対策本部の非常配備基準及び体制によるが、災害の規模、配備の種別等による動員人数等については、災害対策本部の各対策班長が平常時から配備要員に周知徹底する。

なお、災害対策本部が設置されない場合であっても、非常配備の体制を必要とするときは、これに準ずる。

２　動員体制

本部長の非常配備決定に基づき、総務対策班長は次の動員配備伝達系統図により行う。

３　動員配備非常伝達系統

(1)　勤務時間内の非常伝達系統図

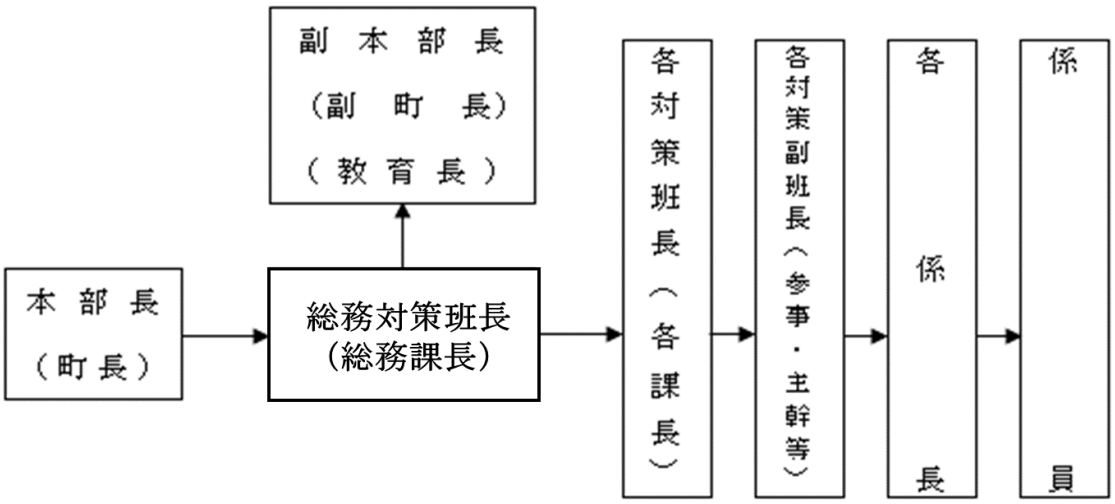

(2)　勤務時間外（守衛から）の非常伝達系統図

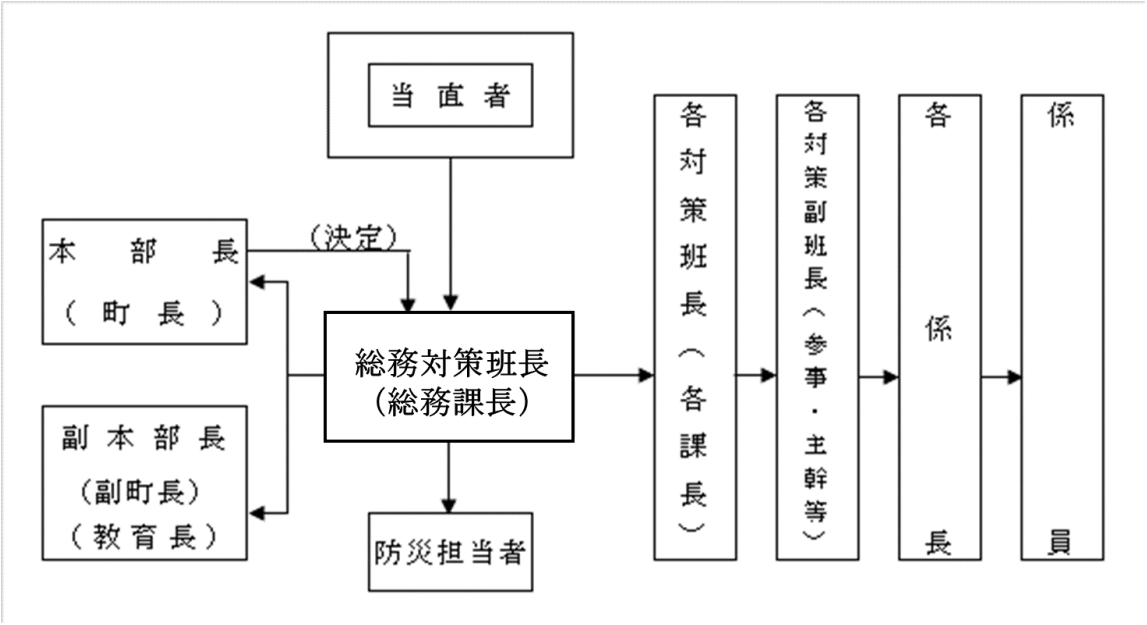

4　動員要員の心構え

職員は、非常動員に備え平素から外出先を家族等に明らかにしておくことはもちろん、個人用作業服、携行品、その他必要物品の管理に心がけるとともに、非常動員の伝達があった場合は速やかに参集する。

5　資機材の備蓄及び点検

町及び消防署等の災害対応機関は、災害の発生に備え、必要な資機材の備蓄を行うことはもちろん、平素から機材の保守点検を実施し、有事に備える。

第２節　災害広報計画

災害時における報道機関及び住民に対する各種災害情報の提供及び広報活動については本計画による。

１　広報及び情報資料の収集

ア　広報渉外対策班員の派遣による災害現場での取材

イ　一般住民、報道機関その他関係機関の取材による情報及び写真の収集

ウ　その他災害の状況に応じて各対策班の派遣による情報、資料等の収集

２　災害情報等の発表

（１）発表責任者

災害情報等の伝達、広報及び発表は、災害対策本部長の指示により広報渉外対策班長が発表責任者となって行う。

（２）広報の方法

一般住民及び被害者に対する広報は、災害の状況により次の方法による。

ア　広報車の利用

イ　広報誌の利用

ウ　口頭（避難所に避難している被災者）

エ　防災情報配信システム

オ　携帯電話への緊急メール

（３）広報の内容

情報及び広報の内容は次のとおりとする。

ア　災害情報及び住民への注意事項

イ　災害応急対策及び復旧対策の実施状況

ウ　交通状況その他必要事項

（４）報道機関に対する情報発表の方法及び内容

報道機関に対する情報発表の方法及び内容並びに収集した被害状況、災害情報等は、状況に応じて通常発表（２時間～３時間ごと）と緊急発表（緊急の場合）に区分し、次の事項を報道機関に発表する。

ア　災害の種別及び発生日時

イ　災害発生の場所及び被害状況

ウ　応急対策の状況

エ　一般住民に対する避難指示等及び被災者に対する協力及び注意事項

オ　本部の設置及び解散

第３節　水防計画

水防計画については、別冊「知内町水防計画」により定める。

第４節　避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命、身体を保護するため救出活動を実施し、又は避難を必要とする地域住民に対し、安全地帯への立退きを指示し、及び避難所の開設等については本計画による。

１　実施責任者及び措置内容

（１）町　長

町長（総務対策班、建設対策班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き指示、立退き先の指示及び誘導を行うとともに、救助法が適用された場合は、必要に応じて指定緊急避難場所等の避難場所を開設し、罹災者の収容等を行い、その旨速やかに総合振興局長に報告する。（避難解除の場合も同様）

また、立退き等ができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を要求する。

（２）水防管理者（町長）

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き指示をすることができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（３）知事又はその命を受けた道の職員

知事又は知事の命を受けた道職員は、洪水、高潮のはん濫又は地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き指示をすることができる。

また、知事は、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難立退きについて、必要な指示を行うことができる。

（４）警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、前項により町長から要求があったとき、又は町長が立退きをできないと認めるときは、立退き指示、立退き先指示等を行う。その場合、直ちに町長に通知する。

災害により危険が急迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告する。

２　避難情報等発令の判断基準

本町は、一部急峻な海岸線をはじめ、大小河川多数が町内を縦横に走り、このため崖崩れや土砂崩れ、溢水などによる被害がしばしばあるほか、高波による被害の発生頻度も高く、また、津波その他の被害も予想される。

避難情報等の発令時期は、地形、雨量、波浪等災害発生の諸要因の状況推移により情勢を的確に判断し、地域ごとに行うものとする。

なお、気象警報等が発令され、又は災害が発生した場合、事前に避難準備を指示し、又は安全な場所へ避難させるための避難情報等の発令基準は、おおむね次のとおりとする。

高齢者等避難 （警戒レベル３）	・大雨警報（土砂災害）、洪水警報、危険度分布「警戒」（赤）、氾濫警戒情報、高潮注意報（警戒に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）が発表された場合 ・大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表され、避難を伴うような浸水になると予想される場合 ・知内川の水位観測所の水位が避難判断推移（22.62m）に到達した場合
避難指示 （警戒レベル４）	・土砂災害警報情報、危険度分布「非常に危険」（薄紫）、氾濫危険情報、高潮特別警報、高潮警報が発令された場合 ・知内川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（23.62m）に到達した場合
緊急安全確保 （警戒レベル５）	・大雨特別警報、氾濫発生情報が発令された場合 ・知内川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（25.17m）に到達した場合

３　避難情報の伝達方法

（１）避難情報の伝達事項

伝達すべき内容は、おおむね次のとおりとする。

ア　避難先とその場所名

イ　避難経路

ウ　避難情報の内容

エ　注意事項

・戸締まりを行う。

・家屋の補強や家財道具の安全な場所への移動

・ガスの元栓、電気主ブレーカー、自動点火機器の装置解除等火の元に対する注意

・携帯品は必要最小限にする。（例 食料、懐中電灯、水筒、トランジスターラジオ、着替え、応急医療品、ちり紙、タオル、金銭、貴重品等）

・服装は外気、災害の形態によって判断するが、基本的に軽装とし、長靴、帽子、軍手を着用し、必要に応じて雨衣、防寒用具等を携行する。

（２）伝達方法

伝達方法は、地域の実情等を考慮し、次のいずれかの方法で（又は併用して）行う。

ア　広報車による伝達

広報車（役場及び消防）により伝達する。また、必要のある場合は警察パトロールカー等の出勤を要請し、伝達する。

イ　信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

ウ　防災情報配信システムによる伝達

役場及び各町内会の防災情報配信システムを利用する。

エ　ラジオ、テレビ等による伝達

オ　固定電話・携帯電話による伝達

NTT 回線電話により住民組織、官公署等に伝達する。さらに、必要に応じ携帯電話へ緊急メールで伝達する。

カ　戸別訪問による伝達

夜間、停電時又は放送施設の被害時や広報車、消防自動車の運行が交通遮断等により伝達が不可能な場合は、消防団又は伝達班を編成し、戸別訪問により伝達する。

（３）関係機関への報告及び通報

ア　道に対する報告

避難の事前措置を行ったときは、すべて受領伝達責任者から渡島総合振興局（地域政策課）を経由し、道知事に報告する。報告事項は次のとおり。

・発令者
・発令の理由
・発令日時
・避難の対象区域
・避難の対象区域の避難対象人口
・避難人口
・避難先（避難所）
・その他特異事項

イ　警察官の協力を得る。

ウ　避難所として利用する施設の責任者（管理者）に対し至急連絡し、協力を得る。

４　避難所及び一時避難場所

（１）避難所の設置（指定）

避難のための立退きの指示及び立退き先の指示を必要とした場合、当該地域の避難人口、災害の種別、規模その他の状況を判断し、あらかじめ定められている避難収容施設のうち、最も安全で速やかに収容可能な施設を指定する。

総務対策班は、避難開始とともに、速やかに関係対策班（係）を各避難場所に責任者その他の要員として配置し、住民組織、各種団体等の協力を得て、収容業務（避難者の把握と救護）及び必要によっては炊き出し業務等に当たる。

（２）指定避難所・指定緊急避難場所（施設）

指定避難所及び指定緊急避難場所（施設）は別表１のとおりとする。また、津波の襲来が予想される場合の津波指定緊急避難場所（施設）は、津波対策編第４章第４節４避難所の開設のとおりとする。

なお、指定避難所（施設）は、原則として最寄りの公共施設とするが、災害の種別、規模及び避難対象人口等の諸状況により、災害対策本部が指示する。

（３）指定一時避難場所

避難のための立退きの指示を行った場合、当該地域の避難人口、林野火災等災害の形態、規模、気象その他諸状況を勘案し、あらかじめ指定されている屋内避難所以外の屋外の避難場所（別表３）に、一時的に避難を行わせることができる。

ただし、避難の継続の必要ある場合は、直ちに他の指定避難所（施設）に収容避難させるものとする。なお、この際、直近の避難所に避難させることが不適当な場合は、最寄りの指定避難所に、車両等の移送体制を整えて行う。

（４）福祉避難所

要配慮者又は要支援者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる環境を整備する。

（５）感染症対策、食物アレルギー防止等の対策

避難所において各種感染症がまん延しないよう、避難者に対しては、手指の衛生管理、人と人との距離の確保、換気などの感染対策を講じる。

また、避難所での食事については、アレルギー症状が発生しないよう十分に配慮するものとする。

５　自主避難

住民は、町長等が発する避難情報等を持って避難をするのではなく、特に、

（１）津波警報（ツナミ・オオツナミ）が発令されたとき。

（２）降雨量、その他斜面からの湧水等の異常現象から判断し、土石流、崖崩れ災害の発生の可能性が極めて大きいとき。

（３）その他諸状況から判断し、このまま推移すれば何らかの災害の発生が確実なとき。

※　上記の場合は、避難情報等の有無や、あらかじめ指定されている避難所（施設）への避難にこだわらず、当該避難所までの距離、時間、気象、危険箇所等の通過等を考慮し、当該災害による被害が及ばない安全な場所（親戚宅、知人宅、その他の場所への「在宅避難」又は「広域避難」）に自主的に避難すること。

「例」　津波警報（ツナミ・オオツナミ）が発令されたとき。
直ちに指定されている避難所（施設）又は当該災害による被害が及ばない安全な場所に自主避難する。

６　避難誘導

（１）避難誘導における関係者の協力

災害対策本部員は、消防署員、消防団員、警察官、地元町内会長等の協力を得て避難誘導を行う。

（２）避難者の順位

避難者の順位は、老人、幼児、傷病者、肢体不自由児者等の災害弱者及び婦人を優先的に避難させる。ただし、家族から隔離した状況で避難させるのではなく、家族を同伴させて避難させる。

（３）避難者移送の方法

車両による集団避難の必要が認められる場合は、総務対策班等が車両による緊急輸送対策に当たる。

また、船艇による避難の必要が認められる場合も同様であり、車両、船艇による輸送は、消防、海上保安部、自衛隊、民間等の協力を得て行う。

（４）携帯品の制限

避難者の携帯品は、必要最小限にとどめ、品名、数量及び携行方法等については、あらかじめ町の広報誌等を通じ、町民に周知する。

（５）防災バッグの常備

各家庭では災害の発生に伴い避難等が必要な場合に備え、防災用具（用品）を一括バッグ等に詰めておくものとし、その内容物は、おおむね次のとおりとする。

・携帯ラジオ、懐中電灯、ライター等
・飲料水及び飲料水運搬用ビニールバケツ
・乾パン、缶詰等
・カセットコンロ、ガスボンベ、固形燃料、料理器具
・手ぬぐい、タオル
・ポリ袋
・軍　手
・チリ紙、石鹸、洗面用品
・医薬品等（絆創膏、三角巾、ガーゼ、脱脂綿、包帯、整腸薬、外傷薬、ピンセット）
・レジャーシート（2畳）、ロープ
・貴重品（貯金通帳、印鑑、有価証券、各種権利書等）

※　数量は、世帯員数に応じて、各家庭で判断する。

7　避難所（場所）の仮設

避難所（場所）が使用不能になり、又は収容しきれなくなった場合は、建設対策班が町長の命を受け、仮設避難所（場所）を公共施設等を利用して設置する。

8　避難行動要支援者等に対する避難支援

避難行動要支援者又は要配慮者である独居老人、老人夫婦世帯及び肢体不自由児者（単身者又は当該肢体不自由児者を伴っての避難に困難を有する世帯に限る。）等（以下「要支援対象者等」という。）に対する避難支援については、地元町内会の協力を得て、次の要領で実施する。

ア　町長は、要介護高齢者や障害者等の情報を把握し、要介護区分、障害区分、家族の状況等を考慮し、次の避難行動要支援者個人台帳を基に要支援対象者等一覧表を町内会ごとに作成する。

イ　町長は、町内会長と協議し、本人の承諾を得て避難支援者を決める。

ウ　町長は、整備した避難行動要支援者個人台帳及び要支援対象者等一覧表を、町内会長等とともに保管する。また、避難支援者は、避難行動要支援者個人台帳を保管する。

エ　町長は、要支援者に対する個別避難計画の作成に努めるものとする。

オ　避難支援者は、自己の家族等の避難を終了した後、直ちに対象者宅に出向き、避難支援に当たる。避難支援に不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう町内会に協力を求める。

カ　町長は、毎年度対象者の見直しを実施し、避難行動要支援者個人台帳及び要支援対象者一覧表を整備する。

※　避難支援者としての適格者(性)は、家族数が少なく、各種災害に対して安全な場所に生活しており、かつ、体力があり、自動車の運転ができる人である。

キ　「水防法」「土砂災害防止法」等に定める想定浸水域の要配慮者利用施設を、別表４のとおりとする。

番号

知内町避難行動要支援者登録申請書兼台帳

令和　　年　　月　　日

知内町長　　様

私は、避難行動要支援者登録制度に登録することを希望します。私が届け出た下記個人情報と作成された私の個人情報と個別支援計画が、災害時の避難支援や情報提供、安否確認のための町の関係部署データシステム等、警察、社会福祉協議会、地域の民生委員・児童委員、町内会、消防団や自主防災組織等に提供することに同意します。

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2">男・女</td><td>町内会名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">印</td><td>生年月日</td><td colspan="2">明治・大正・昭和・平成
年　月　日（　歳）</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6">〒049-
知内町字</td></tr>
<tr><td>自宅電話</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">FAX</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>携帯電話</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">メール</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>医療保険</td><td colspan="6">1.国保　　2.健保　　3.共済　　4.その他（　　）</td></tr>
<tr><td>要支援者区分</td><td colspan="6">1.　高齢単身
2.　高齢者世帯
3.　要介護認定（　　）：要支援認定（　　）
4.　身体障害者手帳（障害名：　　程度：　　種　　級）
5.　療育手帳（Ａ・Ｂ）
6.　精神保健福祉手帳
7.　特定疾患（　　）
8.　その他（支援を希望する理由：　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">世帯状況</td><td colspan="2">氏名</td><td>続柄</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="2">続柄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">緊急時の
連絡先</td><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">登録者との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">電話番号</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">登録者との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="4">電話番号</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="6">※特にしてほしいことがあれば記入してください</td></tr>
<tr><td rowspan="2">かかりつけ
医療機関</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td>担当医師</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>既往・現病歴</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>日常必要な生
活用具・薬等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>担当支援者</td><td colspan="3"></td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

避難行動要支援対象者一覧表

番号	氏名	世帯主	生年月日	性別	住所	電話番号	避難支援等を必要とする事由	移動手段配慮事項	災害時支援・配慮の別	避難支援者				備考
										氏名	関係	電話番号	支援可能時間	

９　避難所（場所）開設の報告

道（総合振興局）への報告

（１）避難所（場所）開設の日時、場所及び施設名

（２）収容状況及び収容人員

（３）炊き出し等の状況

（４）開設期間等の見込み

10　救出計画

災害救助法の適用に基づく応急救出活動は、知事が実施し、町長はこれを補助するものであるが、災害救出法施行細則（昭和 31 年北海道規則第 142 号）により委任を受けた職権の一部については、自らの判断と責任において実施する。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがないと判断したときは、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指揮を受ける。

（１）町に対する防災関係機関等の協力

町長が救出作戦を実施する際には、防災関係機関等（第 1 章第 3 節に定めるもの）及び地域住民は、救出活動に協力する。

（２）救出班の編成

町長は、救出活動のため必要に応じて、消防機関、警察官、その他防災関係機関等をもって救出班を編成して、実施に当たらせる。

（３）救出班の体制

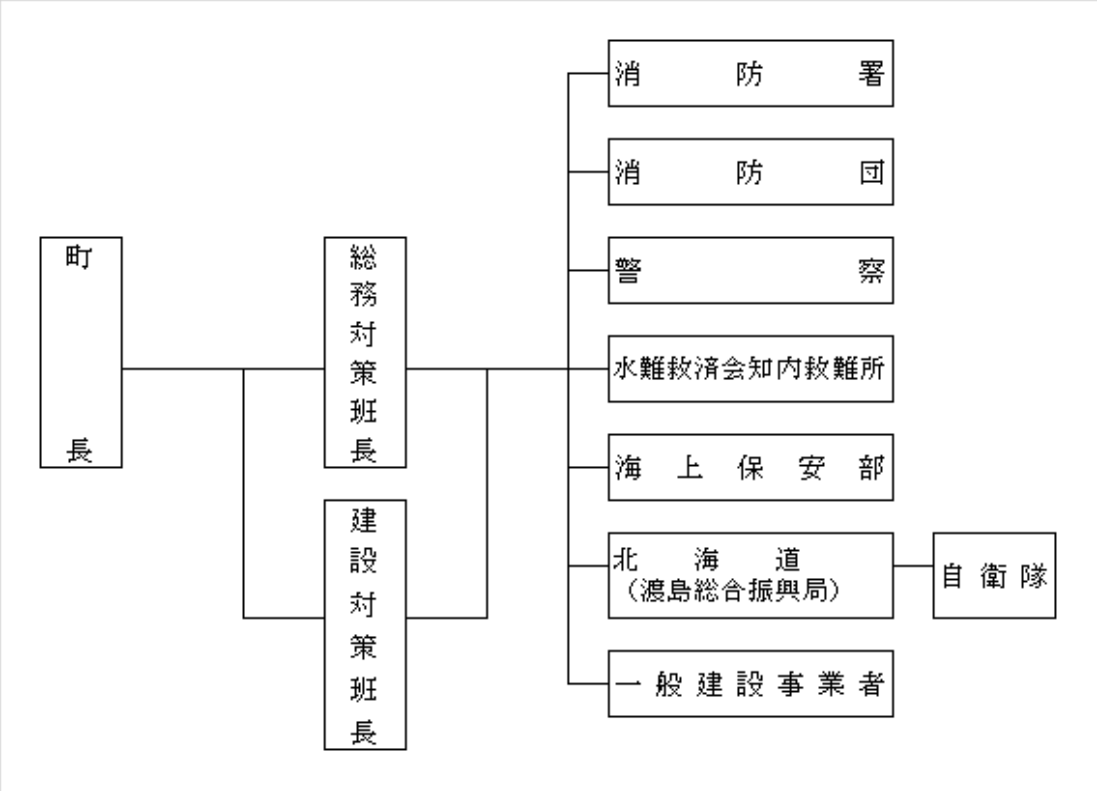

（４）ヘリコプターによる救出

緊急輸送手段として、ヘリコプターを活用した救出が有効と考えられる場合は、資料8-1「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、第５章第13節３－(5)「北海道消防防災ヘリコプター等使用手続系統図」により、直ちにヘリコプターの出動を要請する。

（５）救出用機械等の借上

崖崩れや土石流及び震災による建物の倒壊等により埋没等した被災者の救出を行う場合、土石量や倒壊物の重量等を勘案し、人力による救出が困難な場合は、直ちに町内建設事業者等からクレーン車、ショベルローダー、ユンボ等建設機械を借り上げ、人力による作業と併せて救出活動行う。

なお、この際、建設機械を操作する運転手も同時に雇い上げるものとするが、建設機械による救出作業により、埋没している被災者に二次被害等を与えないためにも作業の手順、方法等について、現場の自衛隊員、警察官、消防署員は適切な指示を与える。

（６）救急（緊急）輸送

町長は、救出された者のうち、緊急に医療を施す必要のある負傷者等に対し、救急車又はヘリコプター等による救急（緊急）輸送の手段を講じ、医療機関にて処置を行う。

なお、資料8-1「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、第５章第13節 3－(5)「北海道消防防災ヘリコプター等使用手続系統図」により、直ちにヘリコプターの出動を要請する。

11　自主避難における留意事項

（１）津波警報（ツナミ・オオツナミ）が発令された場合の自主避難

ア　あらかじめ指定されている避難所に自主避難する。

イ　当該災害の被害が及ばない場所にある、知人宅又は親戚宅に自主避難する。

ウ　気象的、或いは時間的に悪条件下（降雨、強風、寒冷、積雪、深夜等）でない場合は、当該災害の被害が及ばない適宜な場所（屋外）に自主避難する。（情報収集用のラジオ等を携行する。）

エ　涌元地区及び小谷石地区においては、あらかじめ指定されている避難所に避難する際は、自動車を使用しない。ただし、避難行動要支援者等を搬送する場合は、この限りでない。

オ　震源地が直近であり、津波の襲来が早いことが予想される場合は、気象的、時間的な悪条件下にかかわらず、あらかじめ指定されている避難所又は“イ”の知人宅、親戚宅が遠くに住んでいる人については、直ちに“ウ”の場所に自主避難する。

※“ア”、“イ”又は“ウ”の避難所（場所）に自主避難する際、避難途中において当該災害による被害が及ばない避難経路をあらかじめ選定しておく。また、地震により、建物その他構築物の倒壊、避難路の陥没、隆起等により通行不可能な場合に対応するため、あらかじめ避難路を選定しておく。　～（２ルート）

※　“イ”の避難場所については、あらかじめ依頼して確保しておく。

※　“ウ”の避難場所については、あらかじめ下見をして選定しておく。

※　“イ”又は“ウ”の避難場所に自主避難する地区としては、中ノ川及び森越地区とする。～（避難所の不適）

※　“オ”の自主避難において、その避難の方向が当該災害による被害が及ぶ危険性が遠ざかる場合は、“ア”又は“イ”の避難所（場所）に避難する。

（２）崖崩れ災害が予想される場合の自主避難

ア　あらかじめ指定されている避難所に自主避難する。

イ　当該災害による被害が及ばない場所にある知人宅又は親戚宅に自主避難する。

※　“イ”の避難場所については、あらかじめ依頼して確保しておく。

※　徒歩により避難を行う。

★　自主避難にあたっては、ガスの元栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断、ストーブの消火等火災予防に努め、戸締りを行う。

★　自主避難にあたっては、防災バッグなどの必要物品を携行する。

別表１

指定避難所、指定緊急避難場所（施設）＝災害後の被災者の収容施設ともなる。

避難地域	世帯数	人口	避難所	電話	収容人員	責任者
中ノ川	82	210	①中ノ川生活改善センター ②あすなろ中ノ川センター	6－2196 6－7722	200 1,000	町内会長 施設長
森越	161	338	①森越生活改善センター ②あすなろ中ノ川センター	5－6573 6－7722	200 1,000	町内会長 施設長
渡島知内	205	428	①渡島知内町内会館 ②青少年交流センター ③スポーツセンター ④中央公民館	5－5967 6－2095 5－6856 5－6855	250 300 1,500 800	町内会長 センター長 センター長 館長
きらく	208	384	①きらく町内会館 ②青少年交流センター ③町民センター ④スポーツセンター ⑤中央公民館	6－2290 6－2095 5－6161 5－6856 5－6855	200 300 200 1,500 800	町内会長 センター長 町長 センター長 館長
重内	109	274	転作定着化指導センター	5－6898	200	町内会長
湯ノ里	244	429	①湯ノ里町内会館 ②旧湯ノ里小学校※	6－2206 6－2011	500 1,000	町内会長 学校長
湯ノ里（尾刺）	(14)	(50)	コミュニティセンター		100	地区責任者
上雷	53	125	上雷生活改善センター	5－7198	150	町内会長
元町	375	734	元町町内会館	5－5966	250	町内会長
前浜	86	183	前浜町内会館	5－7888	200	町内会長
涌元谷地	91	194	涌元谷地町内会館	5－5293	200	町内会長
はまなす	77	139	はまなす集会所	5－5999	150	町内会長
涌元	217	415	①漁村環境改善総合センター ②涌元小学校	5－5243 5－5219	500 1,000	町内会長 学校長
小谷石	68	124	①矢越山荘（旧矢越小学校） ②小谷石町内会館	6－7471 5－6595	100 200	町内会長 町内会長
全町			【福祉避難所】 しりうち認定こども園	5－2220		園長
計	1,976	3,977			12,800	

（Ｒ４．１０．１現在）

別表２

津波の襲来が予想される場合の指定緊急避難場所・指定避難所及び避難対象区域

地区名	名　称	所在地	海抜(m)	兼指定避難所
中ノ川	丸興産業　産業廃棄物処理場	字中ノ川	22	
	兼子敬一様宅周辺	字中ノ川 198-7	12	
	小川義昭様宅周辺	字中ノ川 99-2	7	
	小澤　剛様宅周辺	字中ノ川 111-1	8	
森　越	森中トラクター利用組合 農機具格納所	字森越 645	13	
	谷脇健治様宅周辺	字森越 63-19	10	
森越・重内 ・渡島知内	みれん峠	字森越 60-9	25	
重　内 渡島知内 きらく	重内転作定着化指導センター	字重内 33-139	8	○
	重内神社	字重内 107-40	14	
	野菜集出荷貯蔵施設	字重内 1024	9	
きらく 元　町 前　浜	大野興業敷地	字元町 35-40	5	
	元町町内会館	字元町 198	7	○
	大乗寺	字元町 282	10	
	雷公神社	字元町 311-1	12	
	知内公園	字元町 127-22	20	
	しりうち認定こども園	字元町 340-1	11	福祉避難所
	町営スキー場駐車場	字元町	15	
涌元谷地 はまなす	涌元谷内町内会館	字元町 99-3	9	○
	こもれび温泉	字元町 103-2	12	
涌　元	漁村環境改善センター	字涌元 163	12	
	涌元小学校	字涌元 247	27	○
小谷石	永称寺	字小谷石 451	25	
	矢越山荘	字小谷石 514	60	○

別表３

指定一時避難場所

施　設　名	所　在　地	広　さ（㎡）	連絡電話
知内町町民グラウンド	中　ノ　川	9,700	6－7722
しりうち認定こども園園庭	元　町	7,500	5-2220
知内中学校グラウンド	き　ら　く	(後庭)24,118	5－5024
知内町ファミリースポーツ広場（知内川多目的広場）	き　ら　く	20,000	5－6161
知内高等学校グラウンド	き　ら　く	25,062	5－5071
涌元小学校グラウンド	涌　元	10,969	5－5219
旧湯ノ里小学校グラウンド	湯　ノ　里	12,690	6－2011
矢越山荘グラウンド	小　谷　石	7,750	6－7471

別表４

「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」

	施設名	所在地	浸水深		備　考
			洪　水	津　波	
1	知内診療所	字重内 （渡島知内）	0.5m 未満	－	
2	特別養護老人ホーム 知内しおさい園	字重内 （きらく）	0.5m 未満	1.0m 未満	
3	しりうち認定こども園	字元町	0.5m 未満	－	福祉避難所
4	知内町学童保育 （遊泳館）	字重内 （きらく）	3.0m 未満	3.0m 未満	
5	知内小学校	字重内 （きらく）	3.0m 未満	1.0m 未満	
6	知内中学校	字重内 （きらく）	3.0m 未満	－	
7	知内高等学校	字重内 （きらく）	0.5m 未満	1.0m 未満	
8	グループホーム こもれび第１・第２	字元町 （涌元谷地）	0.5m 未満	－	土石流 警戒区域

第５節　食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料及び副食調味料の供給については、本計画による。

１　実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料等の供給は、町長（総務対策班）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

２　食料の配給を受ける対象者

炊き出しその他の方法により食料の配給を受ける被災者は、次のとおりとする。

ア　避難所に収容された者

イ　住家の被災により炊事不可能な者

ウ　旅行滞在者であって、滞在している施設が被災したため、前記ア又はイに該当することになった者

エ　被災のため、一時、縁故先に避難した者

オ　必要がある場合は、災害現場における救助作業及び応急作業の従事者

３　炊き出しを行う場所（施設）

ア　町内避難所（町内会館・生活改善センター）

イ　認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の調理実習室

ウ　学校給食センター

エ　中央公民館の調理実習室

オ　町民センターの食堂

４　炊き出しを行う協力団体

第２章第３節「住民組織等に対する協力要請」に定める団体に協力を要請する。

５　炊き出しに係る移動機材の現有数

（Ｒ５.3.31 現在）

知内町		民間等	
種　別	数量	種　別	数量
水携帯用ポリ袋（10ℓ）	600 枚	レスキューキッチン	１セット

6　炊き出しが困難な場合等の措置

直接炊き出しすることが困難な場合や、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、当該米飯業者から直接購入し、及び配給する。

7　配給品目

米穀、パン、乾パン、インスタント食品、乳幼児に対するミルク等

8　食料の調達方法

（1）主食（米穀）

米穀は、原則として町内の小売又は卸売業者から調達するが、必要数量を確保できない場合は、次の系統により、知事を通じて 北海道農政事務所函館地域拠点から調達する。

・米穀卸売業者

業者名	住所	電　話
函館米穀株式会社	函館市万代町２０番２８号	0138-42-7021
ホクレン農業協同組合 連合会函館支所	函館市昭和３丁目２８番１号	0138-45-0920

・調達系統

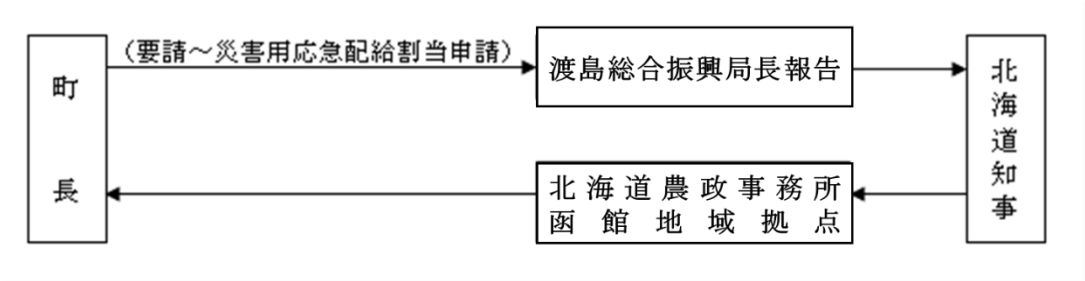

（2）副食調味料等

副食調味料等の調達は、原則として町内の小売店等から調達するが、必要数量を確保できない場合は、渡島総合振興局を経由して知事（渡島総合振興局）に対し、その斡旋を要請する。

第６節　衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に供給する衣料、生活必需品等の確保と供給を迅速かつ的確に行うことについては、本計画による。

１　実施責任者

（１）災害救助法が適用された場合の実施責任者

災害救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長（総務対策班及び産業対策班）が知事の委任により実施する。

（２）災害救助法が適用されない場合の実施責任者

災害救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、町長が行う。なお、災害時における被害救助用物資については、知事は町長の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

２　給（貸）与の対象者

（１）住家の被害を受けた者（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、埋没及び床上浸水）。

（２）被服、寝具その他の生活物資が損傷又は流（焼）失し、日常生活を営むことが困難な者

３　給（貸）与の品目

被害状況に応じて、次の品目を給与又は貸与する。

・寝具（毛布、布団、シーツ、枕等）
・外衣（作業衣、防寒着、雨衣、婦人服、学生服、子供服等）
・肌着（シャツ、パンツ、靴下、ブラジャー等）
・炊事道具（鍋、包丁、バケツ等）
・食器（茶わん、汁わん、皿、はし、コップ等）
・日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
・光熱材料（マッチ、ローソク、薪、灯油等）
・見廻品（タオル、手拭き等）
・その他（靴、マスク、軍手その他必要と認められるもの）

4　給（貸）与の方法

（1）被災世帯の調査と物資購入及び配分計画

民生対策班長は、第5章第24節「人的及び家屋等被害調査計画」に基づき、別記様式「被災世帯調査表」により総務対策班が行った調査をもとに、被災世帯の被害状況を把握し、別紙1により救援物資の購入調達と配分計画をたて、給（貸）与を行う。

（2）救援物資の調達

物資の調達は民生対策班長が行い、知内町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼して調達する。

（3）救援物資等の集積場所

調達物資又は道からの救援物資の集積場所は、民生対策班長の指示により、これを定める。

（4）物資の給（貸）与

民生対策班長は、各区域の地区責任者の協力を求め、別紙2の救援物資の受払簿及び別紙3の救援物資受領簿により、調達物資を道分及び町分別に区分し、迅速かつ的確に給（貸）与を実施するものとする。なお、災害救助法による救援物資とその他の義援物資とは明確に区分して処理するものとする。

（5）費用の限度

救助法の基準による。

（6）給（貸）与の始期

災害発生の日から10日以内に行うものとする。

5　積雪寒冷期への対応

積雪寒冷期において災害が発生した場合の対策として、非常用発電機の整備のほか、暖房器具等の整備に努める。

別紙１

物資購入（配分）計画表

世帯区分 品名　　単価		１人世帯 基準額　円	２人世帯 基準額　円	３人世帯 基準額　円	計	備考

（注）　１　本表は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯分に分けて作成すること。

２　「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

３　品目ごとの「備考」欄に、道調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

別紙２

救援物資の受払簿

品　名		単価呼称			
年月日	摘要	受	払	残	備考

（注）　１　「摘要」欄に、購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。

２　最終行欄に、道よりの受入分及び町調達分別に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

別紙３

物　資　給　与　及　び　受　領　簿

住家被害 程度区分		給与の基礎となった 世　帯　構　成　員　数	災害発生時 世帯構成員数 人　　人 うち死亡者数 人

災害救助用物資として下記内容のとおり受領しました。

年　　月　　日

住　　所　　知内町字　　番地

世帯主氏名　　㊞

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

（注）　１　被災者の受領年月日は、その世帯に対し、最後に給与された物資の受領年月日とする。

第７節 石油類燃料供給計画

災害時における石油類燃料の供給を迅速かつ的確に行うことについては、本計画による。

１　実施責任者

災害時における石油類燃料の確保については、町長（総務対策班）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

２　供給の対象及び調達

石油類燃料の供給は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急通行車両のガソリン等や災害対策上重要な施設である避難所、医療機関等における暖房用燃料を優先的に確保し行うものとする。

なお、協定に基づく調達が困難な場合は、道に依頼して調達する。

第８節　給水計画

災害により給水施設が破損又は汚染して飲料水の供給が不可能となったとき、住民に必要量の飲料水を供給して住民の生活を守るために行う応急給水については、本計画による。

１　実施責任者

災害現場における住民及び施設への飲料水の応急供給の実施は、町長（供給対策班）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

２　給水の対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者（施設）

３　補給水利の種別と近隣町に対する要請

（１）導配給水管の全部又は大部分が破損し、又はろ過消毒施設が破損して給水できない場合は、近隣町（広域組合加入町）の給水施設からの取水と、必要によっては給水タンク車を要請する。また、給水施設の復旧についても必要と認めるときは、応援を要請する。

（２）町内における特定地域の水道施設が破損して使用できない場合の給水は、他の水道給水施設又は消火栓から取水し、タンク車等を利用して給水する。

・町内における水道給水施設（補給水利）

施設名	所 在 地	１日最大給水量（㎥）	１時間当り給水可能水量（㎥）	給水可能人口（人）
知内浄水場	元　町	4,600	191.7	5,200
小谷石浄水場	小谷石	210	8.8	1,400
湯の里浄水場	湯ノ里	240	10.0	560

４　給水方法

被害の規模、給水の緩急及び需要の度合等状況を的確に判断し、計画的に供給する。また、給水の方法は、消防タンク車等を利用して給水する。

５　給水施設の応急復旧

共同で使用できる共用栓、消火栓及び医療施設、福祉施設、教育施設、老人世帯等民生安定と緊急を要するものから速やかに、かつ、優先的に実施する。

6　給水班等の編成と体制

町長は必要に応じて供給対策班長に給水班等の編成を命じ、給水の確保及び給水 施設の復旧に当たらせる。なお、給水タンク車の運転及び操作は、消防職員等に行わせる。

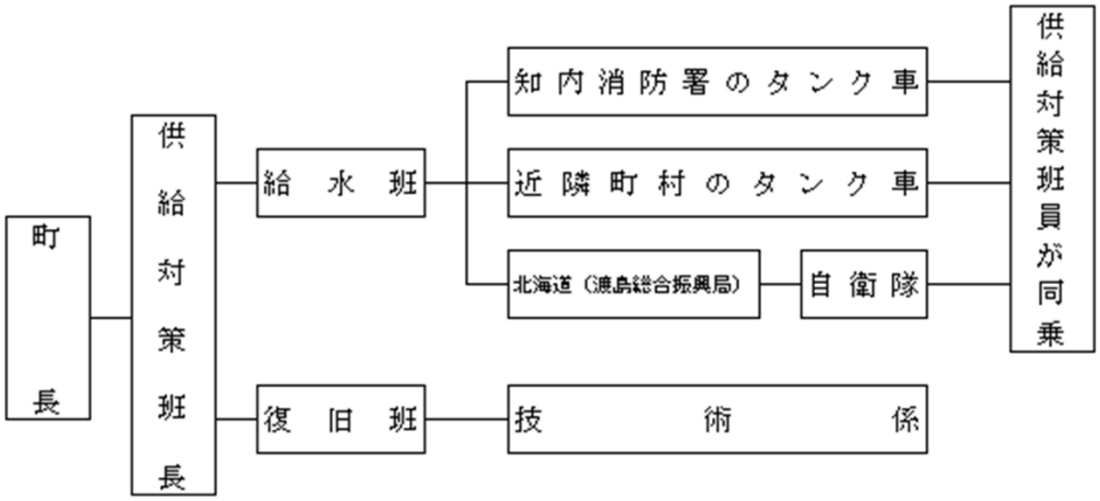

7　自衛隊の派遣要請

町長は、災害の規模、給水対象者の数等を勘案し、飲料水の供給のため必要と認めた場合は、知事（渡島総合振興局長）に対し、自衛隊の派遣を要請する。当該要請は、第 5 章第 21 節「自衛隊災害派遣要請計画」に準じて行う。

第９節　医療及び助産計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、本計画による。

１　実施責任者

災害発生時において、医療の方途を失った者に対する医療及び助産の救護は、町長（民生対策班）が渡島医師会との間に締結した「災害医療に関する協定」に基づき行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委任を受けた、日赤道支部が行う。

２　医療及び助産の対象者

（１）医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

（２）災害による傷病のため医療が必要となった者

（３）災害発生の日前後１週間以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

３　医療及び助産の実施

医療及び助産等の救護を要する者の調査把握については、でき得る限り正確かつ迅速に行い、災害対策本部に通告する。災害対策本部は、直ちに救護に関し、医師、看護師及び助産師で構成する医療班の編成派遣、救護所の開設、患者の救急輸送及び収容、通信連絡の確保及び手配等必要な措置を講ずる。

※　医療及び助産の対象者の調査把握は、避難場所に配置された職員が町内会役員等の協力を得て行う。

（１）医療班の編成と派遣要請

町長は必要に応じて、渡島医師会又は木古内町立国保病院及び町内医療機関と協議の上、おおむね次の基準により医療班の編成と派遣を要請する。

・医　師　　１名

・看護師　　２～３名

・事務員　　１名

・助産師　　必要に応じ

また、医療班の増派が必要な場合は、渡島医師会、国立及び道立の医療機関、日本赤十字社北海道支部等に対し、医療班の派遣を要請する。

（２）町内の医療機関一覧

医療機関名	診療科目	収容能力	電話	職員数		所在地
				医師	看護師	
西根歯科医院	歯　科	－	5－2100	1	1	字重内 4 番地 30
知内診療所	内　科 整形外科	－	5－3509	1	5	字重内 31 番地 130
知内町 歯科診療所	歯　科	－	5－3508	1	1	字重内 31 番地 130
湯ノ里診療所	内　科	－	6-2001	1	－	字湯ノ里 156 番地 61

（３）国立、道立等医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話
独立行政法人 国立病院機構函館病院	函館市川原町 18－16	0138－51－6281
函館赤十字病院	函館市堀川町 6－21	0138－51－5315
渡島総合振興局 保健行政室	函館市美原４丁目 6－16	0138－47－9524
木古内地域保健支所	木古内町字木古内 214－5	01392－2－2068
木古内町国民健康保険病院	木古内町字本町 710	01392－2－2079

４　患者等の緊急輸送

医療及び助産等の救護を要する者のうち、重大な疾病、障害等のため、高度又は緊急の医療を必要とする者については、救急車をもって医療機関に収容し、治療を行う。また、ヘリコプターによる緊急輸送が適当である場合は、資料 8-1「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、第 5 章第 13 節 3－(3)「航空輸送」及び同節 3－(5)「北海道消防防災ヘリコプター等使用手続系統図」により、直ちにヘリコプターの出動を要請する。

第10節　防疫計画

災害時における感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するための防疫の実施については、本計画による。

1　実施責任者

被災地における防疫は、町長（民生対策班）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

2　防疫班の編成と体制

民生対策班は、保険衛生係及び民生年金係並びに生活福祉課所属のその他の職員をもって道や保健所等関係機関の協力のもと、防疫班を編成して、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。

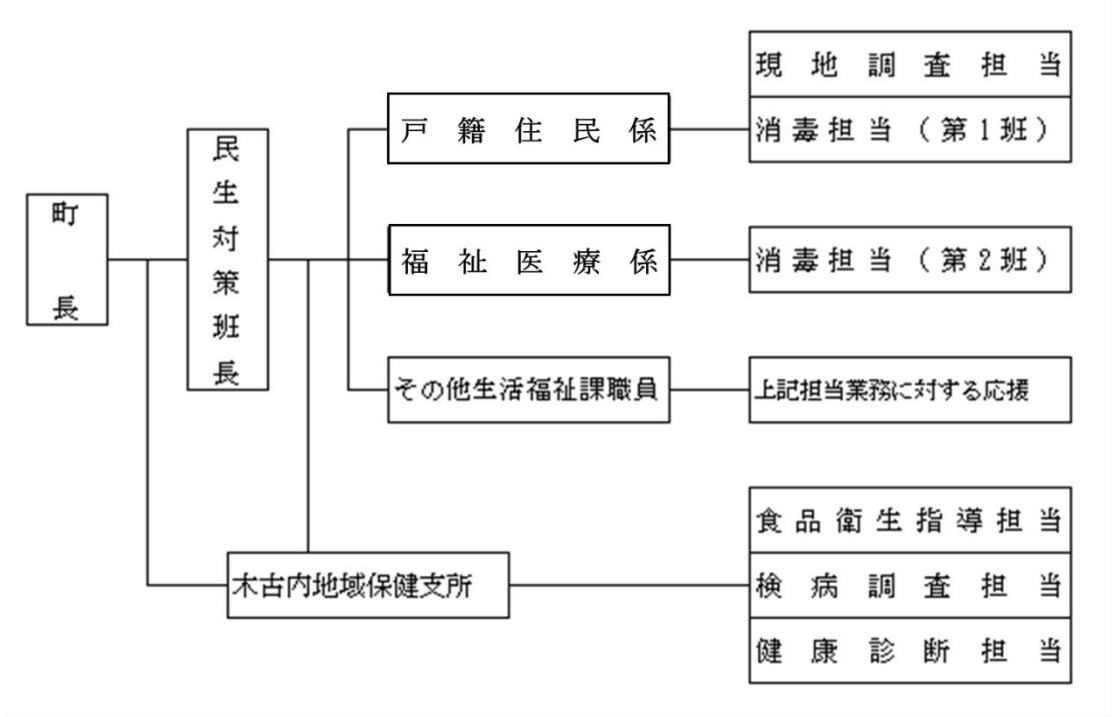

3　防疫の種別及び方法

（1）消毒方法

感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日健医感発第51号の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

（2）検病調査及び保健指導等

ア　検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、少なくとも1日1回以上行う。

イ　検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

（３）ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒

町は、感染症法第 27 条及び第 28 条の規定に基づく知事の命令又は指示があった場合、速やかに次の事項を実施する。

ア　ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班の構成

イ　感染症の病原体に汚染された場所の消毒

ウ　感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除

4　防疫用器具等の整備

実施貴任者は、平素から災害発生時における感染症の発生及びまん延を予防するため、防疫用器具及び薬剤等を整備し、及び備蓄しなければならない。

5　患者等に対する措置

町長は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、知事の指示のもと速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

第 11 節　廃棄物処理計画

災害時における被災地のじん芥収集清掃、し尿のくみ取り、災害の発生に伴い生じた廃棄物の処理・処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理等」という。）の業務については、本計画による。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第 13 節「障害物除去計画」による。

１　実施責任者

（１）町

ア　じん芥及びし尿

災害時における被災地の廃棄物の処理等は、町長がじん芥収集業者及びし尿収集業者に依頼して行うほか、民生対策班が状況に応じて必要措置を講じる。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、町長（民生対策班）は近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

イ　死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊等）の死がい

死亡獣畜の処理はその所有者が行う。所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難な場合は、町長（民生対策班）が農協と協議して措置を講ずる。

（２）北海道

ア　渡島総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理等に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行う。

イ　道は、町長から廃棄物等の処理等に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材等のあっせん等、所要の措置を講ずるものとする。

２　廃棄物等の処理等の方法

廃棄物等の処理等の責任者は次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

（１）廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条の２第２項及び第３項、第 12 条第１項並びに第 12 条の２第１項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第８６条の５の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

（２）死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、渡島総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア　環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ　移動できないもの及び獣蓄に伝染病が発生し死亡した場合については、北海道渡島保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ　前ア及びイにおいて埋却する場合にあっては、１ｍ以上覆土するものとする。

エ　原則として搬送は、死亡獣畜の所有者の責任においてが自ら行うか畜産業者に依頼する。

３　清掃班の編成と協力要請及び清掃班の体制

（１）清掃班の編成と協力要請

町長は、必要と認められる場合、清掃班の編成を民生対策班長に命ずる。民生対策班長は、所属班員及び災害の形態等により、他の対策班が業務に余裕のある場合等は、当該対策班員の応援を得て運搬班等を編成する。

さらに、災害の規模、じん芥、し尿の量等を勘案し、住民組織等の協力が必要な場合は、第２章第３節「住民組織等に対する協力要請」に定める団体に協力を要請する。

また、し尿について、町内し尿収集業者だけで対応しきれない場合、民生対策班長は近隣町に要請し、当該町のし尿収集業者の応援を得る。

（２）清掃班の体制

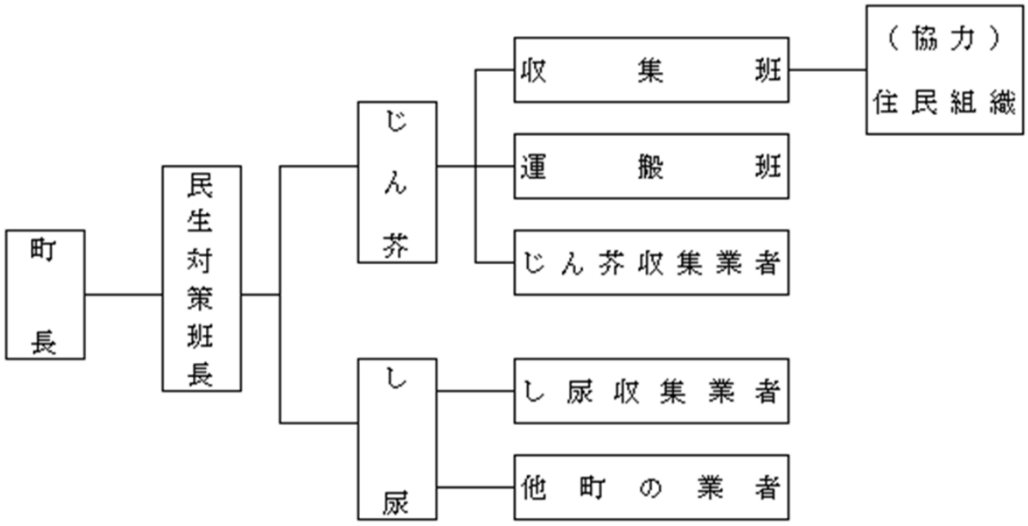

4　清掃方法

（1）じん芥収集処理の方法

衛生上、他に影響の及ぶことのないよう、災害地の実態に応じた措置を講ずる。

ア　収集班

災害地におけるじん芥の集積

※　住民組織：災害時におけるじん芥の集積

イ　運搬班

集積されたじん芥のじん芥処理場への運搬

ウ　じん芥収集業者

集積されたじん芥のじん芥処理場への運搬

◎　じん芥処理場：渡島西部広域事務組合衛生センター（福島町字千軒 31 番地 1）

（2）し尿収集処理の方法

衛生上、他に影響の及ぶことのないよう、災害地の実態に応じた措置を講ずる。

ア　し尿収集業者

被災世帯等のし尿の収集及びし尿処理場への運搬

◎　し尿処理場：渡島西部広域事務組合し尿処理施設（福島町字千軒 31 番地 1）

（3）死亡獣畜処理の方法

死亡獣畜の処理については、北海道道南畜産事業協同組合に搬送して処理する。なお、搬送は原則として、死亡獣畜の所有者が自分で、又は畜産業者に依頼して行う。

◎　北海道道南畜産事業協同組合

（茅部郡森町字姫川 120 番地 28　電話番号：01374－2－7071）

第12節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画

災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬については、本計画による。

1　実施責任者

災害により現に行方不明の状況にあり、又は死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容処理は、町長（民生対策班）が実施する。また、警察官及び海上保安官は、本来の職務として当該業務を執行するものであるが、町長の要請により、民生対策班及びその他の機関、団体に協力して合同で実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

2　捜索の対象者及び方法

（1）捜索の対象者

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

（2）捜索の実施方法

ア　町長は、災害の種別、規模等を勘案して捜索班を編成し、警察署、海上保安部その他関係機関及び団体の協力を得て、ヘリコプター、舟艇及び機械力、人力等を併用して捜索を実施する。

イ　遺体が流出等により他市町村に漂着していることが予想される場合は、その市町村に対して、次の事項を明示して、捜索の協力又は応援を要請する。

（ア）遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

（イ）遺体数及びそれぞれの氏名、年齢、容貌、特徴、着衣等

（ウ）行方不明者が災害に遭遇する前に居た場所及び土石流、土砂崩れ等の流路等を、関係者又は目撃者等から聞き取り、或いは調査することはもちろん、捜索従事者は感性を発揮させ、遺体の埋没又は漂着していると思われる地点の特定を行い、捜索を効果的に実施する。

（３）捜索班の体制

捜索班は、災害の規模、形態、行方不明者の人数等により関係機関、団体に要請し、必要によっては人的に追加拡大して体制を整える。

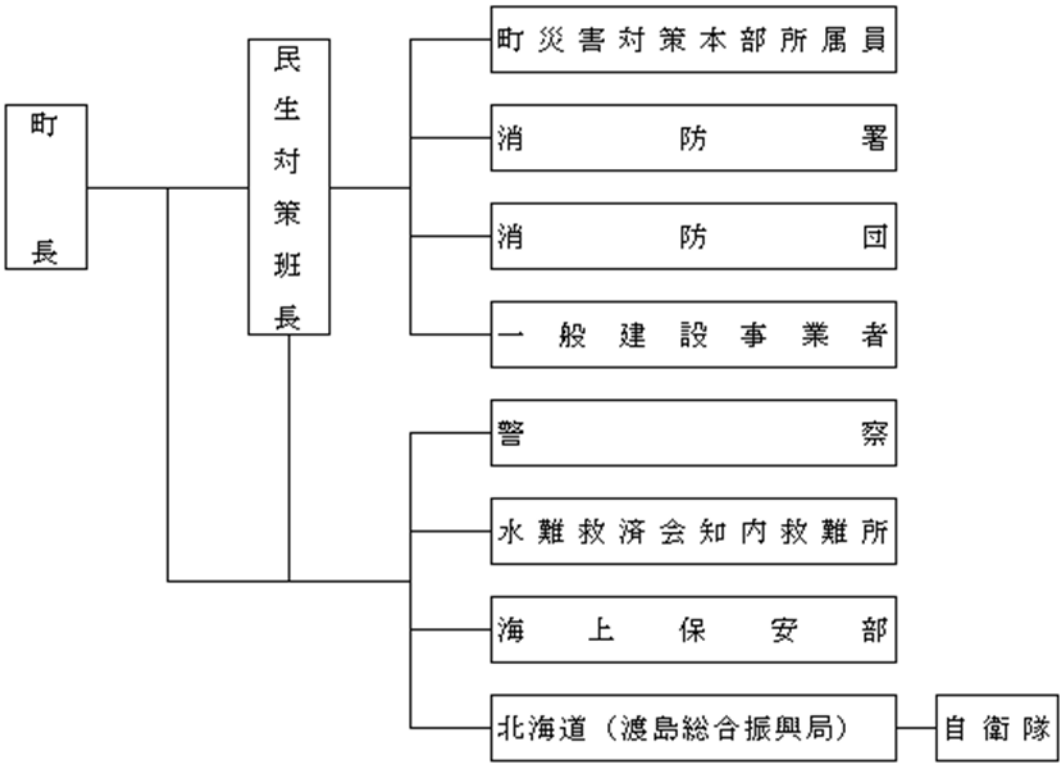

（４）捜索用機械の借上

崖崩れや土石流及び震災による建物の倒壊等により、埋没した行方不明者の捜索を行う場合、土石量や倒壊物の重量等を勘案し、人力による捜索に限界がある場合は、直ちに町内建設事業者からクレーン車、ショベルローダー、ユンボ等建設機械を借り上げ、人力による作業と併せて捜索活動を行う。

なお、この際、建設機械を操作する運転手も同時に雇い上げるものとするが、建設機械による捜索作業により、埋没している遺体に二次的損傷を与えないためにも、作業の手順、方法等について、現場の自衛隊員警察官及び消防署員は、適切な指示を与える。

（５）ヘリコプター等による遺体の捜索

海難等災害の形態等により、舟艇及びヘリコプターによる捜索が適当である場合は、関係機関の舟艇による捜索と併せ、資料 8-1「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、第 5 章第 13 節 3－(5)「北海道消防防災ヘリコプター等使用手続系統図」により、直ちにヘリコプターの出動を要請する。

3　遺体の収容処理及び埋火葬

（1）遺体の収容処理の対象者及び方法

ア　対象者

災害の際、死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合

イ　処理の範囲

・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

・遺体の一時保存

・検視（警察）

ウ　処理方法

処理の対象は、災害により死亡し、又は遺体で発見された者で、納棺用品等必要資機材を確保し、遺体を収容する。

・遺体を発見したときは、速やかに警察官又は海上保安官の検死及び医師の検案を受ける。

・身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

・身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時的な保存を行うと同時に、遺体の特徴及び所持品等の記録及び保管を行う。

・遺体の収容は、町内の寺院、公共施設、公園等遺体収容に適した場所を選定するが、適当な施設がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

・遺体の腐敗や異臭防止のため、ドライアイス等により適切な処理を行う。

（2）遺体の埋火葬の対象者及び方法

ア　対象者

遺体の埋火葬は、災害により死亡した者で、遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は埋火葬を行う遺族のいない遺体について埋火葬を行う。

イ　埋火葬の方法

・埋火葬は、原則として火葬とし、災害に起因する事故死及び死因が不明の遺体については、警察機関が行う検視等を終えた後、遺族が遺体を引き取り、埋火葬する。

・身元不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により仮埋葬する。

第 13 節　障害物除去計画

災害によって道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で応急対策や生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護と早期の生活安定、道路機能の確保を図る場合に必要となる措置事項については、本項の定めるところによる。

1　実施責任者

障害物の除去は、町長（建設対策班）が実施する。

なお、道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行い、災害の規模、障害物の種類等により、各管理者は、相互に協力して障害物の除去に当たる。また、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が実施する。

2　除去を行う対象（場合）

障害物の除去は、災害応急対策を行う場合に支障となり、又は住民の生活に著しい障害及び危険を与え、或いは与えると予想される場合に行うもので、おおむね次のとおりとする。

ア　住民の生命財産等を保護するため、速やかに障害物の除去を必要とする場合
イ　災害応急対策上、支障ある場合
ウ　道路機能と輸送の確保のため、障害物の除去を必要とする場合
エ　河川の溢水と護岸の決壊を防止するため、障害物の除去を必要とする場合
オ　その他公共の立場から除去を必要とする場合

3　除去の方法

原則として町有の機械器具により行い、状況に応じて知内町建設協会との「災害時における応急及び復旧対策に関する協定」に基づき町内建設事業者（建設機械及び作業員）を雇い、速やかに実施する。また、町長は、必要と認める場合、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣を要請する。なお、実施に当たっては、原状回復ではなく、応急的な除去とする。

4　除去した障害物の集積場

除去した障害物は、あらかじめ選定した場所に集積する。なお、集積場は、衛生上及び環境上問題なく、また、汚水等が河川、海洋等に流出するおそれのない場所とする。

5　障害物除去班の編成と体制

町長は、必要と認められる場合、障害物除去班の編成を建設対策班長に命ずる。

建設対策班長は、所属班員等をもって、障害物除去班を編成して、迅速かつ的確に実施する。

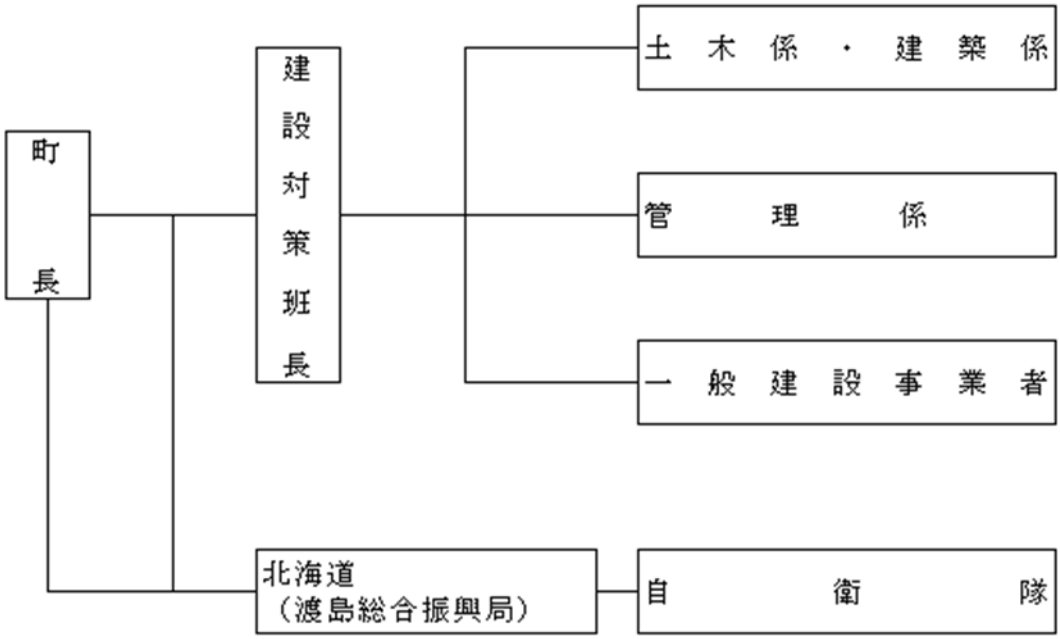

第14節　輸送計画

災害時における応急対策のために、迅速かつ的確に行う輸送については、本計画による。

1　実施責任者

災害応急対策のための輸送は、町長（総務対策班）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

2　輸送を行う対象（場合）

（1）避難のための住民の輸送
（2）緊急医療及び緊急助産を要する者の輸送
（3）応急対策、救出対策等に必要な人員、資機材等の輸送
（4）飲料水の輸送
（5）食料及び生活必需物資の輸送
（6）その他災害復旧対策等のため、災害対策本部が行う輸送

3　輸送の形態

（1）道路輸送

原則として町有車両を使用するが、災害の規模、被輸送者の数等に応じ、必要によっては、町内の一般運送事業者の協力を得て輸送を行う。

（2）海上輸送

「道路通行止めにおける緊急輸送に関する協定」に基づく漁業協同組合等の協力により漁船の借上げをするほか、災害の規模、被輸送者の数、海上の状況等に応じ、海上保安部等の協力を得て輸送を行う。

また、安全な海上輸送を確保するため、漁港施設の耐震化・津波対策整備に努めるものとする。

（3）航空輸送

ア　消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより運航する。

イ　町長から知事（危機対策課防災航空室）に対し電話により要請し、速やかに「消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出（ＦＡＸ）する。

ウ　自衛隊ヘリコプターの要請は、「自衛隊災害派遣要請」による。

（4）ヘリコプターの発着可能場所

ヘリコプターの発着可能場所は、町内小中学校のグラウンド及び被災地近傍の広場等とする。

施 設 名	所在地	広さ（㎡）	電話(01392)
知内町町民グラウンド	字森越103	9.700	5-7801
知内中学校グラウンド	字重内22	24.118	5-5024
知内町ファミリースポーツ広場（多目的広場）	字重内21	20.000	5-6161
知内町役場駐車場	字重内21番地1	10.000	5-6161
知内高等学校グラウンド	字重内984	25.062	5-5071
涌元小学校グラウンド	字涌元247	10.969	5-5219
旧湯ノ里小学校グラウンド	字湯ノ里156	12.690	6-2011
矢越山荘グラウンド	字小谷石514	7.750	6-7471

（5）ヘリコプター等要請系統図

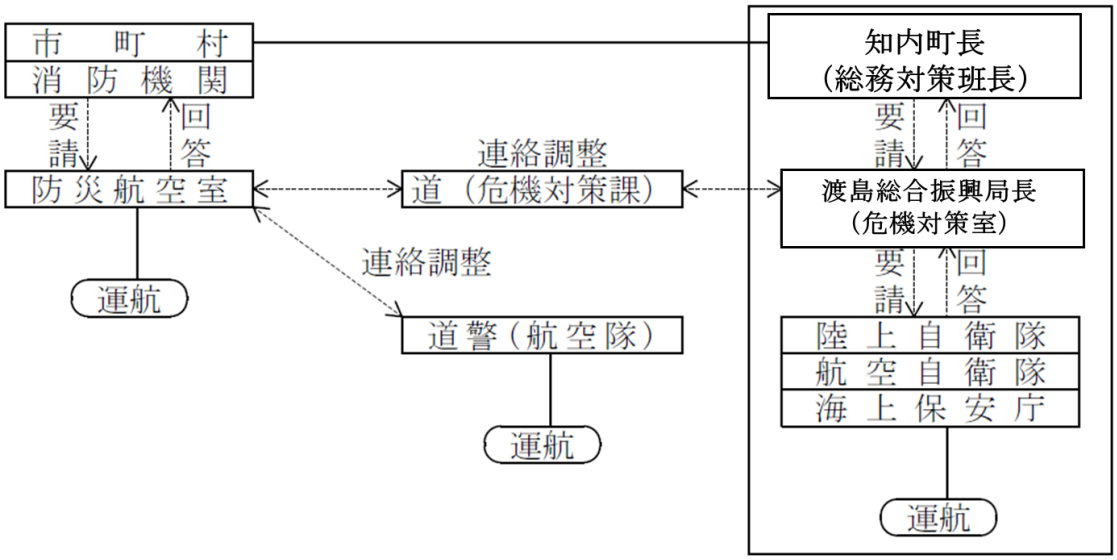

第15節　労務供給計画

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に推進するため、防災関係機関の関係者だけでは効果的な対策を行うことが困難な場合、町内及び町外からの作業従事者の雇用については、本計画による。

１　実施責任者

災害応急対策に必要な作業従事者の雇い上げは、町長（産業対策班）が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

２　作業従事者の雇用を行う対象（場合）

（１）清掃作業等災害応急対策のための雇用
（２）捜索及び処理並びに埋葬のための雇用
（３）救出機械器具操作のための雇用
（４）障害物除去のための雇用
（５）避難及び医療助産の輸送のための雇用
（６）飲料水の運搬給水のための雇用
（７）その他町長が必要と認める場合

３　作業従事者の雇い上げ方法

（１）町内からの雇い上げ

建設事業者、運送事業者に依頼し、機械及び作業従事者を雇い上げる。

（２）町外からの雇い上げ

函館公共職業安定所長に対し、文書をもって、次の事項を明らかにして求人申込みをする。

ア　職種別所要従事者数
イ　作業内容及び作業場所
ウ　作業期間及び賃金等の労働条件
エ　その他必要事項

４　賃　金

当町における同種の業務及び技能に対して支払われる一般の賃金水準による。

第16節　文教対策計画

災害時における通常の教育を実施できない場合の応急教育及び文化財の保全については、本計画による。

1　実施責任者

災害時における幼稚園、小学校、中学校及び高校における教育の確保については、町長及び町教育委員会が行う。また、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、各学校長等が教育委員会と協議をし、具体的な応急計画をたてる。

2　応急教育対策

（1）休校措置

学校長は、学校施設の被災その他の理由により校務の運営上やむを得ないと認めるときは、教育委員会と協議し、休校措置をとる。この場合、各学校長又は教育委員会は、広報車や連絡網、防災情報配信システム等により、各児童、生徒に周知徹底を図る。授業を中断し、帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、低学年児童にあっては保護者を迎えに来らせるか、教職員が地区別に付添うなどの措置をとる。また、必要によっては、父兄や地区消防団の協力を得る。

（2）教育施設の確保と方法

授業実施のための校舎等教育施設の確保は、被害の程度により、おおむね次の方法による。

ア　校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育館等を利用する。なお、不足する場合は、仮設教室の増設を行い、又は2部授業等の方法をとる。

イ　校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、最寄りの学校又は公共施設等を利用する。

ウ　特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、被害を受けない学校又は公共施設等を利用する。また、利用する施設がない場合は、応急仮校舎を建設するなどの措置をとる。

（3）教育の要領

災害の状況に応じて特別な計画をたて、授業の確保に努める。授業を行うことが不可能な場合は、家庭学習の方法等により学力の低下を防ぐよう努める。なお、特別教育計画による授業の実施に当っては、次の点に留意する。

ア　授業の場所が寺院、公共施設等学校以外の施設を利用する場合は、授業の能率化、児童生徒の保健衛生及び安全等に十分に留意する。

イ　教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容及び程度が、児童生徒の過度の負担にならないようにする。

ウ　被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

エ　学校が避難所にあてられた場合には、児童生徒の管理に注意するとともに、授業の効率低下にならないように留意する。

（４）教育職員の確保

教育職員の被災状況を把握するとともに、教育職員が被害を受け減員となった場合、町教育委員会は、速やかに道教育委員会と緊密な連絡をとり、教育職員の確保に努める。

３　教科書、学用品の調達及び支給

（１）支給の対象者

災害により、教科書、学用品等を滅失又は棄損し、就学上支障ある被災世帯の児童生徒に対し支給する。

（２）支給の方法

学校長を通じて、対象児童生徒に支給する。

（３）支給品目

被害状況に応じて、次の品目を現物支給する。

ア　教科書及び教材

イ　文房具

ウ　通学用品

（４）調達方法

教科書の調達は、道教育委員会に学校別、学年別及び使用教科書ごとにその数量を調査報告し、道教育委員会の指示により、教科書取扱店等から給与を受ける。また、学用品の調達は、道教育委員会から送付を受けたものを配付するほか、町内学用品店から調達する。

４　学校給食対策

（１）給食施設に被害を受けた場合は、応急修理を行い、給食の継続を図る。

（２）給食用食材については、町内小売り業者等からの調達を原則とするが、それが不可能な場合は、関係機関と調整の上、直ちに緊急配送を行い、その他の給食用器材、食器等については、応急調達に努める。

（３）衛生管理には特に注意し、食中毒等の事故防止に努める。

第 17 節　雪害対策計画

異常降雪、なだれ等の雪害において、迅速かつ的確な除排雪を実施し、道路交通と住民生活の安全を確保するための対策は、本計画による。

1　実施責任者

（1）道路交通の確保

ア　国道、道道の交通確保については、それぞれの道路管理者が速やかに実施する。

イ　町道の交通確保については、町長（建設対策班及び総務対策班）が行うほか、民間の指定業者に委託して速やかに実施する。なお、道路交通の確保に当たっては、国道、道道及び町道の区分なく歩道及び避難所に通じる避難経路における交通確保も同時に行うほか、道路管理者は道路交通の確保の進捗状況を町長に適切な手段で逐次報告する。

（2）高齢者、要配慮者等の安全確保

高齢者・要配慮者世帯等の安全確保のための屋根の雪の除排雪及び居宅の玄関までの通路の確保並びに、し尿くみ取口周辺の除排雪その他安全確保のための除排雪については、高齢者等屋根雪下ろし事業や地域支援事業における除雪サービス事業により実施する。

（3）住民生活の確保

住民生活上極めて重要な電気、電話及びテレビの放送回線等が雪害を受けた場合は、第 1 章第 3 節に定めるそれぞれの指定公共機関が速やかに復旧対策を実施する。なお、指定公共機関は、それぞれの復旧対策の進捗状況を逐次町長に報告する。

2　雪害対策の体制及び伝達系統

（1）平　日

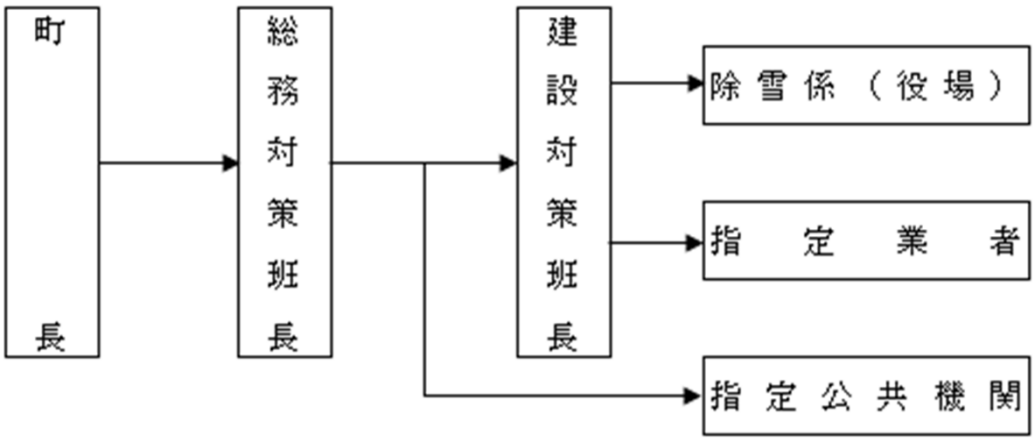

（2）土、日、祝祭日

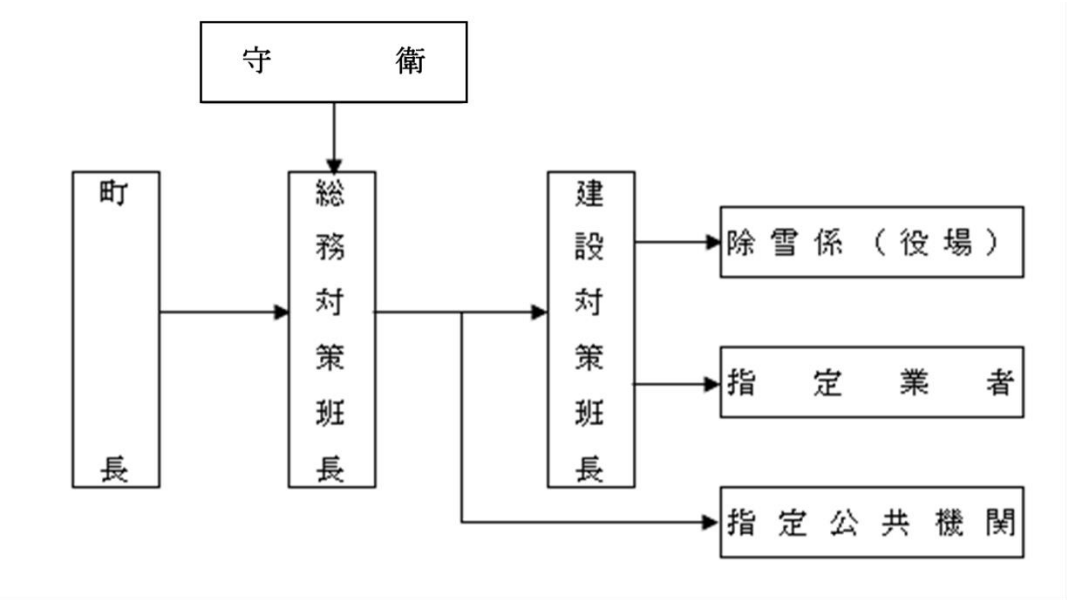

3　雪害情報等の報告、収集及び伝達方法

第3章第3節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に準ずる。

4　雪捨場の確保

町長は、除雪量及び地域の実情を考慮し、必要と認めるときは、町内に必要数の雪捨場を確保し、住民の自主除排雪の促進と利便を図る。なお、河川等を利用する場合は、河川管理者と十分協議の上設定し、溢水災害の防止に努める。

5　除雪機械現有数

知内町		民間	
種別	台数	種別	台数
7 t ダンプ	2台	除雪トラック	1台
タイヤショベル	2台	ダンプ	24台
		トラック	4台
		ローター	1台
		タイヤショベル	11台
		バックホー	17台
		ブルドーザー	3台
計	4台	計	61台

（R5．3．31現在）

6　町道の除雪順位

建設対策班は必要と認めるときは、積雪量、通行量及び通学路の有無、避難所に通じる避難経路等を勘案し、あらかじめ路線の除雪順位について部内要領等を作成する。

7　積雪時における消防対策

第4章第2節「消防計画」に定めるところによる。

8　交通規制

所轄警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、速度規制及び駐車制限等の交通規制の措置を請ずる。

9　警戒体制

各防災関係機関は、気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入る。

10　本部の設置

町長は、第2章第2節3の「災害対策本部の設置及び廃止」基準により、次の状況を勘案し、必要と認めるときは本部を設置する。

ア　大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ　雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって食料、燃料等物流が停止し、人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲等から特に緊急、応急措置を要するとき。

11　スノーモービル隊等の編制

町長は、雪害により通信が途絶した孤立地区の現地状況調査及び各種伝達を行う場合は、本部職員及び民間所有者の協力を得て、スノーモービル隊等を編制し、事態に対処する。

12　埋雪車の処理と乗員の救出等

町長は、路上に埋雪し運行不可能となった車両がある場合、機械力によって除雪を行い、路線を通行可能な状態にして救出するが、不可能な場合、乗員のみを救出し、収容する。なお、この場合、盗難予防のため、貴重品を車から持ち出させることはもちろん、除雪が終了し車両を移動等する場合、必ず運転者（所有者）をもって行わせる。

また、異常降雪等による国道の通行止めにより、町内に滞在を余儀なくされた乗員が発生した場合も公共施設等に収容先を確保するものとする。

13　孤立地区に対する応急対策

異常降雪による孤立地区に対する食料及び燃料等の供給並びに急患等医療助産対策については万全を期し、町有除雪機械、委託業者その他町内土木業者等が有する機械等を全面動員して、応急対策を講じる。

なお、上記対策によっても除雪にかなりの日数を要し、孤立地区において食料、燃料等が不足し、住民生活に深刻な状況が発生した場合や、緊急を要する急患又は助産のための輸送にあたっては、第5章第13節「輸送計画」の中のヘリコプターの要請措置を講じる。また、状況によっては同節「海上輸送」で対応する。

14　公共交通機関の通報義務

ＪＲ、バス等公共交通機関は、業務により把握した路線の状況及び最終運行となる便の動向を、町長、放送機関及び警察署に通報する。

第18節　融雪災害対策計画

融雪による災害対策は、本計画による。

1　気象情報の把握

気象警報等の受領伝達責任者は、気象官署等関係機関との緊密な連絡と、積雪量、低気圧の進路、降雨量、気温の上昇等の諸状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2　河川の警戒等

町長は、消防及び消防団と協力し、町内各河川の融雪による増、溢水による危険を事前に察知し、被害の予防及び拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

（1）町内全河川の巡視警戒を実施し、その状況を逐次受領伝達者に報告する。

（2）常に河川及び下水、側溝等の障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。

（3）現有水防資材の整備点検を随時行う。

3　融雪による災害の発生とその対策

「水防計画」に準ずる。

第 19 節　海難予防及び救助計画

海難防止及び救助については、本計画による。

1　海難防止推進機関

（1）知内町

（2）上磯郡漁業協同組合

（3）函館海上保安部

（4）北海道運輸局函館運輸支局（海事担当）

（5）北海道漁船海難防止センター

（6）北海道

2　海難防止対策

海難の発生を予防するため、町長は、各海難防止推進機関と協力して関係者に対し、次の事項について指導する。

（1）海事法令の違反防止

海事法令等の違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、次の事項について船主及び船長に対し、適切な指導を行う。

ア　海技従事有資格者の乗船

イ　無線従事有資格者の乗船

ウ　救命器具、消火器具等の整備

エ　非常食及び飲料水の備蓄並びに信号用具の備付け

オ　救命ボートの備付け

（2）気象情報等の常時把握

船主、船長及び無線従事者に対し、次の事項について指導する。

ア　気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

イ　漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し適切にその状況を伝えるので、必ず聴取する。なお、荒天時は出漁を見合わせ、出漁中に荒天に遭遇した場合は、早期帰港、避難、避泊等適切な措置を講ずる。

（３）海難防止の指導

船主、船長及び乗組員に対し、次の事項を指導する。

ア　船体、機関、無線機器、救命設備（救命用具、信号用員、飲料水、非常食）及び消防設備の整備

イ　気象状況の常時把握と荒天時における準備態勢の確立

ウ　漁船乗組員の養成と資質の向上

エ　小型漁船の集団操業の励行及び相互救難体制の強化

オ　海事法令の違反防止

カ　海難防止に対する意識の啓発

３　海難救助対策

（１）救助実施機関

ア　知内町

イ　上磯郡漁業協同組合

ウ　函館海上保安部

エ　日本水難救済会知内救難所

オ　木古内警察署

カ　福島吉岡漁業協同組合福島漁業無線局

キ　知内消防署及び消防団

（２）救助の実施

救助実施機関は、相互に協力し、海難による人命及び船舶等を救助するため、次により救助対策を実施する。

ア　知内町は、救助実施機関と密接な連携のもと救護措置を行う。

イ　上磯郡漁業協同組合は、所属出漁船の動向を把握し、海難発生時には各船に適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たる。

ウ　函館海上保安部は、海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を行い、海上保安部以外の機関（者）が海上において、人命、積荷及び船舶の救助を行う場合、当該機関（者）に対し指導及び監督を行う。

エ　日本水難救済会知内救難所は、海難認知の際、函館海上保安部の指導及び監督のもとに水難救助活動を行う。なお、緊急を要する場合は、町長の要請により独自に水難救助活動を行う。

オ　木古内警察署は、町長が行う救護について協力する。

カ　福島吉岡漁業協同組合福島漁業無線局は、漁業無線により出漁船の動向を把握するとともに、各船に適切な指示を与える。

キ　知内消防署及び消防団は、海岸に漂着した積荷の収容、海難者の救護及び遺体の収容に当たる。なお、遺体については、警察官に引き渡す。

4　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理

第 5 章第 11 節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」に準ずる。

5　ヘリコプターによる救出及び捜索

海難の形態、気象状況等により、救出及び行方不明者の捜索活動にヘリコプターを使用することが適当である場合は、資料 8-1「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、第 5 章第 13 節 3－(5)「北海道消防防災ヘリコプター等使用手続系統図」により、直ちにヘリコプターの出動を要請する。

6　関係機関一覧

機関名	住所	電話
函館海上保安部	函館市海岸町 24－4	0138－42－1118
木古内警察署	木古内町本町 550-3	01392－2－4110
道警函館方面本部	函館市五稜郭町 15－5	0138－31－0110
知内町	知内町字重内 21－1	01392－5－6161
日本水難救済会函館救難所	函館市志海苔町 272	0138－58－2161
函館漁業無線局	函館市青柳町 37－8	0138－23－1241
福島吉岡漁業協同組合 福島漁業無線局	福島町字福島 157	01394－7－2302
函館運輸支局	函館市西桔梗町 555-24	0138－49－9902
函館地方気象台	函館市美原 3－4－4	0138－46－2212
知内消防署	知内町字重内 24－1	01392－5－5064
知内消防団	知内町字重内 24－1	01392－5－5064
北海道海難防止センター渡島支部	函館市豊川町 11－9	0138－22－4146
道漁連函館支店	函館市豊川町 11－9	0138－22－4146
上磯郡漁業協同組合	知内町字涌元 34－1	01392－5－5204
日本水難救済会知内救難所	知内町字涌元 34－1	01392－5－5204

第20節　林野火災予消防計画

林野火災の予防及び消防については、本計画による。

1　目　的

林野火災の予消防について、関係実施機関及び協力機関をはじめ、地域住民が一体となって予消防に努め、これが万全を期するため一般に対する警防思想の啓発と林野火災の絶無を期し、木材資源と地球環境の保全を図る。

2　予消防組織

林野火災の予消防対策を推進するため、木古内・知内地区林野火災予消防対策協議会は、次の実施機関及び協力機関をもって組織し、かつ、予消防対策要綱を策定して相互に連絡及び情報交換を行い、計画の実施、指導啓発等予消防対策の円滑かつ効果的な実施を図る。

（1）実施機関

ア　知内町

イ　木古内町

ウ　檜山森林管理署

エ　知内町森林組合

オ　はこだて広域森林組合

カ　各森林愛護組合

キ　営林会（北海殖産株式会社、三井物産フォレスト株式会社、山大産業株式会社、千歳林業株式会社）

ク　木古内警察署

ケ　知内消防署

コ　木古内消防署

サ　知内消防団

シ　木古内消防団

ス　北海道旅客鉄道株式会社函館支社

（2）協力機関

ア　渡島総合振興局西部森林室

イ　知内町教育委員会

ウ　木古内町教育委員会

エ　知内町及び木古内町の各小・中学校及び高等学校

オ　新函館農業協同組合知内営農センター

カ　上磯郡漁業協同組合

キ　木古内地区林産協同組合

ク　株式会社北海道新聞社木古内支局、株式会社函館新聞社

ケ　知内町及び木古内町の各建設業者及び造林造材業者
コ　知内町町内会連合会
サ　木古内町町内会連合協議会
シ　北海道電力株式会社知内発電所

3　気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな原因となるので、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期する。

（1）林野火災気象通報

気象の状況が林野火災予防上危険であると認められるときは、函館地方気象台から渡島総合振興局を通じ、次に定める気象通報により、関係機関に通報する。

気象通報の種類

気象通報の種類	説明
火災気象通報	予報期間、最大風速、実効湿度及び最小湿度の予想を通報する。
情報（原則として週間予報に含める。）	○○日から○○日にかけては、空気の乾燥した状態が続く見込みです。
乾燥注意報及び特に火災の危険を指示した強風注意報	火の取扱に注意してください。
火災気象通報及び風に関する注意報・警報の解除	○○日○○曜日○○時○○分解除します。

（２）伝達系統

函館地方気象台から発表された通報の連絡は、次のとおりとする。

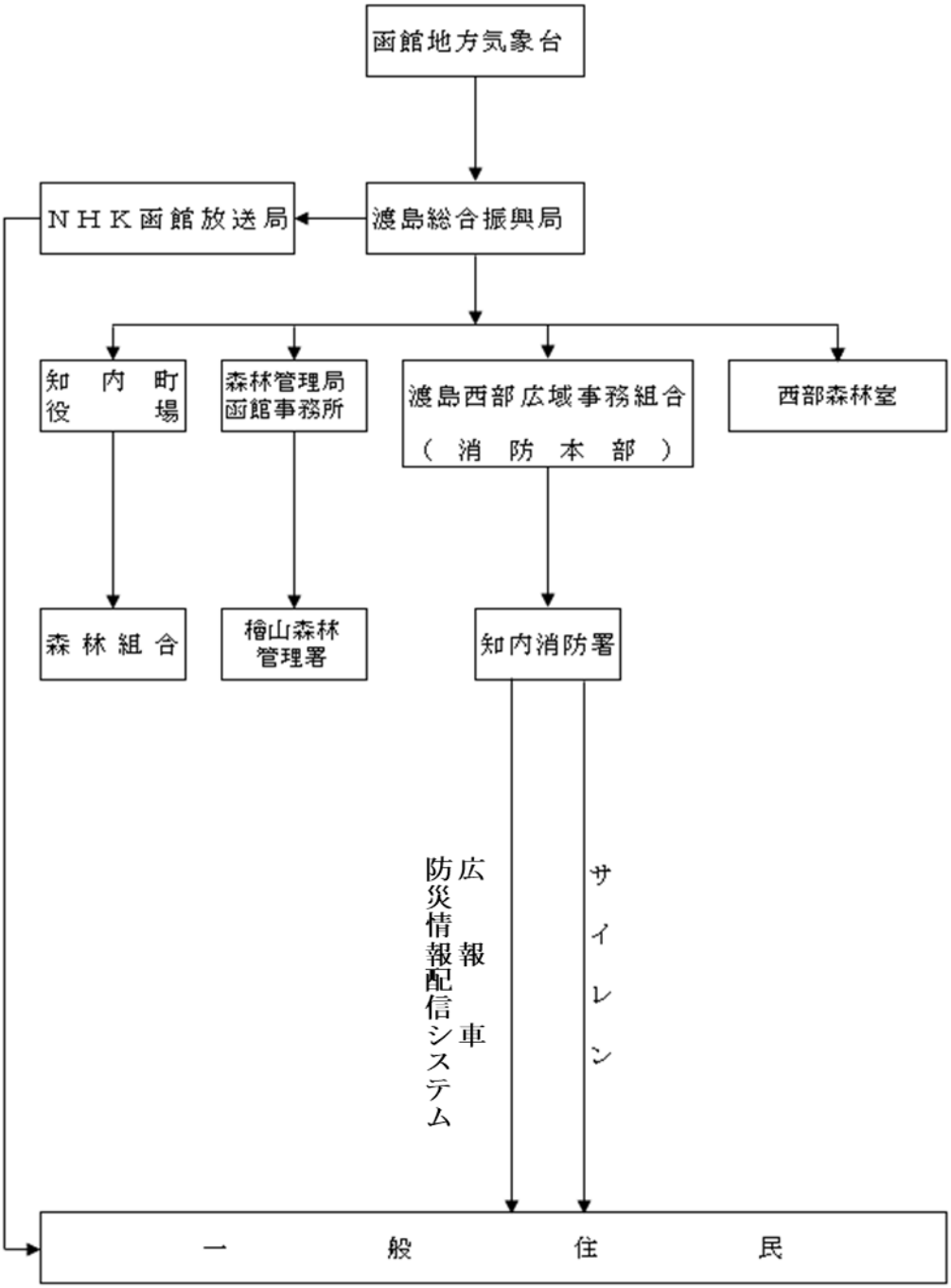

4　林野火災発生通報対策

林野火災発生時における通報系統は、次のとおりとする。

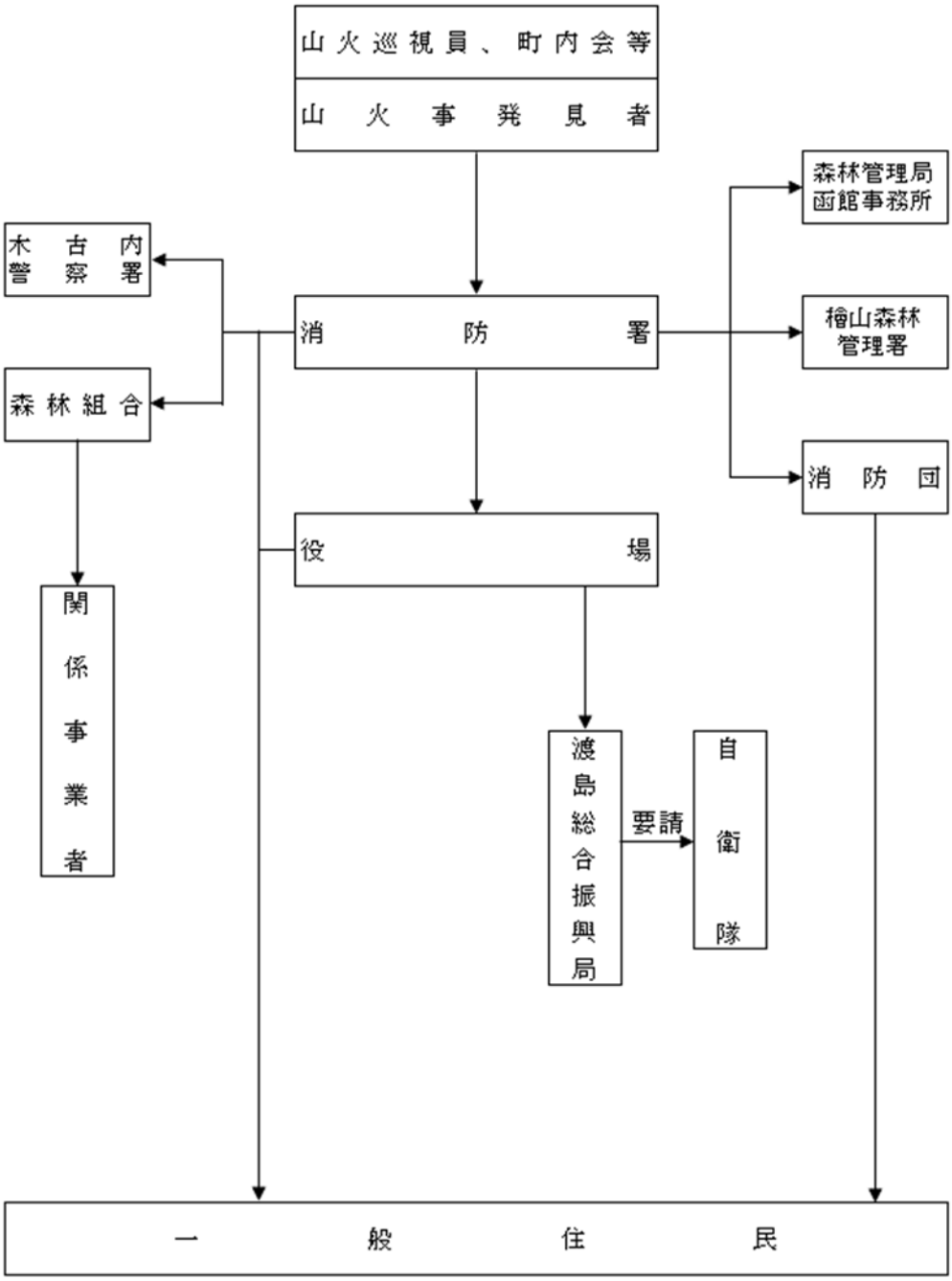

5　警防（山火事予防）思想の啓発

林野火災に対する関心をより一層向上させるため、次の事項を実施して警防（山火事予防）思想の普及を図る。

（1）新聞、ラジオ、テレビ、広報誌等による啓発

一般入林者、レジャーのための入林者及び事業入林者に対して、森林愛護と火気の取扱について、新聞、ラジオ、テレビ、広報誌、防災行政無線等による啓発を図る。

（2）ポスター、ステッカー、看板、掲示板等による啓発

ステッカー及びチラシを配付するとともに、ポスター、看板、掲示板等を要所に掲示して、平素から山火事予防思想の啓発を図る。

（3）ポスター、標語等の募集による啓発

小・中学校の協力を得て、児童及び生徒からポスター、標語等を募集する中で、山火事予防思想の啓発を図る。

6　予防対策

特に火入れによる失火及び入林者によるタバコの不始末による失火に対し、強力に指導するとともに、気象情報を的確に掌握し、林野火災の未然防止に努める。

（1）気象情報の伝達

林野火災の大部分は、入林者の不注意が気象条件とあいまって誘発又は拡大する実態にあるので、函館地方気象台が発表する乾燥注意報、火災気象通報等を的確に把握し、定められている伝達系統により速やかに末端まで伝達周知するとともに、次の方法により一般に周知する。

ア　山火事に関する気象情報（乾燥注意報）を受けたときは、必要に応じて次に示す旗を掲げ、解除のときは同旗を降ろして、一般に周知する。

乾燥注意報 発　令　中

地色は黄色、文字は黒色
横 1．5m、縦 1．0m

イ　山火事が発生しやすく甚だ危険である旨の火災気象通報を受けたとき及びこれを解除したときは、消防法施行規則別表第 1 の 3 の定めるところにより、一般に周知する。

※　乾燥注意報～最小湿度 35％以下、実効湿度 65％以下

※　火災気象通報～最小湿度 35％以下、実効湿度 65％以下で、かつ、陸上の平均風速が 13m／S 以上

ウ　前記旗の掲揚は、木古内・知内地区林野火災予消防対策協議会の知内町内の実施機関全てとする。

（２）火入れ対策

林野火災の危険の最も憂慮される期間である 4 月から 6 月までは、火入れ厳禁の措置を取るなど、火入れの指導警戒を強力に推進する。

ア　火入れの方法については、火入れの許可（別紙 1）をとらせ、町、森林組合、森林管理署、西部森林室等がこれを指導する。

イ　火入れ許可連絡等には万全を期し、できる限り共同火入れ又は適正な作業要員を確保して実施させる。

ウ　火入れ許可の付帯条件は、完全に励行させる。

エ　火入れ実施中に乾燥注意報、火災気象通報等が発令され、気象条件が急変した場合は、直ちに消火を行わせる。

オ　火入れ跡地の完全消火に努め、責任者は、1～7 日間程度監視確認を励行する。

カ　無許可火入れを防止するため、強力に趣旨の徹底と警戒に当たり万全の対策を講ずるとともに、無許可火入れ者に対して、その責任を強く追及する。

キ　火入れには火気取扱責任者の配置を推進するとともに、極力防火線、防火樹帯を設置するなど、町、森林組合、西部森林室等は積極的に指導する。

ク　田及び畑でのごみ焼きによる林野への延焼並びに造林地でのたき火及びごみ焼きによる失火も増加しており、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、危険期間中及び気象条件を勘案しながら十分な指導を行う。

（３）事業者対策

チェンソー等林業機械が原因となった林野火災の発生が増加する傾向にあるので、特に次の事項について強力に指導する。

ア　燃料又は引火性薬剤の直近では絶対に火気を使用しない。

イ　機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切り、エンジンを止め、安全な状態にしてから、じょうご、管付容器等を使用して補給する。

ウ　ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグ配線の緩み等の点検整備を励行する。

エ　マフラーのカーボンに火が付くことによる飛び火、外部についた油に配線の緩み等によるスパーク、高熱のエンジンなどにより、引火することのないように注意する。

オ　火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。

カ　失火時の応急対策として、火気責任者等複数の者が小型消火器を持参する。

（４）入林者対策

ハイカー、山菜採取者等入林者の増加に伴い、これら入林者によるタバコ、たき火による林野火災を防止するため、林野防火思想の啓発と取締りを一層強力に推進する。

（５）鉄道沿線火災予防対策

乗客及び鉄道工事従事者のタバコによる林野火災を防止するため、次の事項について対策を実施する。

ア　危険地帯の焼き払い

イ　列車通行中火災発見の際の緊急通報

ウ　山火事消防出動の際における鉄道用地及び線路の通行の便宜と鉄道電話使用の便宜

（６）山火巡視員の活動

林野火災の予防と早期発見のため、町は山火巡視員を配置し、巡回活動に当たらせる。なお、国有林に配置する森林管理署の巡視員は、巡視途上にある民有林又は町有林の山火事予防に積極的に協力する。

（７）山火事予防のための取締り

林野火災は、個人及び公共の財産を奪うばかりでなく、身体、生命と公共の安定、秩序を脅かし、更には地球環境の悪化にも影響を与える重大事象であるため、失火者及び無許可火入れ者その他不法行為者は、法に基づき厳正な処置を取る。

なお、関係機関は、取締りについて積極的に援助し、協力する。

7　消防対策と自衛隊及びヘリコプターの要請

林野火災は被害額の甚大化、森林資源の減少等から短時に消火し、火災の拡大防止に努めなければならないので、関係機関による消火体制の強化を図り、各種手段を講じて早期消火に努める。

ア　山火事発生通報の確立

イ　国及び道の積極的な協力体制の確立

ウ　地元消防組織では消火困難な火災の規模又は地形等の場合は、第 4 章第 2 節 11－(1)「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、広域的な消防組織の応援を求める。

また、自衛隊の派遣が必要な場合は、町長（総務対策班長）は、第 5 章第 21 節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、直ちに派遣を要請する。

さらに、急峻な地形等のため人力による消火活動が不可能な場合は資料 8-1「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、第 5 章第 13 節 3－(3)「航空輸送」及び同節 3－(5)「北海道消防防災ヘリコプター等使用手続系統図」により、直ちにヘリコプターの出動を要請する。

別紙１

火　入　許　可　証

許可番号

年　　月　　日

火入申請人　　住　所

氏　名

知内町長　　㊞

月　　日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

１	火入場所	北海道上磯郡知内町字
２	面積	総面積　　ｈａ（　　区画）
３	日的	
４	期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日（　日間）
５	火入れの期間	日の出から午後３時まで
６	火入責任者	
７	指示事項	別添指示事項を厳守のこと。

裏　面

指　示　事　項

知　内　町

1　火入れの際は必ず許可証を携行し、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに許可証を返納すること。

2　火入れを行う日時を決定したときは、火入れをする当日までに役場と消防署へ必ず連絡をすること。予定を変更したときもまた同じ。

3　火入れ責任者は、直接火入れの指揮監督に当たり、また、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ、火入れをしてはならない。

4　火入地の周囲は、幅6米以上の防火線を設置し、防火線の中の柴草、落葉、枯損木等の可燃物を除去して、延焼のおそれのないようにすること。

5　火入れの際は、年齢15才以上の消防に従事できる能力を有する従事者を、下記のとおり置くこと。

イ　0．5ha未満の場合　10人以上

ロ　0．5ha以上1．0ha以下の場合　15人以上

6　火入従事者に造林鎌、唐鍬、スコップ、鋸、バケツ、携帯消火器等の器具を携行させ、万一の場合に備えること。

7　火入れは、日の出後に着手し午後3時までに終ること。また、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、従事者を火入れの場所から退去させてはならない。

8　火入れはできる限り小区画ごとに風下から行い、傾斜地にあっては上方から下方に一方から行うこと。

9　火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合は、火入れを行ってはならない。また、火入中に各注意報、警報が発令されたとき及び風勢等によって他に延焼するおそれがあるときは、直ちに中止すること。

10　火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たって、万一の場合、役場及び消防署に連絡できる体制を確保すること。

〔以上厳守〕

第21節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、本計画による。

1　災害派遣要請の実施責任者

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合に、町長は、災害派遣要請権者たる知事（渡島総合振興局長）を通じ、自衛隊法第83条の規定による部隊等の災害派遣要請を行う。

2　災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため、「公共性・緊急性・非代替性」の要件に留意し、概ね次の基準により行う。

（１）人命救助のための応援を必要とするとき。
（２）孤立者、埋没者等の救出のための応援を必要とするとき。
（３）高潮、高波、洪水、津波等の災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
（４）大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
（５）大規模な災害が発生し、復旧対策のため応接を必要とするとき。
（６）救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
（７）主要道路の障害物の除去及び応急復旧に応援を必要とするとき。
（８）応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応接を必要とするとき。
（９）その他町長が必要と認めたとき。

3　災害派遣要請の手続

町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって知事（渡島総合振興局長）に依頼する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

（１）災害の状況及び派遣を必要とする事由
（２）派遣を希望する期間
（３）派遣を希望する区域及び活動内容
（４）派遣部隊が展開できる場所
（５）派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

4　緊急を要する場合の派遣要請

町長は、人命の緊急救助に関し、知事（渡島総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（渡島総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報する。ただし、この場合、速やかに知事（渡島総合振興局長）に連絡し、前記3「災害派遣要請の手続」を行う。

5　災害派遣部隊の受入体制

町長（総務対策班長）は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、宿泊所、車両、機械等の保管場所の準備、派遣部隊及び総合振興局との連絡責任者の氏名、作業計画等について協議調整の上、必要な措置をとる。

6　災害派遣部隊の撤収要請

町長（総務対策班長）は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別紙2）をもって知事（渡島総合振興局長）にその旨を報告する。なお、事情によっては口頭又は電話等で報告し、その後速やかに文書を提出する。

7　派遣（撤収）要請関係連絡先の窓口

機関名	住所	電話
渡島総合振興局危機対策室	函館市美原４丁目 6-16	0138－47－9400
陸上自衛隊第 28 普通科連隊長（指定部隊）	函館市広野町 6－18	0138－51－9171（第３科）
海上自衛隊函館基地隊司令（指定部隊）	函館市大町 10－3	0138－23－4241（警備科）

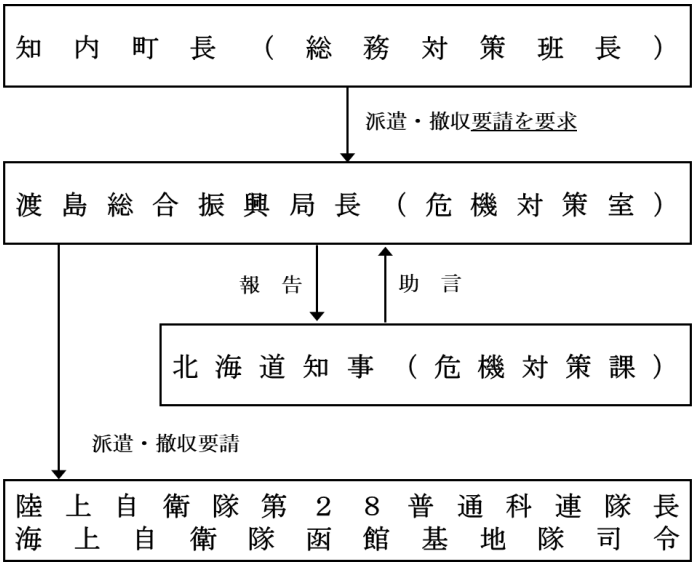

別紙１

知　　総　　号
年　　月　　日

北海道知事（渡島総合振興局長）　殿

知内町長　　印

災害派遣の要請について

標記のことについて、次のとおり人命保護等のための緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

①災害の種類	
②災害の状況	
③派遣を要請する理由	
④派遣を必要とする期間	年　月　日～　年　月　日（　　日間）
⑤派遣を必要とする人員	
⑥派遣を必要とする船舶	
⑦派遣を必要とする車輌	
⑧派遣を必要とする航空機	ヘリコプター　　機、用途
⑨派遣を必要とする区域	知内町　　区域
⑩活動内容	
⑪その他参考事項	

別紙２

知　　総　　号
年　　月　　日

北海道知事（渡島総合振興局長）　殿

知内町長　　印

災害派遣部隊の撤収について

標記のことについて、次のとおり災害派遣の目的を達成したので、自衛隊の派遣部隊の撤収について、よろしくお願いします。

記

１　撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤収の理由

３　その他参考事項

8　経費の負担

（1）知内町の負担

ア　資材費及び機械借上料

イ　電話料及びその施設費

ウ　電気料

エ　水道料

オ　くみ取料

カ　その他

（2）その他経費の負担

その他必要経費については、自衛隊と協議のうえ、決定する。

（3）関係機関等から施設、設備等の提供を受けた場合の利用

派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

9　派遣活動

（1）被害状況の把握

（2）避難の援助

（3）遭難者（行方不明者）の捜索救助

（4）水防・消防活動

（5）道路又は水路の警戒及び障害物の除去

（6）診療、防疫、病虫害防除等の支援

（7）通信及び交通規制の支援

（8）人員及び物資の緊急輸送

（9）炊飯及び給水の支援並びに簡易浴場の設置

(10) その他

第22節　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策については、本計画による。

1　実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

2　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

（1）応急措置の準備

ア　所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資器材の備蓄及び調達方法等を定めておく。

イ　災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

（2）応急措置の実施

所管の施設の防護のため逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められ、又は当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、若しくは町民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、道、市町村、関係機関及び自衛隊の協力を求める。

（3）災害終局時の応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、前号に準じ、応急措置を実施する。

第23節　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の確保及び居住の安定対策については、本計画による。

1　実施責任者

町長（建設対策班長）が行い、災害救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

2　応急仮設住宅の建設

町長は、必要により、災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を建設する。

（1）建設戸数

ア　被災滅失住家戸数の3割以内

イ　激甚災害の場合、災害により滅失した戸数の5割以内

（2）規格構造

住宅一戸の床面積の合計が「19㎡以上75㎡以下」とし、再度の被災を防止する構造とする。

3　応急仮設住宅の入居基準

（1）当該災害により住居を滅失した世帯であること。

（2）当該災害発生後3か年間の入居者の月収は、北海道地域防災計画で定める額以下であること。

（3）現に同居し、又は同居しようとする親族である世帯であること。

（4）現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

4　建築資材の確保

町長（建設対策班長）は、建築資材等の調達先を別に定めておく。なお、町長が建築資材等の調達が困難な場合は、道及び関係機関に調達の斡旋等を依頼する。

第 24 節　人的及び家屋等被害調査計画

この計画は、被災地の災害実地調査について定めることを目的とする。

1　実施責任者

町長（総務対策班長）は、被災者及び被災家屋等の実地調査を迅速に行う。

2　住民組織に対する協力要請

町長は、必要に応じて被災者及び被災世帯の実地調査について第 2 章第 3 節に定める住民組織の応援を求めて実施することができる。

3　被害調査の報告

総務対策班は、被害の調査結果を別記様式の被災世帯調査表により、速やかに町長に報告する。また、町長は、渡島総合振興局長に対して第 3 章第 3 節 5「災事情報等報告取扱要領」により、報告する。

別記様式

被　災　世　帯　調　査　表

No.

月　　日調査

調査員

<table>
<tr><td colspan="2">地区別（住所）</td><td></td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯主氏名</td><td></td><td rowspan="2">世帯
構成
人員</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">棟数</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">避難先</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業(従業員数)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">町民税課税区分</td><td colspan="6">1　非課税　　2　均等割　　3　所得割</td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯種別</td><td colspan="6">1　被保護世帯　　2　身障世帯　　3　老人世帯
4　母子世帯　　5　要保護世帯　　6　その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅被害の判定</td><td colspan="6">1　全壊　　2　流失　　3　半壊　　4　一部損壊
5　床上浸水（　　cm）　6　床下浸水</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被害の内容等</td><td colspan="2">人　　身</td><td colspan="3">被災者氏名</td><td colspan="3">被災状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住家</td><td>区分</td><td colspan="6">1　持家　　2　借家　　3　アパート　　4　間借
5　施設　　6　その他</td></tr>
<tr><td>要措置区　分</td><td colspan="6">1　仮設住宅　　2　応急修理（　　）
3　障害物除去（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">家　　財</td><td colspan="3" rowspan="2">1　被服・寝具　（特に　　）
2　生活必需品　（特に　　）
3　学　用　品　（教科書・通学用品）</td><td rowspan="2">給与の要否</td><td>被服等</td><td>要否</td></tr>
<tr><td>学用品</td><td>要否</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ の 他</td><td colspan="6">火災保険加入状況　　家屋（　　円）
家財（　　円）</td></tr>
<tr><td colspan="8">世　　帯　　の　　状　　況</td></tr>
<tr><td>人　員</td><td>続柄</td><td colspan="2">氏　　名</td><td>年　齢</td><td>性別</td><td>職　　業</td><td>備　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）1　「住宅被害の判定」は、第3章第3節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」6「被害状況判定基準」～別表3により被害の内容を調査の上、当該項目の数字を○で囲む。

2　「世帯の状況」の「続柄」欄には同居人、下宿人、寄宿人、宿泊人等その旨を記入

3　「職業」欄には第5章第6節「衣料、生活必需品等物資供給計画」に基づく、配給(貸与)品目、数量、要措置事項、被災者の生計住居措置の見込み等を適宜記入すること。

4　「職業」欄には児童、生徒の場合は、小5、中2、高3等と記入する。

※　本調査は後日、見舞金や災害弔慰金等の算定の基礎となり、被災者間に不公平を生じさせないためにも、厳密な調査を要する。

第６章　特殊災害対策計画

第１節　地震災害対策計画

地震により火災、家屋の倒壊等の災害が発生するおそれのある場合又は当該災害が発生した場合における応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、津波災害対策については、別冊「知内町地震・津波防災計画」による。

１　組織及び活動

（１）災害対策本部の設置

地震による災害が発生した場合は、知内町地域防災計画第２章第２節３の定めるところにより、災害対策本部を設置し、状況によっては、他の市町村、道及び防災関係機関の協力を得て、応急活動を実施する。

（２）配備体制

本部が設置された後、直ちに関係機関は、知内町地域防災計画第２章第２節「知内町災害対策本部」に定められるところにより非常配備体制をとるが、特に休日、勤務時間外において、これらの非常事態が発生した場合及び有線電話が途絶した場合、職員は、非常連絡を受けるまでもなく速やかに登庁し、それぞれの部署につく。

（３）各対策班の活動

各対策班は、知内町地域防災計画第２章第２節８「災害対策本部の業務分担」に基づき、それぞれの活動を開始する。特に知内消防署にあっては、地震火災による被害拡大防止と人命救助活動及び避難誘導に当たる。

２　通信連絡体制

災害情報を収集して、災害の実態を正確、迅速に把握し、的確な応急措置を実施し、災害初期の混乱を防止し、関係情報を一般住民に周知することにより、流言飛語の流布を防止し、人心の動揺その他社会不安の醸成を抑止する。

（１）通信連絡の方法

知内町地域防災計画第３章「災害情報通信計画」に定めるところによる。

（２）有線電話途絶時の連絡

有線電話が途絶した場合の通信連絡は、北海道総合行政ネットワーク（衛星通信）及び行政無線電話等を活用するほか、次の要領で実施する。

ア　無線基地局を火災の延焼から極力守るとともに、安全な場所に移転するなど　無線の安全を確保する。

イ　各関係機関のもつ移動無線、携帯無線を動員して、有効適切な通信連絡体制を確保する。

ウ　放送局、新聞社との情報連絡体制の緊密にするとともに、漁業無線、アマチュア無線局などの非常無線連絡協議会の組織を通じ、通信の万全を図る。

エ　交通不可能地域及び有線電話不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を確立する。

（３）放送機関の優先利用

緊急を要する場合で特別の必要があるときは、関係放送局に災害に関する通知、要請、伝送、警報（火災警報のみ）等の放送を依頼することができる。

３　広報活動

（１）広報の準備

広報車、防災情報配信システム等の諸設備は、突発的災害においても直ちに使用できるよう平常時から点検、整備を行い、また、直ちにその職員を確保できる体制をとり、初動広報活動の万全を期する。

（２）広報の内容

広報内容の主なるものは、次のとおりとする。

ア　避難所等について（避難所の名称及び位置、避難経路等）

イ　交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込み日時、道路交通状況、通話可能区域、開通見込み日時）

ウ　火災状況（発生箇所、規模、避難指示等）

エ　電気、水道、公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

オ　医療救護所の開設状況

カ　給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

キ　衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、品目、対象者等）

ク　河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）

ケ　住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

（３）広報の方法

防災行政無線、広報車、ラジオ、テレビ、新聞等を利用して迅速かつ適切なる広報を行う。

４　被害状況の調査活動と報告

（１）地震による災害（建物の倒壊、火災、津波等）が発生した場合は、各対策班は直ちに全町的な被害調査を行い、町長に報告する。

（２）町長は、上記の被害内容を第３章第３節「災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に基づき、災害情報等を知事（渡島総合振興局長）に報告する。

５　消防対策

（１）消火活動

地震における被害が大規模となる要因は、集落地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼であることから、これら火災発生及びその拡大を最小限にくい止める初期消火活動が、迅速に行われることが重要である。

消火活動は、第一次的に消防署が実施するが、そのほかに必要な消防署及び町の活動は、次のとおりである。

ア　消火活動に関する情報の収集及び関係機関への提供

イ　北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請

ウ　町内の事業所、他市町村、道関係機関等あて緊急消火剤及び資器材の提供要請

エ　消火対策指導のため、道に対して危険物消火（処理）担当者の派遣要請

オ　必要によってはヘリコプターによる消火のための出動要請を知事（渡島総合振興局長）に対して行う。

（２）消火用水の確保（川水、海水による消火活動）

ア　地震により防火水槽及び消火栓が破壊され、当該防火設備を使用できない場合

イ　火災の発生箇所が多数にのぼり、又は大規模な火災が発生し、応援要請により近隣の消防機関から消防車等多数の消防力をもって消火活動を行う場合や、既設の防火水槽及び消火栓では数的あるいは水量的に対応しきれない場合、川水・　海水を使用して消火活動を実施する。

ウ　消防署は、上記の場合を想定し、町内各地区において、川水及び海水の具体的な取水地点等を定めて日頃から実働訓練を実施し、火災による被害を最小限にくい止める効果的な消火活動に努める。

（３）危険物の保安活動

ア　火薬類について、知事は次の措置をとる。

（ア）火工品を取扱う製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火　　薬庫の全部若しくは一部の一時使用停止を命ずる。

（イ）火工品を取扱う製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取扱う者に対して、製造、販売貯蔵、運搬、消費及び廃棄について一時禁止又は制限する。

イ　石油類及び薬品について、町長は次の措置をとる。

（ア）被害が広範囲にわたり引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに、区域内住民に対する避難立退きの指示をする。

（イ）火災防御は、知内消防署及び消防団がその消防力を有機的に運用して実施し特に火災の状況及び規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他機関の応援を受ける。

（ウ）流失、転倒したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施する。

ウ　放射性物質について、知事及び町長は次の措置をとる。

火災等により放射線障害が発生し、又は発生のおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射量の測定を併せて行い、延焼防止に主眼を置き、汚染区域の拡大を防止する。

６　避難対策

（１）避難指示等

第３章「災害情報通信計画」第１節４「避難指示等を行う広報車の運行分担等」に準じて、速やかに危険地区の住民に対して避難指示等を行う。

（２）避難指示等の周知徹底

ア　周知の方法

（ア）有線電話等最も迅速な方法により関係機関に連絡する。

（イ）広報車を危険区域に出動させるとともに、防災行政無線により周知する。場合によって放送機関に周知のための放送を依頼する。

イ　避難指示等の内容

（ア）避難対象地域（地区）

（イ）避難所（施設）

（ウ）避難経路

（エ）避難理由及び避難の際の火災、盗難予防などの注意事項

（３）避難施設の選定要件及び管理

地震、津波による家屋の倒壊、焼失等により、住居を喪失したものを収容するための避難施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

ア　避難施設等の選定要件

（ア）救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。

（イ）津波、浸水等の被害のおそれがないこと。

（ウ）給水、給食等の救助活動が可能であること。

（エ）地割れ、崖くずれ等が予想されない地盤地質地域であること。

（オ）耐震構造で倒壊、損壊等のおそれがないこと。

（カ）その他被災者が生活する上で町長が適当と認める場所であること。

イ　避難所の管理

（ア）避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておく。

（イ）避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。

（４）避難の方法

ア　避難誘導

避難誘導は、知内町職員、消防職員及び消防団員、警察官その他指示権者の命を受けた職員が当たるが、避難立退きの誘導に当たっては、老幼婦女子病人等を先に行い、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。

イ　移送の手段

（ア）小規模の場合

避難立退きに当たっては、避難者は各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両舟艇等によって移送を行う。

（イ）大規模の場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において処置できないときは、道に対し応援を求めて実施する。

7　救出対策

（１）住民等による救出、救助活動

地震、津波等の災害は、火災の同時多発やり災地の広域性の特性から消防職員を主体とした救出、救助が困難な場合は、住民等に対する協力要請や住民等による自主的な救出、救助活動の実施を促進する。

ア　付近住民等に対する協力要請

町長は、緊急を要すると認めるときは、現場付近の住民又は現場にいる者に対して、基本法第 65 条の規定に基づき、救出、救助活動に従事協力をさせることができる。

イ　住民組織等に対する協力要請

町長は、第2章第3節「住民組織等に対する協力要請」に定めるところにより、町内会、日赤奉仕団、婦人会等に対し、協力を要請する。

（2）消防、警察官等による救出、救助活動

町長は、震災等により緊急に救出、救助活動を要する住民があることを察知したときは、火災の発生状況等を勘案し、消防機関等と協力し救出、救助を実施する。

（3）自衛隊の災害派遣要請

災害の規模及び形態により、自衛隊による救出対策が必要な場合は、第5章第21節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、速やかに派遣要請を行う。

8　医療救護対策

医療救護対策については、第5章第8節「医療及び助産計画」に基づいて実施する。

9　給水対策

地震により水道施設が被災し、又は飲料水が枯渇し、若しくは汚染して飲料水の供給が不可能となったときは、住民に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図る。

応急給水については、第5章「災害応急対策計画」第7節「給水計画」に定めるもののほか、次の方法により万全を期する。

（1）給水措置

ア　現況を全体的に把握して、総合的な給水体制を整備する。

イ　給水車、搬送車、搬送用容器、労務不足等をきたした場合には、これら給水車、容器等（給水タンク、ポリ容器及び洗浄車等を含む。）の調達をするとともに、関係機関の出動を要請する。

（2）給水方法

ア　給水車又は容器による搬送給水

取水地点及び取水量を定め、給水車又は搬送容器に入れ、自動車等により搬送し、及び給水する。

イ　濾過器による濾過給水

（ア）給水能力、範囲等を考慮のうえ、現地において給水を行う。

（イ）給水に際しては、病院又は避難所に対して優先給水を行う。

10　応急工事の基本方針

（1）被害の状況に応じて、排土、盛土、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の仮工事により、一応の確保を図る。

（2）応急工事の順位としては、救助活動のための道路及び災害応急活動を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

（3）水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

11　他の計画の準用

次の項目については、計画第 5 章「災害応急対策計画」及び第 6 章「特殊災害対策計画」の各節にそれぞれ定めるところによる。

- 職員の動員計画
- 災害広報計画
- 水防計画
- 避難救出計画
- 食糧供給計画
- 衣料、生活必需品等物資供給計画
- 給水計画
- 医療及び助産計画
- 防疫計画
- 廃棄物処理計画
- 行方不明者の捜索並びに遺体の収容、処理及び埋葬計画
- 障害物除去計画
- 輸送計画
- 労務供給計画
- 文教対策計画
- 雪害対策計画
- 融雪災害対策計画
- 海難予防及び救助計画
- 林野火災予消防計画
- 応急土木対策計画
- 住宅対策計画
- 人的及び家屋等被害調査計画
- 地震災害対策計画
- 救急医療対策計画
- 急傾斜地防災対策計画

地震に対する心得

1　地震のときの心構え

（1）何よりもまず火の始末をする。

（2）引き戸及びドアを開けて逃げ口を確保する。

（3）慌てて外に飛び出さない。

（4）避難は徒歩で手軽にする。

（5）狭い路地、塀のそば、崖ぶちを避けて通る。

（6）山地では山崩れ、傾斜地では崖崩れに注意する。

（7）消火栓の破裂等による低地での浸水に注意する。

（8）確実な情報に従い、冷静に行動する。

（9）秩序を守り、お互いに助け合う。

2　地震に対する普段の心構え

（1）防火の対策をしておく。

（2）家具類は固定しておく。

（3）寝室ではタンス等の前では寝ない。

（4）隣近所と有事の際、救出等についてお願いしておく。

（5）避難先、連絡方法等を家族で確認しておく。

（6）非常持ち出し品として、貴重品や当座の必需品（食料、水、医薬品、下着等）をバッグ等に入れ、いつでも持ち出せるようにしておく。

（7）普段から防災訓練等に参加するように心がける。

第２節　救急医療対策計画

天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多様の死傷者が発生した場合、当該傷病者に対して、防災関係機関が迅速かつ的確な救急医療措置を実施しうる体制を確立し、もって被害の軽減を図るための対策は、本計画による。

１　実施責任者

災害時における救急医療は、関係機関の協力を得て町長（民生対策班）が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて日赤道支部が行う。

２　救急医療の対象と範囲

（１）対　象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、有害物の流失、列車、航空機などの転覆、墜落その他大規模な事故により、集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関が総合的救急対策を必要とする事態を対象とする。

（２）範　囲

傷病者発生と同時に行う応急手当、初期診療及び傷病者の病状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。

なお、死体の検死、検案、洗浄、縫合等の処理を含む。

３　救急医療本部の設置

町長は、救急医療対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して対処する。

4　関係機関の業務の大綱

機関名		業務の大綱
北海道	渡島総合振興局	1　救急医療についての総合調整 2　救急医療についての現地事故対策本部の設置（ただし、対象地域が１市町村内の場合を除く。） 3　災害派遣医療チームに対する出動要請 4　医療材料の確保 5　自衛隊の派遣要請
	木古内地域保健支所	1　医療、救護地区の実態を調査し、状況に応じて救護班の編成と現地への派遣 2　被災者に対する保健指導及び看護、投薬指導 3　医薬品及び医療器具の確保、補給の斡旋
知内町		1　現地対策本部の設置 2　応急救護所の設置及び管理 3　死傷者等の救出、搬送及び身元確認 4　渡島医師会、北海道に対する医療チームの出動要請 5　医薬材料の確保 6　感染症法に基づく防疫業務 7　ヘリコプターの出動要請
知内消防署 知内消防団		1　死傷者等の救出、搬送及び身元確認 2　災害現場の救急医療に関する必要な措置
自衛隊		1　要請に基づく死傷者等の救出及び搬送 2　救急医療物資の輸送支援
道警函館方面 木古内警察署		1　死傷者等の救出、搬送及び身元確認 2　交通路の確保及び規制 3　災害現場における各種警備
函館海上保安部		1　海上災害における死傷者等の救出及び搬送 2　日本水難救済会函館救難所に対する協力要請 3　死傷者等の身元確認
日赤北海道支部		1　救援物資の給与
渡島医師会		1　医療班の出動による医療の実施 2　医療施設の確保
北海道警察		1　ヘリコプターによる傷病者等の輸送

5 集団救急医療体制

渡島医師会長は、町長の要請に基づき、災害救急医療班を編成し、応急医療に当たる。

なお、医療班の構成基準（医師、看護師、事務職員等）は、渡島医師会長の定めるところによる。

（1）集団救急医療体制に係る要請項目

ア　災害発生の日時、場所、原因及び状況

イ　出動の時期及び場所

ウ　出動を要する人員及び資機材

エ　その他必要な事項

（2）災害救急医療班の編成機関

町内・外の病院及び医院の医師、看護師、助産師及び事務員

（3）出動範囲

渡島医師会長は、町長の要請に基づき災害救急医療班を出動させるときは、災害の規模及び状況に応じて医療班の範囲を決定招集し、出動を命ずる。

（4）災害情報の通報伝達

通信連絡の方法は、第３章「災害情報通信計画」に定めるところにより実施し、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を動員して、有効適切な通信体制を確保する。

6　応援要請

災害規模等必要に応じ、知事（渡島総合振興局長）に対し、次のとおり応援要請を行う。

（1）傷病者の救出及び搬送並びに救急医療物資の輸送の支援（自衛隊）

（2）渡島歯科医師会、分会の支援

7　救急医療活動報告書の提出

渡島医師会長は、町長の要請により災害救急医療班を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長に提出する。

（1）出動場所及び出動機関

（2）出動者の種別及び人員

（3）受診者数（死亡、重傷、軽傷別）

（4）使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容（数量、額）

（5）救急医療活動の概要

（6）その他必要事項

8　経費の負担及び損害補償

（1）経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を何れの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

ア　知内町

知内町が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ　北海道

災害救助法が適用された災害の場合

ウ　企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び、災害発生の原因が企業体等にある場合

（2）実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は災害救助法施行令第 11 条の規定に基づき知事が定めた額又は災害対策基本法の規定に準じた額に従って、また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損についてはその実費を時価で、それぞれ前号の負担区分により弁償する。

（3）損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、これによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償する。

第３節　急傾斜地防災対策計画

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「危険区域」という。）等の災害予防及び応急対策を定め、住民の生命、身体及び財産の保護を図るための対策については、本計画による。

１　実施責任者

町長が行う。

２　危険区域の現況

危険区域の現況及び整備等については、第 4 章第 1 節「重要警戒区域及び整備計画」のとおりとする。

３　本部の設置及び職員の動員

第 2 章第 2 節「知内町災害対策本部」及び第 5 章第 1 節「職員の動員計画」の定めるところにより、緊密な連携のもとに危険区域の総合的応急対策を行う。

４　情報収集及び伝達

気象警報等は、第 3 章「災害情報通信計画」及び第 5 章第 2 節「災害広報計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行う。

なお、危険区域の情報内容は、雨量、地表水、湧水、表層、亀裂、樹木等の傾斜、住家等の損壊並びに住民及び滞在者の数とする。

５　危険区域の情報連絡責任者

情報連絡責任者は、危険区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握し、通報する。

6　危険区域における警戒体制

（1）警戒体制の基準雨量（第3章に定める気象注意報、警報を準用）

区分	基準雨量	
第1警戒体制	大雨注意報	1日の雨量が平地で50㎜を超え、又は1(3)時間雨量が15(30)㎜以上の降雨があって、雨による災害が予想される場合
第2警戒体制	大雨警報	1日の雨量が平地で100㎜を超え、又は1(3)時間雨量が40(60)㎜以上の大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

（2）警戒体制の内容

ア　第1警戒体制

危険区域情報連絡員に電話等で警戒巡視を依頼し、広報車、防災情報配信システム等により地域住民に周知徹底をする。

イ　第2警戒体制

第5章第2節「災害広報計画」及び第4節「避難救出計画」の定めるところにより、地域住民に避難の指示等を行う。

7　警戒区域の巡視

知内消防署及び災害対策本部は、気象情報に留意し、警戒区域を巡視して異常現象を発見した場合は、第3章第2節「災害通信計画」に定めるところにより、必要な措置を行う。

8　避難及び救助

災害から住民を保護するため、避難及び救助の必要が生じた場合は、第5章第4節「避難救出計画」及び第3章第1節「気象警報等の伝達計画」等に定めるところにより、避難指示等の処置を行う。

第７章　災害復旧対策計画

第１節　災害復旧の基本方針

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原型復旧に止まらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図る。

実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第２節　災害復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

１　公共土木施設災害復旧事業計画
（１）河川公共土木施設災害復旧事業計画
（２）海岸土木施設災害復旧事業計画
（３）砂防設備災害復旧事業計画
（４）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
（５）道路公共土木施設災害復旧事業計画
（６）港湾土木施設災害復旧事業計画
（７）漁港土木施設災害復旧事業計画
２　農林水産施設災害復旧事業計画
３　都市災害復旧事業計画
４　上、下水道災害復旧事業計画
５　住宅災害復旧事業計画
６　社会福祉施設災害復旧事業計画
７　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
８　学校教育施設災害復旧事業計画
９　社会教育施設災害復旧事業計画
10　その他災害復旧事業計画

第３節　災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画に定める基準による。（資料編資料 11　「災害復旧予算措置に係る国庫負担及び補助率一覧」）

第４節　激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に復旧事業ができるよう努める。

第５節　応急金融対策

１　農林漁業応急融資

（１）天災による被害を受けた農林漁業者等に対する資金の融資は、「天災融資法」を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。

（２）「日本政策金融公庫資金」の活用を図り、農林漁業経営の維持安定を図る。

（３）農地等の災害復旧資金として「農林漁業施設資金」など積極的導入を図る。

２　生活確保資金融資

（１）生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、次の必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保する。

ア　生活福祉資金

イ　母子・寡婦福祉資金

ウ　災害援護資金貸付金

エ　日本政策金融公庫資金

（２）被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住宅を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

ア　災害援護資金貸付金又は災害復興住宅資金

イ　母子・寡婦福祉資金の住宅資金

第８章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１節　推進計画

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

計画は、別冊「知内町日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」のとおりとする。

第２節　津波避難対策緊急事業計画

令和４年６月、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、令和４年９月、知内町は「地震防災対策推進地域」（推進地域）及び「津波対策特別強化地域」（特別強化地域）に指定された。

津波対策として必要なハード整備事業は、津波避難対策緊急事業計画に搭載し、内閣府の承認を得ることにより、その財源として国費がかさ上げとなる。

第３節　防災対策計画

法で定める特定の施設・事業の管理運営者は、不特定多数の住民を津波から守るための体制を整備するため、防災対策計画を作成し、届出書とともに北海道危機対策局に送り、知内町へ写しを提出する必要がある。

このため、防災対策計画の作成について、支援することとする。